HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	十月革命前夜のロシアにおける教員組合運動
Author(s)	所, 伸一
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第1447号
Issue Date	1979-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32507
Type	doctoral thesis
File Information	1447.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

主　論　文

十月革命前夜のロシアにおける教員組合運動

所　伸一

昭和54年

論　文　目　次

第Ⅰ章　専制最末期の教育とブルジョアジー　001
第１節・専制教育省の政策の矛盾　001
第一項　第一次革命後のロシアにおける社会対立　001
第二項　主要政党の教育政綱　006
第三項　地主・貴族層と教育省による反攻　013
第四項　民族的制限の継続　015
第五項　教育制度と内容の矛盾の深化　018
第２節・初等普通教育実施の問題とブルジョアジー　023
第一項　第三国会と普通教育問題　024
第二項　国庫補助と地方自治体　029
第３節・国民教育問題全ロシア大会　032

第一項　新しい革命的高揚期の教員　033
第二項　教員の自己向上要求　035
第三項　政府の新方針とリベラル派　039
第四項　ラジカルな民主主義の教育学　042
第五項　労働者階級のはたらきかけ　052
第4節・自由主義ブルジョア教育相下の学校改革　055
第一項　帝国主義戦争とロシア　056
第二項　専制とブルジョアジーの妥協　057
第三項　教育相イグナーチェフによる教育改革　060
註　068
補註　079

第II章　二月革命期のブルジョアジーの教育政策：臨時政府・教育省の政策　084
第1節・教育省機構改革　084

第一項　臨時政府のデレンマ　084
第二項　教育省人事　086
第2節・教育機関の改革　089
第一項　高等教育改革　089
第二項　中等学校再編の試み　094
第三項　小学校統一・世俗化のやり残し　099
註　103

第Ⅲ章　全ロシア教員組合の再生　108
はじめに　108
第1節・二月革命前夜の教員の要求と教員団体　111
第一項　リベラル教育相イグナーチェフの教員政策　111
第二項　全ロシア教育会内部の教員組合再建要求　117
第2節　二月革命後の教員の活動の開始　134
第一項　両首都教員の全ロシア組合

再建準備 134
第二項　各地の教員組合結成の動向 148
第3節・全ロシア教員組合の再建 166
第一項　三大教員大会 166
第二項　全ロシア教員組合再建大会 176
小結 185
附録資料——全ロシア教員組合規約 190
註 204

第Ⅳ章　国民教育国家委員会の結成過程：臨時政府下の教育改革推進機関の設置をめざす全ロシア教員組合の闘争 223
はじめに 223
第1節・協議機関設置に対する教育省の積極的対応 226
第2節・社会団体による国家委員会設置の要求 231
第3節・第2回全ロシア教員大会（8月） 247

第４節・教育省と教員組合・国家委員会の新しい関係 282
第５節・国民教育国家委員会の構成と活動 294
註 313
結語 336

第Ⅰ章　専制最末期の教育とブルジョアジー

第1節　専制教育省の政策の矛盾

第一項　第一次革命後のロシアにおける社会対立

前世紀末葉、ロシアにおいては既に資本主義的生産様式が支配的体制となっていた。従って、伝統的な地主と農民の二大階級に加えて、資本家と労働者が重要な地位を占めつつあった。しかもロシア資本主義は、先行のフランス帝国主義に従属しつつ、自らもまた、1900～1903年の世界経済恐慌に乗じて生産の集中と金融の寡頭制とを強めて独占資本主義を確立し、急速に帝国主義段階に移行したのであった。こうしてロシアには、「地主、国家あるいは国家首長への勤労大衆の農奴的隷属に基礎をおく」きわめて多数の封建制の残

存物をともなった帝国主義が生まれていた。(1)

ツァーリと称する最大の地主、ロマーノフ家（Романовы）を首長とした専制、絶対主義君主制のこのロシア帝国で、ブルジョア的自由の欠除のため、封建遺制と資本主義とによる二重の苦しみを強いられてきた労働者と農民及び被抑圧民族が、専制の打倒と民主主義共和制を求めて広範にたちあがったのが、1905年1月9日の「血の日曜日」に始まる第一次ロシア革命＝ブルジョア民主主義革命であった。この大闘争の中でプロレタリアートは、

労働者が何十年ものあいだ「当局」にむなしく期待してきた改善を、1905年の数ヵ月のあいだに、たたかいとった。プロレタリアートは、ロシアの全人民のために、短期間ではあったが、ロシアにかつて見られなかった出版、集会、結社の自由をたたかいとった。プロレタリアートは、……、ツァーリから憲法の詔書をうばいとり、これき

り永久に、代議機関によらずにはロシアを統治できないようにした（レーニン）(2)のであった。

しかしこの闘争も、ツァーリ権力の打倒に至らなかった限りで、敗北であった。そして専制側は、人民の側の闘いが弱まっていくのにつれて、かれらが革命の中で獲得したものを次々に奪い返して行き、この中で1907年に革命情勢の終焉をみたのであった。

本論文全篇の序章にも相当するこの第Ⅰ章は〝専制の最末期〟における教育の営みを検討対象とするが、その最末期とは、上述の第一次革命の終焉をもって開始されたところの、ロシア専制の発展における特別の一段階の謂なのである。すなわち、それは、君主制を廃して共和制に進む能力を有しないブルジョアジーと、右翼地主層との、究極的には同盟を体現する議会（第三・第四国会）をもったブルジョア君主制であった。

そしてこの体制は、農村における安定した社会的基盤としての富農層をつくり出すべく、ブルジョア的農業政策、すなわち、いわゆるストルィピン（Столыпин, П. А. 1862－1911。内相、在任1906.4.26－1911.9.5）の土地改革を実行する。しかしこの政策はその意図のごく部分的な達成に止り、農民大衆の零落と農村労働者の増加が進み続けるのである。

かくしてこの期のブルジョア君主制は、都市プロレタリアートと、上の農民・農村労働者の動向を、絶えず、脅威の対象として見守ることになるのであった。

最後に、この時期のロシアにおける主要な社会勢力を分類・整理しておこう。

第一には、地主を経済的基礎としたツァーリ権力であった。これは政治的には主に、右翼、貴族、僧侶などによって代表された。

第二には自由主義ブルジョアジーであった。これはブルジョア化した地主、大独占をふくむ産業・金融ブルジョアジーが基盤である。

政党の段階では右は「十月十七日同盟」（オクチャブリスト Октябристы ）、左は弁護士、大学教授、医師、ジャーナリストなど自由業者が多く参加する「立憲民主党」（カデット Кадеты ）、そしてこれらの中間に位置する「進歩派」があった。

第三には民主主義派であった。これはさらに二つに分けることができた。一つは、農民と都市中間層を基盤とした小ブルジョア民主主義派、つまり政党レベルでは「社会革命党」（エスエル Эсеры ）とその分裂右派である「人民社会党」（エヌエス Энесы ）、及び「ロシア社会民主労働党メンシェヴィキー（Меньшевики ）」などに代表されるグループであった。今ひとつは、労働者・貧農に支えられたプロレタリア民主主義派、政党では「ロシア社会民主労働党ボリシェヴィキー（Большевики ）」、であった。1917年の2月までは、専制の地主権力を打倒する、ブルジョア民主主義革命が人民の側の課題であった。従ってこの第三の

諸勢力による統一戦線は、結成可能であり続けた。

第二項　主要政党の教育政綱

次にロシアの主要政党の綱領要求のうち、教育にかんする条項の抜萃を掲げる。（地主・貴族層の教育要求は本論文の第三項において述べられる。）

大ブルジョアジーの代表としてのオクチャブリスト党は1905年11月10日に結成宣言を上げた。1906年発行の資料集に掲載された下記の要求は、結成宣言以後、1906年2月の同党創立大会までの間に作成されたと思われる。(3)

「人民の知的水準の向上とかれらの間での教育の普及との下で初めて人民が政治的成熟も経済的福利も手にし得ると期待できること、現在遂行されつつある政治的改革の運命そのものは、かなりの程度、住民が賜った諸権利の行使に至る意識性の度合

にかかっていること、以上を考慮して、〔10月17日〕同盟は、国民教育費が国会の立法活動において前面に押し出されること、ならびにこの費用の充当のためにごく広範な資金が支出されることに賛意を表明する。

なかんずく、普通初等教育がごく短期間で実際的に完遂され得るためにはあらゆるまだてが取られなければならない。それと共に、中等及び高等の教育機関、とくに技術教育機関の数が、現実的社会的必要の範囲内で、教育機関の開設と維持における私人と社会団体のイニシャチヴのごく広範な自由を保有しつつ、ふやされなければならない。同時に、教授要綱がその簡素化と実生活への接近とのために改訂されなければならない。また、さまざまな段階の学校の間に直接的接続性が確立されなければならない。(4)

つぎに、カデット党の綱領における教育要

求は、以下、教育におけるブルジョア民主主義を表現すべくそれなりに入念に仕上げられた、包括的なものであった。（この綱領は、上記の1906年発行の資料集に掲載されたことからすれば、1905年10月12～18日のカデット党創立大会から、1906年9月24～25日の第4回大会までの間に作成されたと思われる(5)）。

VIII. 教育問題について

国民教育は教育の自由・民主主義・地方分権の原理に基づいて組織されなければならない。これには次のような原則の実現がふくまれる。

50. 性、出自、宗教に伴う、学校入学に対する一切の拘束の根絶。

51. すべてのタイプの教育機関の開設と組織化における及び校外教育の分野における、私人と社会団体のイニシャチヴの自由。教授の自由。

52. すべての種類の学校のさまざまな階梯の間には、初級階梯から上級階梯への進

級を容易にするための直接的連絡が確立されなければならない。

53. 大学及びその他の上級学校における完全な自治と教授の自由。その校数の拡大。聴講料の値下げ。広範な住民層のための上級学校の教育・啓蒙活動の実施。学生の自由な組織。

54. 中等教育機関の数は社会的必要にふさわしく拡大されなければならない。その授業料は引下げられなければならない。地方の社会的諸機関に対しては、教授＝訓育事項の設定への広い参加権が与えられなければならない。

55. 初等学校における普通・無償・義務教育の実施。初等教育の地方自治機関の管理への移行。自治機関による、貧困な生徒への物的援助の実施。

56. 地方自治機関による、成人住民のための教育機関、成人白叶基礎学校、民衆図書館、人民大学の建設。

57. 職業教育の発展。(6)

自由主義ブルジョアジーのオクチャブリスト・カデット両党はこれ以降、上の教育要求の実現のためにいかなる態度を示すのであろうか？

さて、エヌエスは、以下の要求を掲げている。

文化の領域においては、1)国家と学校からの教会の分離を主張しなければならない。2)国民教育の分野で勝ちとらなければならないのは次のものである。すべての市民にとって平等な教育を受ける権利とすべての段階における教育の無償性。生徒の母語で行われる初等国民学校における、全員就学できる義務的な教育。中等及び初等学校の地方自治機関への移管。学校の自治並びに学校教育と校外教育における私人と社会団体のイニシャチヴの自由。教授の自由。一般教育を基礎とした職業教育と専門教育の

広範な発達。(17)

エスエルは次のようにごく一般的に要求を提起している。

国庫による義務的、全般的ですべての者にとり平等な一般教育。言語の同権。(18)

最後に、この国の最左翼の政党であり、唯一のマルクス主義政党であるロシア社会民主労働党の綱領から教育関連条項を引いておこう。

8．住民は母語で教育を受ける権利をもつ。この権利は、そのために必要な学校を国家と自治機関の負担で設立することによって保障される。

13．国家からの教会の分離と、教会からの学校の分離。

14．男女を問わず16歳未満のすべての児童にたいする無償の義務的な一般教育と職業教育。貧困な児童には国家の負担で食事、

衣服、学用品を支給すること。

5．企業家が学齢期（16歳未満）の児童の労働を使用することは禁止される。未成年者（16～18歳）の労働時間は6時間に制限される。

7．婦人の働くすべての工場その他の企業に乳幼児のための保育所をもうけること。子どもに哺育中の婦人は、3時間に1回以上、毎回少なくとも30分、作業を免除される。(9)

これは、1903年7月17日～8日10日開催の第2回党大会で採択された綱領である。したがって、これは、1917年4月まで、原則の上ではボリシェヴィキ派とメンシェヴィキ派の両派に共通の要求であった。ボリシェヴィキーは1917年4月～5月に綱領を改訂し、教育要求においても理論的な深まりに応じた改正を施す。しかしメンシェヴィキーは1903年綱領にとどまるのであった。

それでは項をあらためて、教育の営みをめぐる具体的な諸対立を追跡しよう。

第三項　地主・貴族層と教育省による反攻

1905～7年の革命後においても、専制政府教育省の行動の主たる決定者は、右翼地主層・黒百人組貴族であり、そして、彼らが1906年に結成した連合貴族評議会であった。(10)

この評議会が執行機関となっている貴族団代表大会は、毎回、教育の問題を大きな比重で取りあげ、学校の「民族教育と宗教教育に基づく健全化」を狙ったうこつな要求を打ち出していた。

第7回貴族大会（1911年2月9－15日）は学生ストライキに対して教育相カソー（Кассо, Лев Аристидович　1865－1914）がひきおこした大学の混乱のさなかに開かれたが、そこでは、相次ぐヒステリックな発言とともに、中等学

校生徒と大学生への監督の強化、大学の入学制限、大学の新設に原則として反対、学校間の連続化に絶対反対、教区立学校の存続などが主張された。この大会後、彼らは、革命後一段と普及してきた自由主義の代表的小学教科書の追及にのり出し、『第二次ロシア革命の学校内準備（Школьная подготовка второй русской революции）』と題したパンフレットをまとめ、教会と皇室への愛情が十分でないとして「告発」した。(11)

なお、地主出身議員たちが、この頃、国会内で、プロイセンとフランスが1830、40、70各年代の革命後、国民教育と宗教教育を僧侶・教会の活動と結びつけた事例にロシアもならうことを議論しているのは興味深い。(12)

教員に対する弾圧はきびしかった。小学校教師だけでも革命時の運動に関連して処分された者は23,000名に達した。(13)非合法の全ロシア教員組合は1909年に活動停止を余儀なくされている。第一次革命の時の内相で代表的な

右翼地主のドゥルノヴォー（Дурново, П. Н.　）のごときは、一般に学校教師があらゆる身分の出身者から成ることに既に不安を抱いている。(14)教員弾圧の主な手段は転勤と免職だった。それは教員のみならず、国民学校視学官、同監督官、中等学校長にも及び、シュヴァルツ（Шварц, А. Н.　在任1908.1.1－1910.9.25）、カソー（在任1910.9.25－1914.11.26）の両教育相期を通じて猛威をふるった。それによる空席はしばしば、教育の仕事とはおよそ無縁の人物、あるいは準備教育を一切うけていない人物で満たされ、(15)視学、監督、校長はそのほとんどが民族主義団体「ロシア国民同盟」員・支持者となっていた。(16)

第四項　民族的制限の継続

教育における特定民族の権利の制限は、この期、戦争準備の一環として強められている。母語による教育に関しては、非ロシア民族学校の教師には当該民族の人物、あるいは生徒

の使用言語をよく理解できるロシア人を任命すべしとした1906年1月の規則が1913年に改められた。この新しい規則は、母語による教育の実施を最下級の2年間だけに制限し、しかも児童がロシア語では授業を理解できない場合にのみ許されるという留保条項付であった。まさにこの条項が利用されて、各学校当局が特に選んだ保守的傾向の教師を用いたロシア語による授業がふやされていったのだった。(17)

いっぽうユダヤ人に対する専制からの多くの抑圧は独特のものであり、革命後は一段ときびしさを増している。これについて少しまとめて見ておこう。古典中学（гимназия）と大学に関するユダヤ人の「百分率規準（процентная норма）」は、いわゆる「御者・料理人の子弟」のギムナジア入学禁止の回章が出された1887年の7月、教育大臣デリャーノフ（Делянов, И. И. 在任1882.3.16－1897.12.29）の命令として出され、ユダヤ人入学者数を定員の、ペテ

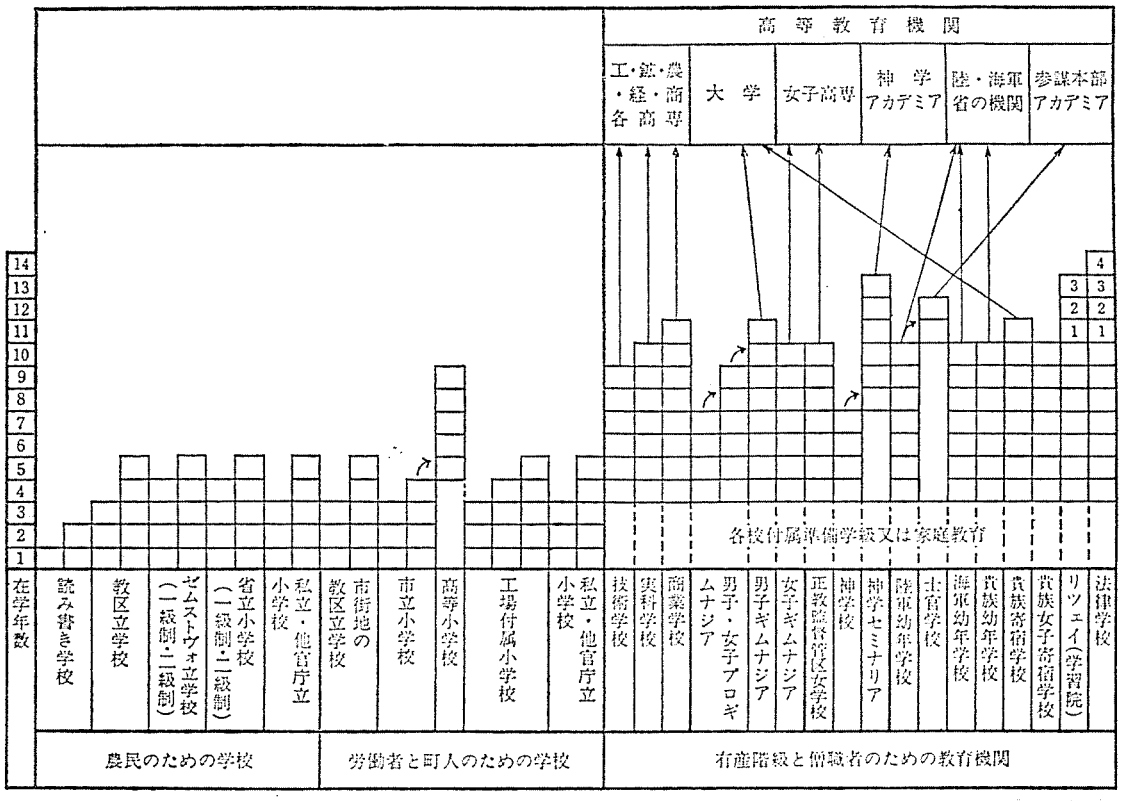
ルブルグ・モスクワ両首都では3%以内、「定住区域」外では5%以内、定住区域25県では10%以内に、それぞれ制限したものだった。この規準は、1905年の一連の「譲歩」以後ほとんど無視されたが、1907年秋以降、ふたたび抑圧措置のひとつとして引張り出され、1908年9月16日、「ユダヤ教徒の〔高等〕教育機関入学の百分率規準に関する」勅令として法律化されたのである。これは翌1909年8月22日、修正を加えてギムナジアにも導入された。この修正は規準を両首都で3%から5%に、定住区域で10%から15%に、また一般区域は従来通り、とすると同時に、私立ギムナジアにも適用を拡大するというものだったが、(18)それは明らかに革命後の私立ギムナジアの進出に対抗する措置だった。さらに第7回貴族大会直後の1911年3月、教育相カソーの命令で百分率規準の適用は入学者数から入学試験受験希望者数に変更され、ユダヤ人の入学は大幅に減らされていった。なお、この措置

は、中学から大学へ直接に進学しなかった全生徒の政治思想穏健証明の提出義務化と同時にとられたものだったことをつけ加えておく。(19)

第五項　教育制度と内容の矛盾の深化

専制崩壊以前の学校系統は図Ⅰ-1のとおりである。つまり、基本的に身分制的学校制度のままであった。しかしそれは、絶えずそれ

図Ⅰ-1　革命前夜の教育体系(20)



自身の内から、そして下から揺さぶられていた。

小学校は、1911年の政府調査で、62種の名称の下にあり、国民学校をもつ官庁は17にのぼることが確認された。従ってそれは財源、管理形式、教授内容の点でもまちまちであった。(21)こうした不統一は専制にとっても全一支配のために障害であった。そこで政府は1909年3月、新しい「初等学校設置令」案を第三国会に提出、これらの小学校の法的な整備と、教区立学校を除く小学校の教育省への管理統一をめざしたが、これは国会に対する上院である国家評議会の反対に遇って失敗している。(22)

教授内容については、政府は1897年2月に『初等国民学校にて教授さるべき模範教科目要綱（Примерные программы предметов, преподаваемых в начальных народных училищах ведомства Министерства Народного Просвещения）』を教育大臣に認可させたままだった。その内容は、神の法（1週当り6時間。以下同）、

教会スラブ語読み書き（3時間）、ロシア語（8時間）、書写（2時間）、算数（5時間）という3年課程を想定したものに過ぎず、量・質ともに貧弱なため、力がある進んだ県、郡ゼムストヴォは4年制、5年制の学校用の独自の教案・教授要目をもつに至った。各地に見られた拡充のための科目には、歴史、地理、博物、描画、唱歌、体操、手芸、手の労働、などが入っている。(23)(補註1)

しかし、小学校の充実を求めながら同時に人民の要求は、初等教育段階でとどまるものでもなかった。ヴォローネシ県ゼムストヴォが1912年に、小学校卒業生の中学への直接進学の許可を教育省に願い出、(24)サラートフ県カメシュキル村の農民が1913年初めの郷会で、自分たちの子どものためのギムナジアを設けることを取決めているように、(25)学校の単線化は切実な要求だった。

ところで「高等小学校」であるが、これは1872年設置令に基づく都市学校を、1912年6

月25日付設置令により「格上げ」したものだった。それは専制側による唯一の制度的変更であり、この学校からギムナジアへの進学を法的に承認したものであった。しかし、それは志願者に対し無理なふたつの外国語の試験を課しており、現実には進学不可能の状態を改めるものではなかった。(26)

中学校をめぐる対立は国会を舞台に表面化した。

第三国会は中等専門諸学校の卒業生に大学入学を許可することを要請したが、(27)政府はこれを拒否し、さらに第四国会は、実科学校と神学セミナリアの卒業生に大学進学を可能にする法案を可決したが、これも実現しなかった。

理由は実科学校にあった。実科学校は革命期の「譲歩」としての教授内容の大幅改正により、その普通教育水準がギムナジアに接近し、7年制の普通教育中等学校になっていた。また実科学校卒業生はラテン語の補充試験に

合格することで大学入学の権利を与えられた。(28)さらに、古典語の代わりに博物と用器画法が教科目に入ったこと、物理、地理、数学な

表Ⅰ-1　大学・ギムナジア・実科学校生の出身身分構成と実科学校動態(29)

(1897年人口センサス)	身分名	実科学校 1895.1.1	実科学校 1904.1.1	実科学校 1914.1.1	男子ギムナジア・プロギムナジア 1914.1.1	大学 1913
		全102校	141校	284校		
125,640,021	(絶対総数)	26,002	46,425	80,800	152,110	35,695
%		%	%	%	%	%
1	世襲貴族	37.4	32.3	22.6	32.5	7.7
0.5	一代貴族・官吏					28.3
0.5	聖職者	0.8	1.5	2.9	5.6	10.3
0.5	名誉市民・商人	43.8	43.8	9.5	9.9	10.9
10.7	町人・職人			29.6	26.9	24.3
77.1	農民	11.8	19.3	32.1	20.0	13.3
6.6	異民族	4.7	2.5	1.5	1.0	5.0
3.1	その他	1.8	0.6	1.8	4.3	
100.0	(計)	100.3 ママ	100.0	100.0	100.2 ママ	99.8 ママ

どが増強されたこと、これらが相まって実科学校は急速に評判を高め、(30)都市住民と農民を集めることになったものだった。〔表Ⅰ-1参照〕

ここに至ってシュヴァルツとカソーの教育省によって大学進学権が奪われたのである。事態は、教育省自身の調査でも1912年の実科学校全卒業者4376人のうち3875人（88.6％）

の多くが、「さらに学びたい」との希望を表明している厳たる事実の前で、(31)専制が教育機会に関してブルジョアジーと人民のすべてにとって障害であることを自ら証明したものだった。

一方、シュヴァルツ・カソー期の「試験が懲罰手段と化した(32)」古典中学校と実科学校は、国会議員提出の幾つかの学校改革法案を通して批判された。その中で最もラジカルな法案のひとつは、「現在の中等学校は……デ・トルストイ（Д.А.Толстой）伯爵〔教育相、1866－1880〕の時代の悪しき遺産である……」と述べている。(33)(補註2)

第2節　初等普通教育実施の問題とブルジョアジー

ロシアでは1905年の革命後になって初めて、いわゆる普通教育実施問題の全国的解決へむけての努力がはじまった。何といっても革命

期にたちあがった労働者と農民が要求として取上げたことが圧力となっていた。労働者・農民出身の国会議員への付託要求書には、ごく重要な政治上の要求に匹敵するものとして、普通教育の実施要求も入っていた。(1)

政党では既に1903年にロシア社会民主労働党がその綱領要求に、「16歳未満の……無料の義務的な普通教育と職業教育」を定式化していたが、(2)この革命の中で相次いで結成された、(3)ブルジョアジーはじめ各階級・階層をそれぞれ代表する政党も、そのほとんどが、普通教育導入の必要を掲げていった。(4)

第一項　第三国会と普通教育問題

第三国会（1907.11.1－1912.6.9）は革命情勢が終わった後、改悪選挙法に基づいて「選出」された国会で、ツァーリ専制を支えるための機関だった。この国会で最大の政党は「地主的ブルジョアジーと産業ブルジョアジーの層を代表する(5)」オクチャブリストで、これ

が国民教育に関する審議に直接、大きな影響を与えていた。

政府・教育省は国会開会日の11月1日、「ロシア帝国普通初等教育導入基本法」案を提出した。それは①学齢は8、9、10、11歳。②4年制小学校。③学校構成規模(教員1人当り生徒数)－50名。④通学距離－3ヴェルスター〔約3.2キロメートル〕。⑤授業料無料。⑥地方自治体への国庫補助金－教員1人当り給与(年)360ルーブル、「神の法」教師、同60ルーブル、但し、補助の実施は学校建設基金の設立をまつ、というものである。これは実は、1890年代、1900年代の各ゼムストヴォの学校構想の中で定着してきた骨格そのもので、省が第二国会(1907.2.26－6.3)に提出した法案に「但し」以下を付したものに他ならなかった。(6)だが、この法案は普通教育を導入する期間も示さず、教区立学校や視学制度などにも言及していない不十分なものであった。

この教育省案は翌1908年1月8日、国会国民教育委員会（オクチャブリスト、フォン・アンレップ（фон Анреп, В.К.）議長）の初等教育小委員会（オクチャブリスト、コヴァレーフスキー（Ковалевский, Е. П.）議長(17)）に送られている。今ここに普通教育法案の取扱経過を記せば、このコヴァレーフスキー委員会が省の案に修正補足を入れた法案を国会に戻すのが1910年12月10日、この法案が本会議審議を経て可決され、皇帝の裁可を求めて国家評議会へ送られるのが1911年3月19日である。

表Ⅰ-2　1911年の小学校生徒の年齢別分布

年齢	全体に占める割合 %		
	男子	女子	両性
8歳未満	1.9	2.4	2.0
8歳	10.0	13.1	11.0
9歳	17.3	21.4	18.6
10歳	23.2	25.9	24.0
11歳	19.5	18.4	19.2
12歳	15.8	11.6	14.4
13歳	7.6	4.6	6.7
14歳	3.2	1.8	2.8
15歳及びそれ以上	1.6	0.8	1.3
計	100.1 ママ	100.0	100.0

出典：А.Г.Рашин, Указ.статья, стр.67.

第三国会の教育委員会と予算委員会という基幹委員会の主導権を握っているオクチャブリストは、(18)それなりの教育改革をもくろんで

いた。かれらは、「日露戦争」の敗因のひとつはロシア兵の低い教育水準にあると考え、他方、めざすべき立憲体制にとって最低限の教育の保障は先決要件だとみなしていた。(9)フォン・アンレップは、自分たちは才能ある者なら小学校から大学まで進学できるような制度を目標にしていると発言している。(10)

初等教育小委員会のオクチャブリストは、さきの教育省案に以下の点をつけ加えた。つまり、普通教育の全国への導入期間を1910年1月1日以降10年とし、そのために毎年1,000万ルーブルを教育省予算の追加支出と定め、また教区立学校は教育省管轄の学校網にふくめ、同時にすべての学校の宗教教育の監督権は教会当局に確保する、などであった。(11)最後の2点には、大ブルジョアジーであるオクチャブリストにとり教区立学校の低い水準と宗教教育の粗野で陳腐な方法のみ取り除きたい意図が現われている。(12)

ボリシェヴィキ紙『ソツィアルデモクラー

ト（社会民主主義者）』は1911年1月の普通教育に関する記事で、このオクチャブリスト案への批判と自らの案を示して、ロシアに必要な普通教育はこの法案で予定されているような8－11歳児対象ではなく16歳までの普通教育であり、そのための年次支出は1,000万ではなくて2500万ルーブルにすべきで、さらに、ごく僻遠地でも普通教育を実施するために一時支出30億ルーブル以上は必要だとしている。(13)

ところでカデットはオクチャブリスト案の支持にまわったが、それを合理化するカデットの主張を『ソツィアルデモクラート』紙は批判している。つまり、リーダーのミリュコーフ（Милюков,П.Н. 1859－1943）教授が1910年10月18日の演説で「解放運動（1905年の）が提起した諸問題のなかで、普通教育の問題ほど意見の一致をみた問題はひとつとしてなかった……」とするのは、このオクチャブリスト法案を小学校教師の要求に応えるものである

かのように言うものだ。「事実、意見一致など一度としてなかった。」「わが国の教師たちの進歩的部分によって提起されてきた原理の、ひとつとして……法案……には入っていなかった」と。(14)

国会における審議はこうしてさまざまな階級の立場を明るみにしていたが、国家評議会は教区立学校の維持・強化の態度を崩さず、1912年6月5日、国会側の法案を否決したのだった。こうして結局、オフチャブリスト案も法律の日の目は見なかった。しかし、切り縮められた普通教育実施への動きは進行していたのである。

第二項　国庫補助と地方自治体

1908年5月3日、「初等教育費」690万ルーブルの支出に関する法が、政府と国会の一致によって成立、これ以降引きつづき同対象の追加支出に関する年次法が承認されていった。(15)

これらの追加支出制は紛れもなく、普通教育導入のためのゼムストヴォと市への正規の補助金制に端緒をひらくものだった。だが同時にこの国庫支出は、省の示す規準による学校網整備を条件として行われていったのであった。

普通教育を導入するために教育省と「協力（соглашение）」の途に入った地方自治体は、8－11歳の男女児童のうち、家庭教育を受けている者、中等学校へ行っている者、および疾病・身体障害をもつ者を除く「全児童」を4年制小学校に受けいれるべく、「協力」で作成した学校網計画と財政政策とに基づいて、学級（教員1名、生徒50名）と学校を増設していった。(16)

1908－1914年の間に、普通教育導入国庫補助金は412の郡ゼムストヴォ（全体の95％）と251の市自治会（同44％）、およびゼムストヴォ非設置県の34市が受けいれるところとなり、(17)これらの自治体は3万4525校の小学校

を開設している。(18)

以上のような活動の結果、1915年1月1日付の教育省調査によれば、ロシア帝国全領土内には、あらゆる名称のものを含め、12万3,745の小学校、778万8453名の生徒が存在し、うち8万801校が教育省下の小学校、4万530校が宗務院下の、残る2,414校がその他の官庁立、啓蒙団体立、個人立の各小学校であった。(19)政府・中央統計局資料によれば、1914年のロシアの全「学齢」児は1,525万3,758人を数え、そのうち小学校へ行っている児童は778万8,453人つまり51%であった。(20)

表I-3 小学校数・生徒数動態

出典：А.Г.Рашин,Указ. статья,стр.63,65.

年	教育省管轄		教区立学校	
	学校数	生徒数(千)	学校数	生徒数(千)
1904	43,428	3,200.8	43,841	1,924.9
1906	45,629	3,596.4	41,680	2,021.6
1908	50,876	3,933.6	39,149	1,898.3
1910	59,000	4,541.7	38,226	1,949.1
1912	69,318	5,155.5	37,666	1,968.9
1914	80,801	5,942.1	37,528	2,079.9

人民による要求の提出、そして大ブルジョアジーと地主層の妥協の初等教育における一結果は以上のようなものだった。この期、地方自治体内では、その指導部分のカデットか

らオクチャブリストへの移動が進行していたのである。(21)

第3節　国民教育問題全ロシア大会

役人臭いペテルブルグの町筋に控え目でねばり強い感じの人々が姿を見せている。その男たちの多くは脇開きシャツを、女の人は安手の薄ものブラウスをそれぞれ身につけ、簡単な上着をひっかけて。(1) ―― あるジャーナリストは当時こう書いたが、市内の会場を移動する、全ロシア大会参加の数千の小学校教師群は1913年末の首都でもいささか人目を引いていた。

ここでは、この教員大会の内容を中心として、当時の小学校教員の意識と行動、そして学校と教師をめぐる戦争前夜の動きを見ていこう。

第一項　新しい革命的高揚期の教員

きびしい冬の時代を経てロシアの大衆運動は再び高揚期に入っていた。労働運動は1910年から上昇に転じ、1912年4月初めレナ金鉱事件以後、ストライキ闘争が急速に発展した。1914年には3,534件、参加者133万7,458人となり、規模・内容ともに第一次革命期の水準に近づきつつあった。(2)

大学生・中学生は都市の民主的行動派として再び活気をみせていた。死刑の廃止を要求しつつ亡くなった文豪トルストイを追悼する大学生の反政府行動は、労働運動とも結びついて、1910年11月7日のモスクワからまたたく間に各地にひろがり、ゼミナリア生徒まで巻きこんでいった。(3)首都のギムナジア生は、兵営同然にされている学校体制に反撥し、独習サークルの拡大に取組み、1912年12月9日の彼らの無届け集会は官憲が襲うところとなった(のちにヴィトメル事件と呼ぶ)。(4)1913年10月には、ドレフュス事件とならぶ典型的

なユダヤ人弾圧のフレイムアップ、ベイリス事件の裁判に対する学生の抗議行動、(5)等々が続いていった。

教員層の社会的進出は、職場と学園を包む右のような高まりに刺激されたものだった。1913年8月にはリフリャント県で37名の教師たちが給料の引下げに強く反対し、就業を拒否する「小学校教師のストライキ」を、同年4月にはカフカースのクターイスで、9名の教員が一女生徒を退学に処する案件を職員会議にかけた学校当局に対し抗議を行った。前者では給与引上げはならずに、後者では退学反対の教員が全員学区総監の命令でそのギムナジアを解雇されるという結果に終わっている。(6)しかし、ペテルブルグの都市学校の女教師たちは、女教師の結婚禁止という不当な規定に反対、諸団体の支持も得て、ペテルブルグ市会と再三の交渉の結果、この1913年になって、同市会規則の当該条項の撤廃を余儀なくさせていった。(7)

この期の教員の進出例は、個別的で件数も余り多くなかったが、彼らのあいだの気分の確実な変化を示すものだった。

第二項　教員の自己向上要求

ペテルブルグの国民教育問題全ロシア大会へと教員層を動かした今ひとつの力は、理論・教養と相互交流への彼らの切実な要求だった。

この間、小学校教師のあり方に対しては、労働者や農民から不満があがっていた。住民と一緒になって動かない、うまく教えられない、生徒と一緒に読書しない、子どもを虐待する、などの非難が紙面に出ることがあった。(8)

しかし教員からの訴えにも、それなりの理由があった。1911年の国民教育全国ゼムストヴォ大会の事務局が集約した『ゼムストヴォ学校教員へのアンケート』資料から2、3例を引いてみよう。(9)

女子ギムナジア8年目の師範科修了の女教師は書いている――「他の先生の授業を聞くのを胸も裂けんばかりに望みましたが、教育界に知人が居ませんし、他の人に学ぶ事はなりませんでした。うれしかったのは、ほんの作文だったとはいえ、他の学校のものに目を通したことです。しかしつい最近になって出来たことです」。また別の教師は自らの受けた教育の保守性を批判して書いている――「わが国の教員セミナリアは自らの生徒を人民から遠ざけている。人民とのいかなる交流をもつことも、その生活を注視することも不可能にしており、庶民の要求についてセミナリア生と話し合うことは決してせず、庶民の生活を素晴らしく巧みに描いた作品は生徒に勧めさえしない」。そして多くの教師たちが一般教育科目の知識と教養の不足を訴えていた。教員セミナリア卒の一教師は「自然史、ロシア語、数学、ロシア文学のことは少ししか知りません。教員セミナリアでは、これらの科

目はどれもごく断片的でじつにごちゃごちゃと、しかもみじめなほど低い水準でやらかしていました」。「村では教師は、子どもたちの先生であるに止まらず、成人住民の先生・相談相手でもありますが、そのためには全ロシアの、そして諸階級とくに農民の経済・社会状態を知っていなければならず、農業の知識をものにし、また民事法規で立派に論駁できなければなりません。ところが残念なことに私は自分のものにしていませんでした……」と書いてきた。

これらの回答を寄せた1万4781名のゼムストヴォ教師たちの受けた教育は、45.8％の者が初等教育のみ、19％が男・女教員セミナリアおよび師範学校での中等専門教育、11％は女子ギムナジア付設師範課程、残る24.2％がギムナジア等の中等教育、という内訳だった。(10)

その気分という点では彼ら、農村小学校教師層は、農民の気分・要求を基本的に反映し

表Ⅰ-4　小学校教員の出身身分別構成（政府統計「1911年1月18日実施ロシア帝国小学校一日調査」より）

身分	1880年		1911年			
	農村教員		農村教員		都市教員	
	人数	%	人数	%	人数	%
貴族	2,666	10.93	7,314	6.69	5,363	21.8
僧職	9,207	37.75	24,088	22.02	3,675	14.9
農民	7,369	30.21	44,607	40.78	4,386	17.8
町人	2,456	10.07	18,742	17.14	7,039	28.6
その他	2,691	11.04	14,619	13.37	4,167	16.9
計	24,389	100.0	109,370	100.0	24,630	100.0

出典：

Л.К.Ерман.Указ.статья,"История СССР",1963,№1,стр.175.

ていた。農村教員の40％強、教員セミナリア生の約70％は農民出身である。(11)〔表Ⅰ-4参照〕

教員は民間や自治体主催の「教員講習会」に押しかけた。ペテルブルグでは「教員講習会実行常置委員会」なるグループによってそれが行われ、1908年の夏季講習では575名の教員が受講、これが1911年になると1456名と、全国から学校教師が集まってきたのだった。モスクワやキーエフの講習会もそれぞれ800名、500名という規模になっていた。都市と農村が結びついて、爆発的な拡がりをみせていた。(12)

「ペテルブルグへ！」「教員講習会へ！」というのが「農村教師なら誰もが常日頃いだく夢」になっていた。(13)

これに驚いた政府は国会選挙の年、1912年5月になって許可申請をはねつけ、講習会を禁止した。この年は全国で11か所の開催計画がつぶされたが、そのうち、夏に実施予定だったペテルブルグの講習会には既に2000人以上の参加申込みが届いていた。(14)

第三項　政府の新方針とリベラル派

第1回全ロシア国民教育問題大会の開催許可は1913年の秋、突然おされた。リベラル団体、サンクトペテルブルグ識字協会が1912年に行った11年ぶり2度目の許可申請に対し、内務省が「大会令」を公布、教区立学校教員を除く各種小学校教員の参加を認めたのだった。(15)

それは、いわば「政府の新方針」（クループスカヤ）だったが、リベラル派は、当然こ

れを大歓迎した。安堵感も混じった彼らの率直な心情はカデット党『レーチ（言葉）』紙の社説に現われている。いわく、「もし大会が閉鎖されるなら、この数千の教員大衆は新たな刺激と憤激に満ちるだろうし、その気分を田舎にもちこむだろうし、それを人民に伝えるだろう」と。(16)

この自由主義派と政府の一致点は、ボリシェヴィキ教育学者クループスカヤ（Надежда Константиновна Крупская 1869－1939）によれば、自分たちが徒らに恐怖心を抱くのをやめており、教員大衆という「民主主義派を文化的なやり方で制御できる」ということを見せることだった。(17)

大会組織委員会や開会時の運営委員会は彼らの手で作られ、大会幹部団も次のようにリベラル教育界の著名人物で構成された。

大会長――マーモントフ（Мамонтов,В.Н.）、前出識字協会議長、元元院議員。大会副会長――ドゥシェーチキン（Душечкин,Я.И.）、教育学者。

分科会議長その他――グレーヴィチ（Гуревич,Я.Я.）、同前（最有力リベラル教育雑誌『ルースカヤ・シュコーラ（ロシアの学校）』編集長）。コヴァレーフスキー、国会議員。ゲールド（Герд, В. А.）、教育学者。ジュリョーフ（Жулёв,П.Н.）、同前。(18)

開会中の第四国会（1912.11.15－1917.2.26）のリベラル「反政府」多数派は、この教員大会の活動をもって国会外からの政府・教育省への圧力にしようとした。コヴァレーフスキーの他にも、ジュビーンスキー（Жубинский, В.И. トルドヴィキ）など、リベラルないしそれに近い議員たちが大会に直接出席している。(19)チトーフ（Титов,И.В. 進歩派）は、「国会の法案にみるロシアの国民教育制度」ほか1本、クリュージェフ（Клюжев,И.С. オクチャブリスト）は「教育の義務化」、「国会審議の法案にみる教員セミナリア」その他2本をそれぞれ分科会で報告した。(20)

第四項　ラジカルな民主主義の教育学

では大会内容そのものを、主要なものに絞って見ていこう。

大会は1913年12月22日から1914年1月3日にかけての10日間で行われた。

会場は市内の工業高専、女子高専、人民会館演劇ホールなどに分けられた。参加者内訳は、教育省側の数字で、小学校教員が5,000以上、分科会報告者、校医、ゼムストヴォ活動家などが約2,000だった。(21)

大会議事は次の8部門にわけて進められた。

第1分科会－国民学校の編成。第2分科会－訓育と教授＝学習の一般問題。第3分科会－小学校教員養成。第4分科会－医療＝保健教育問題。第5分科会－教授方法。第1委員会（分科会と同格）－異民族住民のいる地域の教育（略称、「異民族委員会」）。第2委員会－都市・ゼムストヴォ小学校経営問題。第3委員会－高等型小学校。

第1分科会では、単線型の普通初等学校の

実現が中心的論点だった。大会外からの干渉の入ることを恐れて、本題をそれないように議長グレーヴィチが制止したにもかかわらず、大半の発言者は民衆の要求にこたえる学校の条件としての地方自治など諸々の民主的改革の必要にまで話をすすめていった。(22)大会幹部と参加者のこのような関係は分科会にも共通だった。

小学校の位置づけと使命に関する決議はほとんど満場一致で採択された。

その決議は、「小学校は国民教育の全体系における第一段階であり……上級の諸段階の学校と直接つながっていなければならない。1912年の法律で規定された、高等小学校を経ることによる、小学校と中学校の結合は、現実的要求に対して不充分」であると指摘して、しんの統一学校をめざし、さらに、「小学校は、幼児の身体的・道徳的・美的・知的発達を促しつつ、彼を人間に育て、個人・社会生活の諸問題の理性的かつ誠実な解決へと彼を

準備させなければならない。」と教育目標を述べている。(23)

教育課程に関しては、現行の1897年の「公式教授要目が規定する小学校教育課程は、はなはだ貧弱な」内容だとして「再検討され改訂されるべきである」と決議された。(24)

分科会決議は、普通教育実施の問題についても、教育省のつくった実施計画は「現実の普通教育化をもたらさない」ため「再検討が必要である」と述べたうえ、再検討は諸団体や教員大会、ゼムストヴォ、都市大会などの参加を得なければならないとした。(25)さらに、義務化にかんしては、「国家と社会は、社会のひとりでも初等教育さえ受ける機会を奪われていないかどうか配慮する義務がある。したがって普通教育の理念の現実的遂行のためには初等教育は義務とされるべきである。」との見解をまとめた。

第1分科会は、普通義務教育の実現の条件としての小学校教師の「解放」の必要に議論

をすすめた。その決議は、

教員は官方の役人および官僚主義的諸機関の後見から解放されなければならず、又、教員の活動はこまごまとした法規類から解放されなければならない。

とうったえ、更に積極的に、教員は「ゼムストヴォや市の諸委員会と学校管理部門への参加がゆるされなければならない」と述べたうえ、「ばらばらにされた教員勢力の統一のために」教員組合を「結成する権利を得なければならない」と全ロシアに呼びかけた。(26)1906年3月4日臨時規則で、教員が労働組合をつくることは禁じられていた。(27)教員組合の問題は第3分科会でも取り上げられている。

第3分科会の決議は言う。

小学校教員のごく劣悪な物的状態と権利状態は、教師の職務に課せられたものを、国民教育の関心と国益の要求するように遂行する可能性を教師から奪っている。……

〔それのような〕情況は、もはや小学校教員が全ロシア労働組合（всероссийский профессиональный союз）へと統一されない限り、より良い状態に改められ得ない。この組合の任務には、教員の専門労働の条件の改善をめざす闘いも、学校の民主主義的理念をめざす闘いも入れなければならない。(28)

教員養成の問題では、第3分科会は、教員セミナリアと教員講習に関してそれぞれ現状の批判と長大・子細な改善原則を決議した。(29) 小学教員を養成する教員セミナリアは「一般教養科目・専門科目とも余りに狭量で非科学的なあり方、ならびに教育学の高等教育を終えた教官の欠如のために、現代の教育学上の要求を満たしていない時代おくれの教育機関である」と批判された。講習会については、1875年8月5日付の教育学講習会に関する規則と1906年3月4日の結社に関する規則が自由な開催にとって障害であるとされ、次いで、

「この分科会が採択した原則に基づいて講習会を実施する可能性をゼムストヴォや市自治体、教員団体その他の団体に与えるような、教員のための教育学講習会・一般教養講習会の新しい設置令を早急に立法手続に付すこと」が提案された。

最も多くの教師を集めた分科会のひとつは、教授・学習・訓育の問題を扱った第2分科会だった。常時2000から2500人が出席した。議長は教育雑誌の常連寄稿者ドゥシェーチキンだった。(30)そこで報告され議論にのぼった多彩なテーマを当時の表現に従ってグループわけしておこう。

男女共学。労働学校。自由教育。教授系統。児童演劇。学校映画。児童の創造性。家庭と学校。児童裁判。見学旅行。学校図書室。児童のアルコール中毒。学習指導書の選択。児童クラブ。訓育の課題。学校協議会。その他。

自由教育のテーマで分科会は主に学校規律のあり方を討論したが、その決議は「学校規

律を生徒の自由で自立的な人格が発達する上で害とならない程度とあり方の下でのみ、許されるものと考える」とするものだった。(31)この決議はクループスカヤによって「どんな意味にも取れるほど一般的で……妥当でない」と批判された。(32)一般的だという点、では学校における労働原則についての決議もまたそうだった。「人格の全面的調和的発達の原理実現のためには、訓育と教授学習という事柄が労働原則……に基づいて構成されるように、学校の内的構成を改造することが必要……」(33)と主張するにとどまるなど、ごく平板な方法論のひとつに過ぎなかった。(補註3)

分科会は、小学校における「男女共学」を人民の考え方や要求に合致していると承認した。(34)

家庭と学校のテーマで論議を重ねた末の分科会決議は、「教授・訓育の……成功的遂行のために、学校と家庭の密接な相互交流は不可欠である」ことを確認したが、ここでも「

教師の活動が現在置かれている教育行政……の情況」の指摘にすすんだ。(35)

教育の地方分権化に関する決議も採択された。決議は、「教員に対する警察的監視」のためにある学校協議会制度※の廃止——新しい初等国民学校令制定の要求と、その基礎としての、「国民教育の全事業」のゼムストヴォ・市機関への移管、その際の教員自治の尊重とその自治体の民主化、「その機関に対する自由な世論による厳格で全面的な統制」という主張からなっていた。(36)

※ 郡学校協議会と県学校協議会（уездный и губернский училищные советы）は、1917年まで機能する県・郡段階の初等学校監督機関のひとつで、1864年7月14日付初等国民学校令によって設置され、1874年5月25日付改正初等国民学校令によってその反国民的性格を強めた。重大な「改正」点は、それまで委員の互選によった各協議会議長を各々、県・郡貴族

〈続〉

ところで「異民族委員会」には、クループスカヤによれば、この大会参加者のうちで「もっとも民主的傾向の部分」が参加していた。大会にはユダヤ人はわずか15人の出席に止められていたが、次にみるユダヤ人問題に関する決議は、この委員会の、3,000人の参加をみた集会で、ふたりの反対だけで採択された。(37)

教育への権利（право на образование）は各人の奪い去り難い権利であると考えられる。ユダヤ人の教育と居住権とに関する制限法は事実上この権利をユダヤ人住民の大半から奪っている。制限法はユダヤ人住民、キリ

〈承前〉

団長と規定したことだった。この協議会制度を利用して右翼勢力は民衆教育への介入をすすめた。たとえば1911年2月の第7回貴族団代表大会では、「学校協議会議長である……貴族団長の諸氏は学校図書室を検閲しなければならない……」という発言が見受けられる。

スト教徒住民ともに風紀頽廃させている。それらの法律の適用は全国家的見地からも教育学的見地からも有害である。以上を考慮に入れて国民教育第一回全ロシア大会は、ユダヤ人住民に関する上述の制限法の撤廃に賛成を表明する。(補足)大会は学校における反ユダヤ主義の現われを非難し、それとの闘いを呼びかける。(補足)異民族学校の状態改善の闘いの主要条件は、教員の全進歩的ロシアとの統一である。(38)

右のすべてもこの大会の広大な内容のごく一部であるが、この期のロシア教員層が反ツァーリ的な、ラジカルなブルジョア民主主義の教育学上の見解をもっていることは明らかになった。それは、個々に、たとえば、国民教育「全事業」の地方自治体物管の主張や、生徒の人格のまばなしの賛美(これは「自由教育論」の見解に近いのだが)など、ツァーリズムへの反撥から生じた一面的な見解を含

んでいた。総じて1905－7年革命以降の教員層の力量を示すものだった。

いったいに、それは、かれらの社会的・政治的力量の反映だったことを次に確かめなければならない。

第五項　労働者階級のはたらきかけ

この教員大会に対して労働者階級は種々の合法労働者組織を通してはたらきかけた。

ボリシェヴィキーの影響下にあった金属労働組合を始め、幾つかの労働組合は大会発表を予定して報告書を用意した。金属労組は、10月初めのボリシェヴィキ紙「ザ・プラウドゥ（真理のために）」の呼びかけの後だから短期間だったが、組合員の識字状況、職業的教養、企業内の徒弟制度、組合の学校外教育、の各々に関する詳細な報告を準備した。(39) また文化啓蒙団体はこの項、労働組合運動と共に活況を示しており、基本的に社会民主主義者の影響下にあったが、(40) その幾つかのところが

大会参加に備えた。首都労働者のあいだで幅広い人気を得ていた「サンプソニエフスコエ教養協会（Сампсониевское общество образования）」はその夜間労働者学級の活動報告を準備した。(41)

これは、労働者の教育関心を直接に教育者の前に示そうとする試みであり、労働団体の学校教師への組織的接触の試みに他ならなかったが、それは逆に、リベラルの大会組織者側にとっては本来みとめられない一線だった。

金属労組を含め5つの労組と4つの文化啓蒙団体の代表は大会参加を断わられた。その理由は、参加登録の「すおく八」など技術的なものが主だった。サンプソニエフスコエ教養協会の報告は、報告予定者が官憲に逮捕されたため、代読されるにとどまった。大会組織委員会による参加者の「ふるいわけ」は、このようなものだった。労働者団体の参加に関するこの処置に対して、分科会の場で教員グループから抗議決議の試みが行われたが、これは、ほとんどの教師たちにこの処置を取

るのも「止むを得ない状況にある」と信じ込ませる委員会側の巧妙な議事運営の前に、全く勝ち目はなかった。(42)

いっぽう右と無関係ではあり得ないが、「教師の大半にとり、階級的な見地は無縁のことであった。」そのことは、一女教師の提出した、人民大衆の成長をおし止めている母語による教育の禁止は現代社会の階級政治の一表現である、とする決議案が、きわめて多数の反対発言によってほうむり去られたことに示された。(43)大会に参加したボリシェヴィキー教師は数十名だった。(44)

以上のように、この国民教育大会は、小学校教師という「大部分が漠然たる反体制気分に満ち、自由主義の断片を抱いている……新しい民主主義派」を獲得する、労働者階級の課題(45)は依然未解決の難問であること、自由主義勢力は断然優勢のうちに教員層をリードしていることを明らかにした。(46)

大会後まもない1914年5月18日のボリシェ

ヴィキー議員バダーエフ（Бадаев,A.E.）が行った国会演説を聴いてみよう。

「われわれは……強大になってゆく労働運動の無尽の勢力と威力とを信じている。われわれは……既に学校外教育事業は手中にした。……従ってわれわれは学校事業についても手中にし、〔教育相〕カソー氏の手から取りあげ、人民の手に移す力がある」。(47)

きわめて直截・率直に心中を述べた右の演説に表われたことは、労働者階級は自己教育運動の一定の成果とそれを背景として国民教育にせまる一般的決意をもっているが、教員層や学校教育をとらえる独自の論理と方針をまだ持たないということだった。前途は多難であった。

第4節　自由主義ブルジョア教育相下の学校改革

第一項　帝国主義戦争とロシア

1914年7月17日、ツァーリは総動員令を下し、ロシア帝国はドイツならびにオーストリア＝ハンガリーとの戦争を開始した。ロシア国民の大半はこれを「愛国的」熱狂で歓迎した。支配階級、ブルジョアジーの戦争目的はバルカン諸国など新市場の獲得、軍需の拡大、戦時状況の利用による革命運動の鎮圧だった。この戦争はヨーロッパ戦争になるとともに、各国で社会主義者の中から戦争支持部分をうみ出した。ロシアでもエス・エル、メンシェヴィキーなどは、この侵略戦争を支持し、階級闘争の一時停止を説いた（「祖国防衛派」、「協調派」[11]）。帝国主義戦争反対と専制打倒の革命を追求し続けたボリシェヴィキーや国際派エス・エルなどは、しばらく少数派だった。また労働運動も一時停滞せざるを得なかった。

これに対しロシアのブルジョアジーは急速

に団結を強めた。開戦直後の7月末には、銃後の諸活動の統一のため地方自治体の全国的組織として「全ロシア・ゼムストヴォ戦病傷兵援助連合」と「全ロシア都市連合」を設立した。ついで1915年8月、「戦時工業委員会」を結成し、ここの指導による工業の動員と統制をめざした。またこの頃にかけて全戦局がロシアにとって決定的に悪化したためブルジョアジーは、専制政府には戦争遂行能力なしと見て「信任内閣」つまり国民から信任される大臣を求める運動を開始している。もちろん、これらはいずれもツァーリ側から激しい抵抗をともなった。(12)

教育政策にもまた、このような時代にふさわしい内容とその執行者が与えられなければならなかった。

第二項　専制とブルジョアジーの妥協

開戦4か月後の11月14日、教育相カソーが急死した。小学校教員の大量の応召で混乱を

招くいっぽう、学校生徒の間に好戦気分をつくりだす「仕事」の指揮をとり始めた矢先だった。(13) このカソーの死はブルジョア世論に、今いちど教育省の政策をはげしく批判するチャンスを与えることになった。

リベラル教育雑誌『ヴェースニク・ヴォスピタニヤ（教育通報）』は、「カソー氏は創造的な仕事には全く手をつけなかった」といい、初等普通教育実施など進歩的な改革が少しでもなされたとしてもそれは、すべて「教育家たちの最良の部分のイニシャチヴと民衆全体の支持によるものだ」とし、その中で「教育政策が果たした役割は、せいぜい否定的な役に過ぎなかった」と結論している。(14) しかし有産階級の主な関心は中等教育問題にあった。

中学校が未来の「強い」ロシアに必要な市民をつくりだしていないことを、彼らは今はっきりと確認した。カソー体制は生徒を革命の影響から遠ざける点でも何ひとつ保証して

こなかった。のちに臨時政府に入るマヌイロフ（Мануилов,Александр Аполлонович 1861－1929）教授をはじめ、各地の学者も加わり、広範な世論が公然と現行教育制度を批判した。カデット系の週刊教育新聞『シュコーラ・イ・ジーズニ（学校と生活）』は、カソーの省によってプロイセン化されてきたロシアの学校を国民の心（национальное лоно）に取り戻す時だ、と主張した。(5)

まさにこうした時――1915年1月9日、有能な官僚として名を知られたリベラルの伯爵イグナーチェフ（Игнатьев, Павел Николаевич 1870－1926）が教育大臣に任命された。これは当時の官界ではセンセーショナルな事件として受けとめられた。カソーの死後約1カ月半の空位期間は恐らく、この頃政府内で著しく影響力を強めていたリベラルの農相、クリヴォシェーイン（Кривошеин,А.В.）が彼自身の下僚であるイグナーチェフを教育相に就任させるための工作期間に相当した。

ともあれ、このリベラル教育相の誕生は、カソーの政策への批判をはじめとするブルジョアジーの反政府攻勢をかわす専制からの妥協であった。(6)

もちろんブルジョアジーは、新教育相は「その前任者とは丸きり正反対であることは疑いない」（第四国会議員、カデット。シンガリョーフ Шингарев, А. И. ）、あるいは、「あらゆる官方の人物の中でもイグナーチェフ伯爵は」〔第三・第四国会において〕「見出しうる最大級の共感と尊敬をかちえてきた」（オクチャブリスト。クリューゾェフ）などの表現をもって、この大臣交代を歓迎した。(7)

第三項　教育相イグナーチェフによる教育改革

自らは大地主・大工場主であり、自由主義的地主に属したイグナーチェフは、ロシアがこの帝国主義戦争で勝ち抜くため教育の事業に要請しているものをそれなりに理解したブ

ルジョアだった。

1915年2月20－23日、全国の学区総監を召集した会議における所信表明で彼は、「学校を通じて国の生産力の発展を促進することが必要である」と言いきり、さらに、「学校は住民の生活と要求にこたえるべきであり、学校の働き手と管理者はその実現のために、住民の心理をよく理解し、その要求……<中略>……の充足のための援助と手段とを講じなければならない。生活の必要という観点から学校事業を検討しなければならない。」と述べた。(8)

イグナーチェフはこうした見地から、中等学校の改革、初等普通教育の導入、技術教育・農業教育の拡充、総合大学の新規開設を試みたのであった。彼は、学校の刷新（обновление）をスローガンとして、多面的にことに当った。しかし学校改革の試みの重点は中等教育に置かれた。

1915年4月21～26日、大臣のイグナーチェ

フの議長で、国会議員（クリュージェフ、チトーフ、他）、国家評議会員、大学教授、教育学者（カープテレフ Каптерев,П.Ф. その他）の列席する、中等学校改革に関する特別会議が開かれ、まず、ここで1）中等学校が大学への準備教育段階となることには力点をおかない独立した意義をもつ教育機関となること、2）高等小学校と連続性を有すること、3）中等学校の中では幾つかの進路がありうる、4）教育課程は男女同一とする、など改革の基本方向と性格が定められた。そしてこの後、ただちに設けられた一連の委員会が上の命題に基づいて、教育次官のシェヴィヤコーフ（Шевяков, В. Т.）教授の指導の下に具体的な提案の作成に携った。(9)

このような精力的な作業の結果として1915年の6月初めまでにまとめられたのが①教育省立ギムナジアの新しい設置令案、②その教科プラン・教授要綱およびその解説、③学級担任教員にかんする訓示の案、④省立中等学

校における父母組織の新しい設置令案、という成果であった。

これらの案にみる制度改革提案の要点は、中等学校を、10～11才で入学する第一階梯（3年制）とこれに続く、また高等小学校から進級しうる、第二階梯（4年制）とに編成し、さらに、第二階梯では、1）古典語なしで現代外国語と一般教養に重点をおく現代人文科、そして2）人文古典科、及び3）数学系・理学系の二系統に分かれる実学科、を設けることにあった。このような系列化の提案は、ソ連邦の教育史家コンスタンチーノフに依れば、フランスの中等教育に範をとったものであった。(10)提案の特色は、さらに、中等学校に国民的（национальный）・ロシア的性格を一層もりこむために、ロシア語・ロシア文学・ロシア史・祖国地理の授業を強化することであった。この後者は明らかに、民族排外主義的傾向に陥る危険性をはらむ提案であった。

以上のようにして、幾つかの限界性を示す

ものでありながらも当時のブルジョア教育理論の到達点の一つである、中等学校改革プランは編まれたのであった。（たとえば教授方法に関する部分ではいわゆる労働教育の方法の採用をうたうなど、この改革プランは、さらに考究の対象たりうることを伺わせる）。

他方でイグナーチェフは、早急の拡充が求められていた職業・技術教育制度の改革にも着手し、1915年7月までに、「帝国における職業教育に関する法律原案 Проект законоположения о профессиональном образовании в империи 」と題する計画をまとめた。(11)

ロシア・ブルジョアジーはイグナーチェフのこれらの改革作業に対して強い期待と支持を表明した。たとえばモスクワの最大の銀行の一つであるモスクワ商人銀行の理事会は、中等学校の早急の「強化」を期待する歓迎電報をイグナーチェフ宛に打った。また、モスクワ商人代表選挙人集会は、教育省に対し、「出来るだけ早く職業・技術教育の改善に着

手するよう」請願していた。レーヴェリ戦時工業委員会は1915年10月、イグナーチェフに宛てて特別具申書を送って、彼を激励した。(12)

しかしながら、ロシアの統治・立法構造と政治情勢がかれのプランを正規の立法手続で実現するチャンスを与えなかった。イグナーチェフ提出の法案がよし国会のブルジョア多数派によって同意・可決されたとしても、国家評議会を通過する見通しはほとんど得られそうになかった。また、1915年以降、黒百人組をはじめとするこの国の右翼層（これはまた、教育省じしんの機構内部にも居たのだが）は、教育省の新しい事業に対しても、イグナーチェフ個人に対しても、公然と反対の声を上げてきたのであった。

イグナーチェフがその提案を部分的にでも実現するためには、教育省の「回章（циркуляры）」と、個々の教育大臣「命令（распоряжения）」を発することによる方法しか残されていなかった。(13)

ブルジョアジーの教育要求と理論水準をよく示したところの、イグナーチェフ改革案は、こうして、ロシア・ブルジョアジーの実行能力の限界の故に、実現の日の目を見なかった。のみならず、イグナーチェフ自身が、宮廷内の陰謀のかどで、1916年12月27日付で罷免されてしまった。

こうしてロシアの教育の分野における前世紀的遺物の一掃、反封建的民主的改革の課題の実現は結局、今一度の社会革命をまたねばならなかったのである。

戦争に弱気になったツァーリ政府も、戦争に強気のブルジョアジーと国会も、国民の間での以上のようなさまざまな教育要求はもとより、戦争によるインフレーション、消費物資の不足、食糧危機といった民衆生活の破綻そのものにたいしても、なんら積極的な施策

をもち合せなかった。1915年の春以来、再び始まった労働者のストライキは、警官や軍隊による弾圧の中で、ますます戦闘的にならざるをえなかった。各地で農民が蜂起し、軍隊も動揺し始めた。これらの動きは、やがて、ツァーリ政府とブルジョアジーを中心とする国会との権力闘争をのみこんで、二月革命、そして十月革命へと進んでいった。

第Ⅰ章・註

第1節

(1) В.И.Ленин.Полное собрание сочинений.5-е изд./в следующем -- ПСС/,т.32,стр.152. 邦訳『レーニン全集』、第24巻、498 - 499頁、論文「党綱領改正資料」参照。

(2) Ленин.ПСС,т.19,стр.416. 同上『全集』、第16巻、315頁。論文「革命の教訓」(1910年)。

(3) 江口朴郎編『ロシア革命の研究』(1968年、中央公論社)、868、870頁年表参照。なお、1906年発行の資料集とは、次の註(4)のジェルヴァコーフ編・註の資料集が抄録しているИванович. Российские партии,союзы,лиги. СПб.,1906г. のことである。

(4) Н.А.Желваков/сост. и примеч./.Хрестоматия по истории педагоги-

ки.Т.1У.История русской педагогики с древнейших времен до Великой пролетарской революции.Ч.П. М.,1936,стр.320-321.

(5) 江口朴郎編、前掲書、同所。

(6) Желваков,там же,стр.321.

(7) П.В.Руднев.К истории разработки программы партии по народному образованию."Советская педагогика"/в следующем -- СП/,1959,№ 12, стр.85. 邦訳、駒林邦男訳「国民教育にかんする党綱領検討の歴史によせて」。『国民教育研究所海外教育資料』NO.10（1960）所収、17頁。

(8) Руднев,там же. 邦訳、同所。なお、われわれが依拠したルードネフはエヌエスとエスエルのこれらの教育政策の規定の採択時期を明記していないが、これらの政策は、確かに、この第一次革命後の時代の政策と見なしうるものである。

(9) В.И.Ленин.Материалы по пересмотру партийной программы. В кн.: С.Ф.Егоров/сост./.Хрестоматия по истории школы и педагогики в России. М.,1974,стр.485-486；海老原遂・大槻精夫・竹田正直・藤井敏彦・三宅信一・矢川徳光訳

『レーニン教育論大系』（1966年、明治図書）、291－292頁、「『党綱領改正資料』より」

вистской партии за просвещение трудящихся масс между двумя революциями. СП, 1952, № 11,

(10) В. И. Волков. Борьба больше- стр.91; 中村義知『ロシア帝国議会史』、1966年、風間書房、180、213頁。

(11) Ф.Ф.Королев.Очерки по истории советской школы и педагогики(1917-1920гг.).М.,1958,стр.6.

(12) А.В.Ососков.Вопрос о взаимоотношении школы и церкви в третьей Государственной думе.СП,1955,№2,стр.82-83.

(13) Н.А.Константинов,В.Я.Струминский.Очерки по истории начального образования в России.М.,1949,стр.187-188.

(14) V.I.Gurko.Features and Figures of the Past.Stanford,1939(1970, reissued),p.183.

(15) См.:А.Млынек,Б.Анин,М.Васильев.Страницы истории."Народное образование",1967,№11,стр.84.

(16) Доклад Гринберга."Известия Петроградского совета",1917.6.27, стр.6.

(17) М.Ф.Шабаева(ред.).История педагогики.М.,1955,стр.240.

средней школы. 2-е изд. М., 1956,

(18) Н. А. Константинов. Очерки по истории стр.25;С.Ю.Витте.Воспоминания,т.П.Берлин, 1922,стр.434;L.Greenberg.The Jews in Russia,vol.2.New Haven,1951

(repr.,1965),pp.85-6.

(19) Константинов,там же,стр.121.

(20) К.Е.Бендриков.Школьная система в России перед Февральской революцией."Народное образование",1947,№3,стр.51.

(21) Там же,стр.45.

(22) Ососков.Указ.статья,стр.79-80;Н.К.Крупская.К вопросу о политике министерства народного просвещения."Народное образование",1963,№7, стр.19/Новый документ Н.К.Крупской/.（邦訳、村山士郎訳『国民教育と住民の参加』（1974年、明治図書）所収。13頁）。

(23) Бендриков.Указ.статья,стр.46-47.

(24) Константинов.Указ.соч.,стр.143.

(25) Л.К.Ерман.Борьба ленинской„Правды“за народного учителя в годы нового революционного подъема.СП,1962,№5,стр.49.

(26) Константинов.Указ.соч.,там же.

(27) "Невская Звезда",1912.5.22 цит. по кн.:В.И.Ленин.Собрание сочинений,4-е изд./в след.--Соч./,т.19.стр.120.（邦訳、『レーニン教育論大系』（1966年、明治図書）所収。212－3頁。論文「教育省の政策の問題について」）。

(28) Бендриков.Указ.статья,стр.54.

(29) А.Г.Рашин.Грамотность и народное образование в России в XIX и начале XX в. "Исторические записки",т.37,стр.74,75,78; Бендриков. Указ.статья,стр.55;N.Hans.History of Russian educational policy(17-01-1917).1931,London,(reissued 1964),p.235; 和田春樹「近代ロシア社会の法的構造」、東京大学社会科学研究所編『基本的人権3歴史Ⅱ』、1968年、東京大学出版会、273頁の「ロシア帝国臣民の身分的構成」表より。

(30) М.О.Веселов.О специализации и фуркации в средней школе дорево-люционной России.СП,1939,№7,стр.17.

(31) Там же.

(32) Константинов.Указ.соч.,стр.108.

(33) Там же,стр.140.

第2節

(1) К.Е.Бендриков.Начальная школа в России накануне Октябрьской рево-люции."Начальная школа",1947,№5.стр.30; 原暉之「国会の開設」、江口朴郎編『ロシア革命の研究』1968年、中央公論社、196頁。

(2) КПСС в резолюциях и решениях,изд.8-е,т.1.М.,1970,стр.63.

(3) 中村義知前掲書、111 － 130 頁。

(4) В.П.Вахтеров.Всеобщее обучение."Народный учитель",1917,№1,стр.5.

(5) Ленин.Соч.,т.13,стр.80.（邦訳、114頁。論文「第三国会」）。

(6) П.Григорьев.Проблема всеобщего начального обучения в РСФСР."Народное просвещение",1928,№2,стр.39-40;№3,стр.34.

(7) Ососков.Указ.статья,стр.80.

(8) P.Alston.Education and the State in Tsarist Russia.Stanford, 1969,p.202.

(9) B.-C.Pinchuck.The Octobrists in the Third Duma.Seattle,1974,pp. 37,126.

(10) Ibid.,pp.126-7.

(11) Волков.Указ.статья,стр.94;Н.А.Константинов,Е.Н.Медынский,М.Ф. Шабаева.История педагогики.М.,1955,стр.336.

(12) Ососков.Указ.статья,стр.83-84.

(13) Шабаева.Указ.соч.,стр.238.

(14) Волков.Указ.статья,стр.94-95;Крупская.К вопросу политике...., там же,стр.18.（村山士郎、前掲訳書、10頁）。

(15) Григорьев.Указ.статья,там же.

(16) Введение всеобщего обучения в городах Российской Империи."Журнал Министерства Народного Просвещения"/в след.--ЖМНП/,1914,№7, отд.3,стр.57-70.

(17) Григорьев.Указ.статья,там же.

(18) Бендриков.Указ.статья,стр.31.

(19) Его же,Школьная система в России....,там же,стр.49.

(20) Там же.

(21) 中村義知前掲書、212頁。

第3節

(1) А.Вьялицын.Из истории жизни народного учителя в царской России. "Начальная школа",1957,№6,стр.10.

(2) Г.А.Арутюнов.Рабочее движение в России в период нового революционного подъема 1910-1914гг.М.,1975,стр.378 и след.

(3) Там же,стр.113-115.

(4) Очерки истории Ленинграда.т.Ш,М.-Л.,1956,стр.559.

(5) Арутюнов,Указ.соч.,стр.298-299.

(6) Ерман,Указ.статья,стр.51.

(7) А.Н.Степанов.Школа городского самоуправления в России.СП,1939, №2,стр.125-126.

(8) Волков.Указ.статья,стр.107.

(9) Бендриков.Начальная школа в России....,там же,стр.34.

(10) Там же,стр.33.

(11) Л.К.Ерман.Состав интеллигенции в России в конце X1X и начале XX в. "История СССР",1963,№1,стр.174-175.

(12) С.М.Киров о народном просвещении и воспитании.М.,1969,стр.30; Alston.Op. cit.,p.241.

(13) Н.Кучепатов.Из воспоминаний учителя.СП,1957,№4,стр.75. これは当事者の回想である。

(14) Киров.Указ.соч.,стр.30-31;Alston.Op. cit..

(15) Константинов,Струминский.Указ.соч.,стр.203;"Народное образование",1968,№6,стр.96.

(16) "Речь",1914.1.14 цит. по статье:Н.К.Крупская.Итоги съезда по народному образованию."Просвещение"(Feltrinelli reprint),1914,№1,стр.94.

(17) Крупская.Указ.статья,стр.86.

(18) Съезд по народному образованию.ЖМНП,1914,№4/в след.—СНО/,стр.178,180,203.;Педагогический словарь,т.П,М.,1960,стр.294.

(19) А.В.Ососков.Начальное народное образование и IV Государственная дума.СП,1947,№1,стр.85-87.

(20) СНО,стр.186,187,190,213,214.

(21) СНО,стр.179.

(22) Крупская.Указ.статья,стр.91.

(23) СНО,стр,186-187.

(24) СНО,стр.188.

(25) СНО,стр.190-191.

(26) СНО,стр.196.

(27) Л.К.Ерман.Интеллигенция в первой русской революции.М.,1966,стр. 306.

(28) СНО,стр.221.

(29) СНО,стр.214-216,216-219.

(30) СНО,стр.203.

(31) СНО,стр.204.

(32) Крупская.Указ.статья,стр.93.

(33) СНО,стр.203.

(34) Там же.

(35) СНО,стр.207.

(36) СНО,стр.211.

(37) Крупская.Указ.статья,стр.89.

(38) Там же.

(39) Волков.Указ.статья,стр.102-103.

(40) Арутюнов.Указ.соч.,стр.101-104,254-255.

(41) Там же,стр.101;СНО,стр.198.

(42) СНО,стр.182;Крупская.Указ.статья,стр.86-87,93.

(43) Крупская,там же,стр.93-94.

(44) Очерки истории Ленинграда,там же,стр.538.

(45) Ленин.Соч.,т.18,стр.489. （邦訳、559頁。論文「新しい民主主義派」）。

(46) Крупская.Указ.статья,стр.86.

(47) "Путь правды",1914.5.20 цит. по статье:Волков.Указ.статья,стр.100.

第4節

(1) Ленин.Соч.,т.21,стр.1-25. （邦訳、3－30頁、）

(2) 中村義知前掲書、277－298頁。

(3) Константинов.Указ.соч.,стр.162;Russian Schools and Universities in the World War.New Haven,1929,p.63

(4) Ibid.,pp.70-71

(5) Константинов.Указ.соч.,стр.163-164.

(6) Большая советская энциклопедия.2-е изд.,т.17,М.,1952,столб.310;

Gurko. Op.cit.,pp.517-8,640n.

(7) "Народный учитель",1915,№ 2,стр.9; Константинов.Указ.соч., стр. 163.

(8) Константинов,там же,стр.165-166; Russian Schools and Universities in the World War,p.100.

(9) Константинов.Указ.соч.,стр.166,169; Королев.Указ.очерки,стр. 48.

(10) Константинов,там же,стр.170-171.

(11) Там же,стр.180.

(12) Там же,стр.181.

(13) Там же,стр.182; Королев,Указ.очерки,стр.51. 「回章」は毎月、各学区ごとに学区総監の署名の下に発行され、法律、大臣命令、総監命令を掲載した。従って、リベラル教育大臣イグナーチェフの場合は、その発行の際にもツァーリ官僚としての学区総監の抵抗に遇わざるを得なかった。

（補註１）　以下に、この二革命間期、住民の高い教育要求にこたえるため、いくつかの自治体によって採用されていた４年制ゼムストヴォ立小学校の独自の教授プランを示そう。

i）モスクワ郡ゼムストヴォの場合

教科名＼学年	1	2	3	4	
1. 神の法	2	2	2	2	(8)
2. ロシア語	12	10	10	8	(40)
3. 教会スラブ語	—	2	2	2	(6)
4. 算数	6	6	6	8	(26)
5. 書写（чистописание）	4	4	2	2	(12)
6. 歴史読み物	—	—	2	2	(4)
7. 地理読み物	—	—	2	2	(4)
8. 理科読み物	—	—	2	2	(4)
9. 唱歌	2	2	2	2	(8)
計	26	26	30	30	(112)

・数字は、各教科毎の、一週間当り授業時数。（ ）内数字は、次のポルターヴァ、プスコーフの事例と比較対照のための数字、

・この表は、モスクワ郡学校協議会が承認し、国民学校郡視学官が「4年制課程実施の際の見本として」非公式版・初等学校関係法令集に印刷することを許可したものである。

・「歴史も、地理も、理科（естествоведение）も、小学校課程における独立科目を成さないこと。従って、教科書による系統的教授が存してはならない」ことが指示されており、それらの教科にかんしては読本（＝諸作品の抜萃集）を用いた「説明読み（объяснительное чтение）」のみが許可された。См.: Н.Веригин/сост./. Краткий сборник законоположений и распоряжений по начальным народным училищам ведомства М.Н.П.,изд. пятое. Издание неофициальное. М.,1915,стр.76-77.

ii) ポルタヴァ県ゼムストヴォの場合（1912／13学年度実施）

1. 神の法	8時間
2. ロシア語（教会スラブ語	

を含む	32時間
3. 算数	16 〃
4. 博物（природоведение）	6 〃
5. 地理	4 〃
6. 歴史	4 〃
7. 図画（рисование）	8 〃
8. 書字（чистописание）	2 〃
9. 唱歌	6 〃
10. 手の労働	4 〃
計	90 〃

（時間数は、各教科毎の、一週間当り。1年生～4年生計4班に対する数）

iii) プスコーフ県ゼムストヴォの場合（1912／13学年度実施）

1. 神の法	10時間
2. ロシア語読み方	20 〃
3. ロシア史	6 〃
4. ロシア地理	6 〃
5 世界図絵（мироведение）	9 〃

6. ロシア語書き方	20 »
7. 算数	22 »
8. 図画及び作図	9 »
9. 唱歌	8 »
10. 体操（女子には手芸）	8 »
計	118 »

（時間数表記法は同上）

—— 以上 ii)、iii) 出典：К.Е.Бендриков.Начальная школа в России накануне Октябрьской революции,"Начальная школа",1947, № 5,стр.32-33.

（補註２） 1887年オデッサにて、ギムナジア教師の家庭に生れ、自らもギムナジアに学んだソヴェト作家ヴァレンチン・Π・カターエフの自伝的小説『草原の家』（西尾章二・太田多耕訳。1964年、新日本出版社。上巻、9－70頁）は、この時代のギムナジアの模様を活写している。

（補註３） この大会における諸テーマのう

ちでも、とりわけ労働教育をめぐる報告、討論、決議は、すぐれた研究素材を成すものである。事実、本論文の脱稿後、この大会報告を積極的に取り上げた、ロシアの労働教育に関するモノグラフィーが現われた。（Р.Л.Доватор.Проблемы трудового воспитания и обучения в прогрессивной русской педагогике /конец XIX - начало XX в./. СП, 1978, № 2,стр.105-113.）その成果にも依拠しつつ、本稿における到達点を止揚することを今後の課題としたい。

第Ⅱ章　二月革命期のブルジョアジーの教育政策：臨時政府・教育省の政策

第1節　教育省機構改革

第一項　臨時政府のジレンマ

ロシアは第一次世界大戦にもっとも早くから参戦し、国全体が疲れきっていたが、1917年2月、ついにツァーリ専制が打ち倒された。

この「二月ブルジョア民主主義革命(1)」の推進者は、まぎれもなく、1905－07年の闘いの経験をもつロシア・プロレタリアートと、兵士という「軍服を着た農民」だった。しかし、新政府をつくったのはブルジョア自由主義者たちだった。そして首相、内相、陸海相といった国家機構上「もっとも主要な決定的な」ポストは全国ゼムストヴォ連合議長のリヴォーフ（Львов, Г. Е.）公と、中央戦時工業委員会

会長のグチコーフ（Гучков,А. И.）というオクチャブリストたちが占めた。(2)このことも、二月革命が帝国主義戦争の一産物であることを示していた。新政府は生まれながらに戦争継続の政府だった。

他方では君主制崩壊の結果うまれたこの政府は、「ブルジョア民主主義」の実施を歴史的使命としていた。3月3日発表の政策宣言においても、「言論・出版・結社・集会・ストライキの自由」や、「身分・宗教・民族に基づくすべての制限の撤廃」をうたわざるを得なかった。また国家統治の形態としては、議会主義的共和制の実現が目標であり、新政府はそもそも、それを実現する憲法制定議会の召集を準備するために「臨時政府」の名の下に生まれたのだった。しかしブルジョア臨時政府は、「召集」を約束しながら決して実行できなかった。先の政策宣言に従って「召集」のために「普通・平等・秘密・直接選挙」を実施すれば、労働者と農民が進出するこ

とは明白だったからである。

二月革命期ロシアの教育の営みにおける「民主化」もまた、総じて上記の事情の下にすすめられたのである。

第二項　教育省人事

臨時政府教育相にはカデットから、国家評議会のマヌイロフが入閣した。ただちに新教育相は教育省次官として、国家評議会のグリム（Гримм, Д. Д.）と、ゼムゴール（ゼムストヴォ・都市両連合合同委員会）北部戦線議長のゲラーシモフ（Герасимов, О. П.）の2人を選出した。(3)

元モスクワ帝大教授（経済学）のマヌイロフは、1910－11年の教育相カソーによる大学自治破壊に対する抗議のため同帝大学長を辞任したこともある、カデット系学者層の旗がしらだった。一方、元ペテルブルグ帝大教授（ローマ法）のグリムもまた、マヌイロフと同時期にペテルブルグ帝大学長をつとめた代

表的リベラルで、大戦中の反政府ブルジョア運動「進歩ブロック」のリーダーのひとりだった。(4)右のふたりの学者の教育省への登用は、多分にシンボル的な人事だった。これに対してもうひとりの次官ゲラーシモフの起用は明らかに、この革命情勢の中で予想される混乱を乗りきるための措置であった。ゲラーシモフは以前、教育省更務のほぼ全領域を勤めあげた経歴とその保守的見解とを買われて、第一次革命期および反革命期の1905－08年に教育省次官のポストを任された能吏だった。(5)教育改革に対する臨時政府の姿勢は、このあたりに既に現われていたと言えよう。

地方の教育行政責任者である「学区総監(6)」の交替も3月に始まった。ハーリコフ、モスクワ、キーエフ、リガなどの学区の総監のごく右翼的な、陸軍中将、三等文官その他は解任になり、リベラルの大学教授や教師たちと取りかえられていった。(7)交替はさらに、学区総監の下の県学務部長（通例、各県にひとり）

と国民学校視学官（通例、各郡に1～2、3人）にまで及んだが、人物の「新しさ」はやはりリベラルどまりであり、もとより部分的な入れ替えであった。それゆえ、こうした措置によっては、旧体制下の教育行政の本質的転換は決してなしえなかった。臨時政府のこの不徹底な「改革」は、民主的世論からの厳しい追求を一貫してまぬがれなかった。

表Ⅱ-1　臨時政府の変遷(9)

	月日	主要人物
ブルジョア単独	3.2—5.2	首相兼内相 Г. Е. リヴォーフ（オクチャブリスト），法相 А. Ф. ケレンスキー（トルドヴィキ）。
〈政府危機〉	5.3—5.4	
第一次連立	5.5—7.2	首相リヴォーフ，陸海相ケレンスキー（エス・エル）。
〈政府危機〉	7.3—7.23	
第二次連立	7.24—8.26	首相兼陸海相ケレンスキー（同）。
〈政府危機〉	8.26—9.24	9.1—9.24「執政府」。ケレンスキー（同）ら5大臣の評議会。
第三次連立	9.25-10.25	首相ケレンスキー（同）。

学校改革に関しても臨時政府は、上のような事情と相つうじることだが、プログラムを特にもってはいなかった。それに当るのは、3月末から4月はじめにかけてのペトログラードやモスクワの教員大会に出席した、教育相マヌイロフが大会からの「突きあげ」を受

けた末に行った演説である。しかしそれについては後段でふれることにする。

第2節　教育機関の改革

まず学校改革の実際を追っていこう。これによってわれわれは、臨時政府教育省が「施策はひとつとして行わなかった」初等教育と、「ブルジョアジー自身のために……いくばくかの事は実施した」中等および高等教育、の三つの領域に関し、政権を獲得したロシア・ブルジョアジーの教育政策をいっそう明らかにし得るだろう。

第一項　高等教育改革

臨時政府・教育省が学校制度改革に着手したのは高等教育部門からである。この期の焦眉の具体的課題としては、大学の新設、技術系高等教育機関の拡充、大学自治の回復などが想定されていただろう。前二者については

イグナーチェフ教育相期（1915年1月－1916年12月）以来、特に強くその必要性が浮びあがっていた。また大学自治の回復・拡大は教育相マヌイロフの自信のあるところだった。

教育省はモスクワ帝大教授・カデット国会議員ノーヴィコフ（Новиков, М. М.）の提案に従い、「上級学校改革委員会（Комиссия по реформе высшей школы）」を設置し、ここに大臣自身が帝国科学アカデミー会員、高等教育関係者、大学教授組合（Академический союз）代表を「招致（приглашение）」した（グリム、ゲラーシモフ両次官は「職権」で参加）。上からのきわめて官僚主義的なやり方だった。

上級学校改革委員会は3月21日の会議をもって活動を開始し、10月まで機能し続けた。委員会は次のような問題で決議案を審議し、採択している。つまり、チフリス総合技術高等専門学校の設置。ペルミ、ロストフ・ナ・ドヌー、チフリス（カフカーズ大学）、タシケント（トゥルケスタン大学）の各地への大

学の設置。デミドフ法律リツェイのヤロスラーヴリ大学への統合。ロシアの大学・〔教育省管下の〕高等教育機関の学区総監の管轄からの除外、ロシアの大学への助教授職の設置などの問題である。(2)

このように、委員会の活動には教育改革の全般とかかわるようなロシアの大学の根本的転換を志向する試みは、一切入っていなかった。それはともかく教育省は、改革への議論に十全を期すために、全国の高等教育機関代表の会議を開くことにした。

高等教育改革にかんする会議が6月12日、教育・商工両省の管下の高等教育諸機関から教授・教官層代表を集めて開かれた。この会議は、まず大学を学区権力の支配(3)から解放し且つ大学に全面的自決権を与える、という原則の承認を決議し、次いで、改革委員会の提起した案に基づいて一連の法案をまとめていった。

ロシアの「大学の自治」は、右のような教

育省と大学の一体になった動きによって、ごくスムーズに復活・拡大したのである。大学は学区総監管轄から大臣管轄下に復帰、つまりもっとも肝要な事項である大学の人事権は学区総監の手を離れ、再び各大学評議会（университетский совет）の手に戻された。また、助教授の地位が新設され、その他の若手研究者と学生の権限も拡大された。(4)だがこのようなやり方は、率直に言えば、マヌイロフは大学改革というものを「全国民的問題とせずに、自身の属するカデット党の純粋党内問題にした。つまり、カデット的教授団の手に上級学校をひきわたす措置が緊急手続で取られた(5)」というに等しいものであった。そのことは大学新設計画のほうの進み具合をみるなら更に明白だった。

新設の実現としては、ペルミ大学（歴史・言語、物理・数、法、医の4学部）とドン大学（ロストフ・ナ・ドヌー市）の設置、そして、これは高等工学教育の拡充策の一環でも

ある、ニージニ・ノーヴゴロド総合技術高等専門学校（化学、機械、建築、鉱山の4学科）の設置が行われた。(6)以上はたしかに臨時政府下のことに属する歴史的事実である。だが発足したこれらの三つの高等教育機関の前史をひもとくべきであった。

果してペルミ大学は既に、専制下のイグナーチェフ教育相の下で、大学新設政策による唯一の実現例の「ペトログラード帝国大学ペルミ分科大学」として1916年秋には、いわば「生まれかけていた」のである。他方、ドン大学は、ポーランドからの戦時疎開によって当地に移動していた「ワルシャワ大学」を、ニージニ・ノーヴゴロド総合技術高等専門学校はやはり同じ事情で当地に移動していた「ワルシャワ総合技術高等専門学校」を、それぞれ前身としていた。(7)

カデット系大学教授グループの立案も、その成果の内実は以上のとおりであった。かれらの示した案の追取の、あるいは寛容な部分

――カフカーズやトゥルケスタンといった少数民族地域への大学新設、これは臨時政府の容れるところではなかった。このあたりにも、カデットの実行力のほどがうかがえよう。つけ加えるならば、旧体制下において政治的見解が穏健でないとして追放された教授・学生の大学復帰は、革命情勢の下で「事後承諾で（явочным порядком）」行われたのであった。

総じて高等教育改革において二月革命後の新政府のなしえたことは、専制下における到達点に対して付加するところわずかであった。

第二項　中等学校再編の試み

中等教育にたいする臨時政府・教育省の最初の対応はごくひかえ目なものだった。つまり、「ユダヤ教徒の中等教育機関入学の百分率基準に関する」回章をはじめとする一連の民族・宗教による制限回章や、集会・結社の自由をふくむ教員・生徒の市民的諸権利を奪う回章など、専制政治を表現する省回章の廃

葉のみであった。中等学校関係だけでも40を数えたが、しかし省のこのような作業は、学校という場も二月革命の圧力の下にある時は、ただポスト・ファクトゥムの追認行為を意味するばかりだった。(8)

積極的な改革作業の立ちおくれの点で教育省は、『ルースカヤ・シュコーラ』のような臨時政府支持のリベラル教育雑誌からも批判を受けた。それは、教育省は大学改革では豊富な人材を有しながらも「中等教育における現代の教育思想や民主的社会潮流の明確な代表者」を部内に据えていない、というものだった。(9)ともあれ、中等教育に限り、この批判点は、政府が学校改造に着手すると共に影をうすくして行った。4月末からはどうにか、中等学校の再編をめざした一連の政府決定がおされてゆく。以下にそれを整理しておこう。

4月24日、臨時政府は教育省に対し、(1)男女共学のギムナジア・プロギムナジア・実科学校の設置権を与えた。ひき続き28日、教育

省は②4年制のギムナジアと実科学校の設置権を与えられた。これによって高等小学校卒業者は無条件でこのギムナジアと実科学校の1年目に入学できることになった。さらに教育省は6月29日、③従来の4年制と6年制のプロギムナジアをギムナジアと高等小学校に再編成する権限を、また④8年制ギムナジアと7年制実科学校をそれぞれ4年制のギムナジアと実科学校に再編成する権限を、あわせ与えられた。他方この間に臨時政府は、⑤4年制のギムナジアと実科学校を合計100校新設することを許可し、また、予算措置として⑥高等小学校新設のために250万ルーブリ、師範学校（高等小学校教員ノ養成機関）5校の新設に22万ルーブリ、教員セミナリア25校の新設に150万ルーブリを支出することをそれぞれ承認した。(10)

臨時政府・教育省の中等学校政策は、右のように字義どおりの「弥縫策」であった。高等小学校→実科学校・ギムナジア→大学、と

いう連続化の実施であった。しかし依然として小学校との連続化には手をつけていない。このあたりが、臨時政府の性格をしめすものだった。それはともかく、右の政府決定のうちのいくつかは現実のものとなり、全国の一連の都市では、この年9月の新学年度から、4年制のギムナジアと実科学校計20校あまりが発足したのである。(11) あとこれに教員給与増額措置を付け加えれば臨時政府下の中等学校「民主化」は、ほとんどすべてであった。これらの意義はどこにあったのか。

8年制ギムナジアの7年制への短縮または上級部分のみを残した4年制中学化。男女共学化。高等小学校との密接な連絡。および高等小学校の増設——じつはこのような制度手直しの提案が既に、イグナーチェフ教育相の下で1915年、『教育省立ギムナジア（普通中等教育機関）設置令。Положение о гимназиях (о средних общеобразовательных училищах) министерства прсвещения 』の案という形で体系化されていたのである。(12)

臨時政府による中等学校再編「弥縫策」は、まさに右の設置令案の部分実施であった。

ところでイグナーチェフの下では、もうひとつの大部なドキュメント『中等学校改革資料。模範教授学習要領ならびに解説（Материалы по реформе средней школы.Примерные программы и объяснительные записки.）』がのこされている。この資料は今日でも、「当時のロシア・ブルジョア教育学の一定の総括」（コンスタンチーノフ）、さらには「自由主義的ブルジョア教育思想がはらんでいる最良のもののすべてを体現」（カラリョーフ）する、としてきわめて高く評価されているが、その成果の一部がロシアの中等教育のために生かされるのは十月革命を経てのことであった。(13)

臨時政府は、つまり、ここでは専制倒壊前夜までの自由主義ブルジョア陣営内の、教育理論上の成果のうちの易きにつくより他はないのだった。(14)

第三項　小学校統一・世俗化のやり残し

臨時政府は5月8日、まず、すべての教会立小学校の地方自治体移管を決定し、さらに6月20日、国庫支出の行われている一切の小学校の教育省統轄をうたった決定を行った。この決定――「普通教育導入のための、各種官庁下諸学校の教育省管轄への統一に関する(15)」――の意義は何よりも、教育の世俗化への一歩を意味する宗務院及び他省庁管轄の小学校の教育省移管を、截然とかつ詳細に規定したことにあった。ロシア教育史においてはじめての決定であり、二月革命のもたらした事件であった。当然にそれは、多くの小学校教師をはじめとするこの国の進歩的な人々を鼓舞することになった。しかし、そうした決定であるがゆえに、臨時政府がすすんで実施する、とは考えがたかった。

表II-2　臨時政府の教育大臣(16)

A.A.マヌイロフ（カデット）	在任3月2日―7月2日
C.Φ.オリデンブールク（カデット）	7月25日―8月27日
C.C.サラースキン（エス・エル）	9月8日―10月25日

教育相マヌイロフは右の法律の執行のための具体的措置をなんら講じなかった。かれの後任のオリデンブールク（Ольденбург, С. Ф.）もただ、右の6月20日付決定同文を地方に送りつけるのみだった（8月19日）。では政府全体としてはどうだったのか。臨時政府は8月はじめには、革命運動の急速な伸展の前に揺らいでゆくロシア国家体制の強化をめざして、宗務院の宗教省への改組・拡充を実施、つまり国家と教会の結びつきの強化をはかったのだった。(17)この政府は、教育と宗教の分離の実現に、進みかけ、次いで立ちどまり、そして後退したわけである。

当然ながら、前近代的象徴たる宗教省は宗務院から引き継いだ4万校にのぼる小学校を、9月に入っても教育省に引き渡さなかった。あまつさえ、ギリシア正教ロシア総本山は10月初め、大主教を頭とする代表団を首相ケレンスキーの下にさしむけ、先の教区立学校の教育省移管の法律の廃止と、「神の法」の授

業のあらゆる学校での必修化を要求してきたのだった。(18)

結局、臨時政府下では、教区立学校の教育省と地方自治体への移管は実施されないままに終わったのである。

臨時政府下の学校「民主化」策の主な点は以上のとおりである。

新しい大学が発足し、大学自治と教授・助教授層の地位・待遇は改善され、たしかに高等教育機関はロシア有産階級のためのものとして整備された面があった。中等普通教育の改革もまた、制度的手直しと増設により、中等教育を都市住民層を中心としたロシア国民にいくらか近づけることにはなった。授業は全く旧来どおりに新学年度も行われたとしても。しかし、初等教育は、ツァーリ時代のままに放置されたと言っても過言ではない。それゆえ、臨時政府は民衆のための教育にはなんらの力も注いでこなかったとも言えようが、

他方で、二月革命後学校現場や地域において急速に行動をひろげてきた、小学校教師やいわゆる国民教育活動家の存在とその対策に臨時政府が苦慮していた事情が、独自にあったのである。

第Ⅱ章・註

第1節

(1) 二月革命史については差当り次の著作を参照されたい。ソ連科学アカデミー歴史研究所編、常金豊訳『ロシア大十月革命史』1967年、恒文社。和田春樹「二月革命」、江口朴郎編『ロシア革命の研究』1968年、中央公論社。長尾久『ロシア十月革命の研究』1973年、社会思想社。

(2) Ленин.Соч.,т.23.стр.342（邦訳、384頁）;т.24.стр.38（同、41頁）。

(3) М.Т.Лихачев.Буржуазная реформация управления народным образованием в России в предоктябрьский период(март-октябрь 1917г.).СП, 1975,№7,стр.102.

(4) А.Я.Аврех.Столыпин и третья Дума.М.,1968,стр.437-439;V.I.Gurko. Features and Figures of the Past.Stanford,1939(1970,reissued),p. 686n.;和田春樹、前掲論文、330頁。

(5) С.Ю.Витте.Воспоминания,т.П.Берлин,1922,стр.431;Gurko, op. cit.,

p.497.

(6) См.:Педагогическая энциклопедия/в след.--ПЭ/,т.3.М.,1966,столб. 459;т.4.1968,столб.424-425.

(7) Ф.Ф.Королев.Очерки по истории советской школы и педагогики(1917-1920).М.,1958,стр.57.

(8) Педагогический словарь,т.1.М.,1960,стр.338,441;ПЭ,т.1.1964, столб.743-744;т.2.1965,столб.248;т.3.столб.459.

(9) Н.П.Ерошкин.История государственных учреждений дореволюционной России,2-е изд.М.,1968,стр.328-329.

第2節

(1) Н.А.Константинов,Е.Н.Медынский,М.Ф.Шабаева.История педагогики, 3-ье изд. М.,1966,стр.329;4-е изд. 1974,стр.320.

(2) К.Е.Бендриков.Вопросы народного образования при Временном правительстве."Народное просвещение",1927,№3,стр.105;P.I.Novgorotsev. Universities and Higher Technical Schools during the War,in Russian Schools and Universities in the World War.New Haven,1929,pp.232-233;Ф.Ф.Королев.Февральская революция и народное образование.СП, 1952,№2,стр.54.

(3) См.:Г.И.Щетинина.Университеты в России и устав 1884 года.М.,

1976, стр.154 и след. 1917年二月革命以前のロシアの総合大学の体制を規定していたのは、「反改革」時代の産物、1884年大学規則である。1884年以前の大学では、60年代の一連の改革による一定の自治の承認の下に、各大学の評議会〔全教授で構成〕は、学長、学部長、副学長及び学内審査機関の選出権を有し、教授の選任、解任を行い、大学予算の審議、特別財源の決裁、学部ごとの総定員の割当を行った。しかし、1884年規則が教育大臣と学区総監の役割を強化した。この結果、学区総監は大学評議会・学部教授会の召集権と諸会議への出席権、私講師の授業の「監督」権を付与され、これを武器として上述の如き大学自治に介入していった。

(4) ЖМНП, 1917, № 9-10, отд.1, стр.78, 79-83.

(5) Бендриков. Указ. статья, там же.

(6) ЖМНП, 1917, № 7-8, отд.1, стр.30-36; № 9-10, отд.1, стр.53; Королев. Указ. статья, стр.55.

(7) Novgorotsev,op.cit.,pp.196-203;Ф.Ф.Королев.Народное образование в России накануне февральской революции 1917 г. СП,1951,№12,стр.61.

(8) Бендриков.Указ.статья,стр.111.

(9) Там же,№8-9,стр.225.

(10) ЖМНП,№7-8,стр.8-14;№9-10,стр.7-9,22;Лихачев.Указ.статья,стр.103-104.

(11) Указ.История педагогики,3-ье изд. стр.329; 4-е изд.,стр.320.

(12) Н.А.Константинов.Очерки по истории средней школы,2-е изд. М., 1956,стр.176-179.

(13) Там же,стр.176;Королев.Указ.очерки,стр.51

(14) この期の職業・技術教育に関する検討は別個の試みが必要である。臨時政府下で5月30日に成立した法律「産業学校並に国民教育省産業学校課に関する法令の修正・補足」は、1916年1月にイグナーチェフ教育相が国会に提出した法案（未成立）の基本命題を取り入れており、また、同法によって、諮問機関・職業教育委員会をもつ職業教育局が設けられたが、その局長におさまったのは「二月」以前の教育省産業学校課

長その人であったという。 А.Н.Веселов.Низшее профессионально-техническое образование в России в конце XIX и начале XX в. СП,1953,№1,стр.68-69.

(15) ЖМНП,№9-10,стр.71-73.

(16) 在任期間は Советская историческая энциклопедия,т.9.1966. М.,столб.467. 所属党派は Ерошкин.Указ.соч.,стр.329;Королев. Указ.очерки,стр.57;Лихачев.Указ.статья,стр.106;S.Fitzpatrick.The Commissariat of Enlightenment.London,1970,p.11. イェローシキンのみサラースキンをカデット所属としている。

(17) Ерошкин.Указ.соч.,стр.325.

(18) "Народный учитель",1917,№23-24,стр.9-10;№25-26,стр.3-4,16.

(19) この期の学校外教育については См.:В.А.Зеленко.Практика внешкольного образования в России,3-ье изд. М.-П.,1923, стр.128-146.

第Ⅲ章　全ロシア教員組合の再生

はじめに

本章の課題は、十月社会主義大革命の時代（広義の）のロシアに存在した有力な教員団体である「全ロシア教員組合 Всероссийский Учительский Союз = ВУС」が1917年2月のブルジョア革命を経て再建されてゆく過程を叙述すること、及びこの再建された教員組合の組織的性格を検討することである。

この全ロシア教員組合に関する従来の研究ないし言及は、凡そ、この組合の生涯の二つの時期に集中してきた。つまり、一つは、1905～7年の第一次革命期の全ロシア教員組合の形成過程とそこにおける「組合」の性格をめぐる論争の検討（イェルマン「第一次ロシア革命における知識人」[1]（1966年）；竹田正直「教員組合運動の思潮と論争」[2]（1976年），

等。」であり、いま一つは、1917年十月革命後の時期におけるこの組合の反ソヴェト行動とこれに対するソヴェト政権・ボリシェヴィキーによる克服の過程の発掘〔オスノス「十月直後の知識人の歴史」(3)(1940年)；ヴィトゥフノフスキー「ソヴェト政権初期数カ月間の教師をめぐる闘争」(4)(1956年)；カラリョーフ「十月社会主義大革命遂行期の教員をめぐる闘争」(5)(1958年)；フェドートワ「初期の全ロシア教員大会における共産党の戦術(1918年の反革命的全ロシア教員組合の崩壊)」(6)(1966年)，等。」であった。

こうして第二次ロシア革命(1917年2月)期の全ロシア教員組合の運動についてはほぼ等閑視される状況が続いていた。唯一の例外とみなしうるのは、故カラリョーフがその労作「ソヴェト学校・教育学史論集1917－1920年」(7)(1958年)の中で、二月革命後の全ロシア教員組合の再建と教員諸大会の内容に言及したことであった。

カラリョーフの同書は、二月革命期教育史のみに領域を限定しても、今日までで最も秀れた活潑な研究と目されているものである。(8) しかしながらこの労作においても未だ、全ロシア教員組合の運動に関しては、1905—7年の論争点や諸経験との関連が明らかにされておらず、従って、再建されたこの教員組合の組織的性格についても論及されていない等の空白が残されているのである。

われわれの研究の意図は、差当り教員運動史におけるかかる空白を満たすことにあり、それによってロシア・ソヴェト教育史の連続的（当然な）叙述に参加して行くことにある。

本章が主として用いた資料は、総合教育雑誌『人民教師（Народный Учитель = НУ）』の1917年の各号である。これは、モスクワ発行（1910—19年）の週刊誌で、ナロードニキ的傾向をもち、特に小学校教員のあいだでよく普及していたものである。

第1節　二月革命前夜の教員の要求と教員団体

第一項　リベラル教育相イグナーチェフの教員政策

二月革命前夜のロシアの学校教師の団結体は、小学校教員、中学校教員ともに、「教員互助会 Общество взаимопомощи учащих （＝共済組合）」であった。

そもそもこの、構成員の文化・啓蒙活動ならびに物的・法的な相互扶助のための教員団体は、ロシアでは、多くが1896年から1902年にかけて、郡と県の規模で発生したものであった。1902年の末には、21,695人の会員総数に達する計71の教員互助会が存在した。平均すればそれぞれ200～300の会員数であった。

教員互助会の活動は、1894年7月5日付の教育大臣命令として教育省の発行した「教員・元教員相互扶助団体模範規約 Нормальный устав Общества взаимного вспомоществования учащим и учившим 」によっ

て規制されていた。この模範規約は啓蒙活動をきびしく制限しており、「会」に対して物質面・生活面の相互扶助（教師への金銭的補助を与える、教師に仕事を世話する、疾病の際は医療面の援助を与える、夏期休暇の組織などの諸項目のみを許可していた。また、それぞれの「会」の活動は、その会員の資格で互助会理事に名を連らねている、教育省の地方機構の国民学校管理部の代表によって監督されていた。(1)

しかし、以上のような制約された条件の下にあったにもかかわらず、教員互助会は、なかんずく小学校教師層にとっては、団結とその権利意識の成長あるいは又、その職業にかかわる自己陶冶の継続と発展を促進する場となり得るものであり、又、そうなってきたのであった。

教育相イグナーチェフは、1915年2月20～23日の学区総監会議の席における所信表明（

第Ⅰ章第4節第三項参照）において、学校教師の地位にかんしては、「教員は、その仕事から精神的充足を得られるような地位に置かれなければならない」と述べていた。(2)

これらの発言は、中等学校教師層にとっては、イグナーチェフの教育省の回章と命令によって実現されたところの、職員会議や学級担任教員の役割・権限の一定の拡大や、カリ一教育相期の措置の一部撤廃による下級教員の定員化措置などとなって具体化されたことが知られている。(3)

小学教師層にかかわっては、まず、教師たちの相互交流と互助会とにかんする旧来の規制の緩和が目ざされた。

すなわち、イグナーチェフ教育相は、「教育学上の問題やその他学校問題について教員の間で頻繁に交流をもつことが有益であることを全面的に承認し」、「こうした交流を助長するために」、1875年8月5日付の旧規則に代わる、短期講習所及び講習会の設置にか

んする新規則をつくることを決め、(4)さらに、1894年7月5日付の模範規約に代わる、新しい教員互助会模範規約を定める必要性を表明したのであった。

この新しい規約にもとずいて結成されたサラートフ県の一教師協会は、1917年1月1日付の電報で次のように、イグナーチェフの辞任を惜しんでいる。

——閣下の御提案に従って作られた新しい規約を採用したバラショーフの教師協会は、1月1日の集会において、閣下が国民教育相の地位を辞されたことに対して大いなる遺憾の意を表明すべく我が理事会に委ねました。本教師教会は、学校改革の閣下の仕事の礎とされた諸原理の実現に全力を傾けるものです。又あわせて、閣下が遠くない将来再び国政革新の事業に積極的に参加されん事への期待を表明するものです。(5)

しかし、新しい規約は提案されたが、成立

しなかったことを示すと思われる次のようなイグナーチェフへの送辞の一節も引いておこう。

——イグナーチェフ伯は、職業的教員団体の自由な成長と発展のための新しい型の模範規約を教員に与えることは、なし得なかった。(6)

以上から、教員の組織化にかんするイグナーチェフの役割について結論するなら、次の4項になるだろう。

(1)教員同志の研究交流を是認した。

(2)それを助長する制度の設置規則・模範規約をつくることを決めた。

(3)教員の前に新しい規則・規約の内容を示したことがあった。

(4)新しい規則・規約を結局、制定できなかった。

こうしたイグナーチェフ在任の2年間を、当時の教育運動の指導部は次のように総括し

ている。

——イグナーチェフ伯爵指導下の教育省の活動は、世論と真の教員勢力と生徒の利益への配慮において際立っており、学校と家庭を恐怖と敵意と憎悪とから自由にし、且つ教員を創造的な仕事のために解放する用意のある点で特筆さるべきものだったが、こうした活動は、国の精神の組織化と健全化と強化にとって極めて本質的で有効な要因となった。(7)

第二項　全ロシア教育会内部の教員組合再建要求

前述のイグナーチェフ教育相期におけるロシアの教育家たちの活動は、学校内の種々の改良や、教員の生活の相互扶助、さらに、文化・啓蒙サークル・諸団体の結成へと進展した。そうした中で、小学校教員の役割を重んじる者たち(1)が、以上のような諸分野の活動団体を統合する組織として、「全ロシア教育会（Всероссийское Педагогическое Общество = ВПО）」を結成した。1915年10月のその結成までの経緯自体は未だ明らかにされていない。この項においては、ВПОの誕生とその活動を支えたものが、イグナーチェフによる上からの「自由化」に

加えて、ゼムストヴォ運動という下からの「保証」であったこと、及びВПОの各地の教員団体の活動のイメージが、示される。

全ロシア的団体であることの「メリット」は、在ペトログラードのВПОの理事会が訴えるようにして語る、次の点にあった。

——〔戦争という〕新しい国家的現実の下にあって、全ロシア教育会は、教員の声を国会の高い演壇まで伝え、しかも学校関連立法の進行に影響を及ぼすことの出来る手段を確保している。また、戦争が惹き起こした異例の状況にあって全ロシア教育会は、戦争で被害をうけた教師たちの救済という全ロシア的な教師の事業を組織している。(2)

他方、このВПО内における活動の主なものは、教育関係書籍の発行、寄宿舎・サナトリウム等の設立、教員の見学旅行の組織、中央教育博物館の建設、教員大会の開催、新たな

教員団体の結成の援助、等であった。(2)こうした諸活動は当然にも、教員全体に、特に、経済状態の劣悪な小学校教員層には利益となる筈であった。だが他面では、これは広い統治活動の一環としての意義をも有するものだった。

こうした両面の効果を上から増進した要因は、時の教育省による教員への援助であった。

教育相イグナーチェフは、カソー時代の、あらゆる教育機関を兵営化してきた教育省の「回章」と「命令」を緩和していった。学区、国民学校視学部及び国民学校管理部という中間機構(3)の介在のため、大臣の意向が全くストレートに各地域にまで伝わるとは言い切れなかった。そこで、すでにブルジョアジーに担われていた地人ストヴォ運動(4)が、リベラル教育相の試みをいわば下から補うことになった。

イグナーチェフの就任の直後から請願・陳情が教育省宛にひきもきらず寄せられていた。それは、カソー教育相期につくられた「異常

事態」、すなわち、国民学校視学官の自己の権限によって、ゼムストヴォ立学校の教師を任免する、学校図書室の開設の認可・却下を行う事態、いっぽう、ゼムストヴォ会議は教育事業の管理に口を出せない、会議に教員を招くことも出来ない、などに代表される事態をただちに終らせるよう要求するものだった。そのような要求をほとんど共通に訴える請願書が、キーエフ、ヴラヂーミル、コストロマー、モスクワ、ニージニ・ノーヴゴロド、オリョール、オレンブールグ、ペルミ、リャザーニ、スモーレンスク、タヴリーダ、トヴェーリ、タムボーフ、ウファー、ハーリコフ、ヘルソーン等々、全国各地の県ゼムストヴォから送られていたのである。(5)

これらの結果、すなわち「カソー的回章の新しい解釈のお陰で、ゼムストヴォと〔教育省〕視学部の間の「摩擦」は弱まって行き、教師その人もまた、各地で、いくらかはヨリ自由に呼吸するようになった。」(6)

さらに、教育省による直接的な物質面と資金面の援助が、教員団体に対して行われるようになった。ヴャートカ県オルローフ市の教師協会は、「全ロシア教育会を通してオルローフ協会へ補助金を出すよう教育省に対し請願を起すこと」を決議している。(7) リャザーニ県の場合には、同県の教師協会が父母委員会連合と共同で「学童勤労奉仕団」を組織・指導する活動に対して、教育省の地方機関を通じて財政補助を受けているのである。(8)

それでは、全ロシア教育会の下に統合されている各地の教員は、上述の「自由化」の結果、どのような「呼吸」をなし得たのであろうか。1916年末のクリスマス週間に開かれた4つの教員団体の総会内容を例に取り上げ、彼らの活動を一瞥しよう。

ペルミ県では県北の「チェールディン教員互助会（Чердынское Учительское Общество взаимопомощи）」〔以下の行文中、地名その他で略称されることがある。他の団体も同様〕が1916年12月29日に

会員総会(9)を、サラートフ県では先述の「バラショーフ教師協会（Балашовское Учительское Общество）」が1917年1月1日に60名の参加する総会(10)を、また同じく先出のヴャートカ県「オルローフ市・オルローフ郡教員・元教員互助会（Общество взаимопомощи учащим и учившим в г. Орлове и орловском уезде）」が1916年12月29～30日に臨時会員総会(11)を、そして4つ目に、モスクワ県西部の「ヴォロコラームスク教員互助会（Волоколамское Общество взаимопомощи учащих）」が1916年の末に会議(12)を、それぞれ開催している。これらの内容にそくし、教師たちの活動をいくつかの分野ごとに列記することにする。

はじめにゼムストヴォに向けての、いわゆる物的・法的状態の改善の活動をみていこう。チェールヂニでは、郡ゼムストヴォに対し、教員給与のゼムストヴォ支出の部分の増額、住宅手当の年間50ルーブリを100ルーブリへの増額、応召教員の代替教員の賃金の均一化、および年1回郡庁所在市チェールヂニと勤務

地の間を往復する際の無正無償提供をそれぞれ要求している。その結果は、これらのうち、住宅手当を50%増の75ルーブリにするとの回答をゼムストヴォ会議側から得るにとどまった。

ヴォロコラームスクでは、郡ゼムストヴォ定例会議に対して、①当地の郡ゼムストヴォ参事会が差引いた1ヵ月10ルーブリ宛の教育省支出割増金（министерская прибавка）を1916年全12ヵ月分、教員に払い戻すこと、②1917年の教員給与を1ヵ月20ルーブリ宛、教育省側の割増金とは別個で、増額すること、③教員基本給の年額960ルーブリへの引上げを教育省に請願することをそれぞれ要求した。つぎにバラショーフの場合に移ると、ここでは教師たちがゼムストヴォ参事会に対し、教員の任命・配転・免職の際に教員本人の要求と意向をゼムストヴォ内の関連諸委員会においても尊重するよう、請願している。

理論・文化活動に相当する側面はどうだっ

たのか。

オルローフでは、①学校内の勤労の原則について検討する小委員会と②児童文学の研究と小学校の校外読書用常備図書目録の作成のための小委員会を、オルローフ互助会のなかに設置することが決められている。バラショーフの総会では、農村住民がきわめて切実に求めている知的刺激である演劇、夜会、コンサート等を教員が主催する課題をめぐって、レポートと討論が活潑に行われている。さらにチェールヂニ郡では、教師たちが1917年の夏休みの地域教員大会への援助をゼムストヴォに請願したのに対し、ゼムストヴォ会議はこれを拒否し、それに代わる夏季教員講習会の実施とその予算2,000ルーブリの支出を決定している。

最後に、全ロシア教育会内部の有力組織との関係について何えることを記そう。

バラショーフ教師協会は、イグナーチェフの教育省が1916年8月に第四国会に提出した

初等普通教育導入法案に対する自らの態度を決めるため、この法案に対するペトログラード教育会の決議文の読み上げを受けた後、バラショーフ協会内に専門小委員を設け、ここに国会内の文教事情等に「通暁せる人物」を招くことを決定している。また、同協会は、ВПОモスクワ州支部から提案された、「農村住民への法律的援助のための講習会」開催の問題について、教師1名を受講させるためモスクワに派遣することを決めている。また、オルローフでは、来る1917年5月25日にモスクワで開催予定の「国民教育問題第2回全ロシア大会」〔この第1回大会は1913年12月～1914年1月に実施の、7000人規模の大会だった〕に向けて、早くも男女各1名の同僚を派遣代表として選出している。

ツァーリ専制崩壊前夜のロシアの学校教師たちは以上のような活動を営んでいた。そこで次に、この活動の中で次第に固まってゆく、

互助会（Общество）ではない教員組合（Союз）の再建の要求について述べてみよう。

ロシア教員の組織化は、第一次革命の反動がうみ出した労働組合臨時条例(13)という枠の中で進められてきた。総じてゆるやかな規約をもつものであるにしても種々の名称と形態をとって、とりわけ戦時下に急速に組織化が進められた。教育雑誌『人民教師』1917年第1号巻頭論文の、次のような指摘は、そのことを反映している。

——自らの職業団体の強化と発展という教員の生き生きした活動のことを指摘しなければならない。教師を取り巻く諸条件は物質的な面でも、権利の面でも……一切が困難であるにもかかわらず、教師のなかで最も行動的かつ自覚的な分子は、自らの立場を断固、堅持し、専門的・社会的活動を力に応じて拡大し且つ深化させている。(14)

1916年中にはヴャートカ、オリョール、ヴォロネジ、モスクワ、キーエフ等の各地で教員団体が発足し、あるいは再開され、他方、バラショーフ、クバーン等数ヵ所の教員団体はその規約の枠を拡大して活動領域をひろげていった。(140)

しかし現実生活においては量的問題のみがあるわけではない。この期の互助会的教員団体も、いつかは乗り越えられる組織形態だった。まず、組織を構成している教師たちの社会・政治意識の変化を見ていこう。

極東のハバーロフスクに置かれた「沿海州教員・元教員互助会（Общество взаимопомощи учащих и учившихПриморья）」はひとつの好例と言えるだろう。1908年に発足したこの互助会の活動内容は、もちろん既出の諸団体と同様、先の1906年臨時条例体制下にあり、会員の相互扶助と文化・啓蒙活動に制限されていた。しかし会の内部では教員の革命的な部分とリベラルな部分とへの分化が次第に進行していたのである。

この互助会は1916年の末には概ね、左翼的部分あるいは「政治的穏健性をもたない」人々のために残り、事実上の「戦闘的労働組合（боевой профессиональный союз ）」へと転換し、1916年と1917年初めに、「思想穏健分子」は脱退していった。1916年12月の教員大会で示威的に退場していった市街地の教員グループの声明によれば、彼らは「国体の基礎を害するような団体に属することを望まない」のだった。(15)

こうした鋭い秋の事例は『人民教師』誌上には見られない。それは、全ロシア教育会の指導的部分、とりわけ、同誌編集部をふくむモスクワの教員指導者たちがもつ現状認識が、端的に言って、「祖国防衛」という国家的大事の時にあって「眠る」教員をいかにして「目覚め」させ、全国的な固い結束をはかるかという点を中心としているためだった。全ロシア教育会モスクワ州委員のスミルノーフ（О.Смирнов ）は、イグナーチエフの教育相退官への述懐の中で、次のように言う。

――イグナーチエフ伯の試みも何ひとつの著しい成果は得られなかった。……教員は相かわらず、ばらばらにされたままであり、社会団体との組織された友好関係、自由な友好関係を使命と感じないままに終った。(16)

スミルノーフは、2年間のリベラル教育相在任という彼らブルジョア民主主義派にとってきわめて有利な条件の下での尽力にもかかわらず、教員の組織化と指導の貫徹が依然として最大の課題であると意識しているのである。

教員大衆の「無自覚」に対するこうした焦燥感を募らせて行った結果、ВПО モスクワ州委員会は、ついに1917年1月、ВПОの形式の団結体では全く不十分であるとして、「1915年にペトログラードに開設された全ロシア教育会は、まさに……全ロシア的教員統一の実働的形態」(17)であるとの断定を投げつけ、ВПО

を全ロシア的教員組合に改組することを提起した。

——教員団体の大半は沈滞している。諸団体の間の結びつきが欠けている。或る団体が採り容れた有益なまだてが、そして真面目な模倣が他のところに知られないままになっている。或る団体の活動家たちの熱中が他のところのエネルギーを刺激せず、どこからも支持されず、すぐに鎮まってしまう。それゆえ、今日もっとも急を要する焦眉の問題は、教員団体を統一する問題であり、この仕事を、全ロシア教員組合が結成される迄のあいだ引き受けるのが全ロシア教育会である。(18)

こうした決定的な提起の前提にあったものは、教育組合という「形態は、現在、小学教員は有していないが、しかし彼らはこの形態の全ロシア的団体のことを考えざるを得ないし、さらにその実現にむかって努力せざるを

得ない」と自ら述べる確信である。(19)その「努力」には、あの1913年末から1914年初めにかけての、7000人の「国民教育大会」における、「小学校教員が全ロシア的労働組合へと統一される必要をうたった決議の採択(20)もふくまれるであろう。こうした要求の存続したために、唯一の全国的教員団体であっても全ロシア教育会は「妥協的形態」だと罵倒されたのである。

しかし、これを受けて立つべきВПО理事会は、第一次ロシア革命期のВУСを清算的に考えていた。

――革命の年には……教員組合をつくろうとする試みが行われた。がしかし、それは実現不可能に終った。……その際、革命の時代の政治的＝職業的組合のこの弱点を、もっぱら一般的な警察的条件のみから説明してはいけない。そこには腐敗させるような内部の軋轢もまた、常に存在したのである。(21)

ペトログラードの指導部は、このような無力感を吐露するにとどまらず、「全ロシア教育会の構成員の中には……誤った傾向が存在する。……いわゆる組合（союз）への志向である。それは言っても、組合であること（союзность）とは、中央機関に対して活動報告書を提出することだけである」と反撥し(21)「組合」理論の歪曲に逃げ道を求めた。

モスクワの論客スミルノーフはこれを批判して、ペトログラードの理事会のように中央機関と地方機関の正しい関係を見ようとせずに「別の見地に立ったなら、現在〔1915－1917年〕、ゼムストヴォや都市、生活協同組合を統一して強力な組織をつくっている一切の連合や組合の運動（союзное движение）を否定しなければならなかっただろう。」と述べた。(22)これは結局、最も間近に見ている活発な全ロシア的運動に範を取ったものであった。

すなわち、全ロシア・ゼムストヴォ連合は、

1914年7月末、モスクワで開かれた全ロシア・ゼムストヴォ大会で「傷病兵救護全ロシア・ゼムストヴォ連合」として結成され、他方、「全ロシア都市連合」の場合は、同年8月初め、同じくモスクワで開かれた第一回全ロシア大会で結成されたもので、(23)両連合ともに「戦争初期は当初の任務に限って活動していたが、……1915年春以来の戦局の悪化、国内経済の悪化と共に、政治的企図のために活動し始めた」のであった。くわえて、「特にモスクワには、これらの組織の指導・執行の中心部が集まっていたため、このような気分が強くなっていた」のである。(24)

ВПО モスクワ州委員会のВУС再建の主張の政治的基礎は、如上の経緯の中に求められるのである。

この間、イグナーチエフは1916年12月27日で教育相を辞していたが、彼の在任中につくられてきた、学校と教員の「自由」の空気は1917年初頭もずっと漂い続けた。(25)

こうして1917年二月革命を迎えた時には、モスクワ派の1905年ВУСを復活しようという呼掛に対して、37県にわたる200を越す各地域教員団体が積極的反応を寄せてきたのだった。(26)

第2節　二月革命後の教員の活動の開始

第一項　両首都教員の全ロシア組合再建準備

ペトログラード市の教員を結集させるペトログラード教育会(1)（Петроградское Педагогическое Общество взаимопомощи）は首都の二月革命直後の3月7日、臨時集会を開き、この団体をペトログラード教員組合（Петроградский учительский союз）へと改組することを決定した。(2)翌々9日には、873名の参加で同組合の初の総会がもたれ、臨時政府への全面・無条件支持を宣言した。(3)

ボリシェヴィキーの教員もこの総会に出席

していたが、彼らは新政府が帝国主義ブルジョアジーの政策を遂行する政府であることをばくろした。リュドミーラ・メンジンスカヤは(4)労働者・兵士代表ソヴェトへの支持を訴え、スローガン「帝国主義戦争を内乱へ」を提起した。(5)

しかしこの時点でボリシェヴィキーの提起がペトログラードの教師の多くをとらえることはあり得なかった。

ペトログラード教員組合がこの日採択した決議は次のようなものである。

「革新なったロシアとその臨時政府を心から歓迎しつつ、ペトログラードの教員は、次のような呼びかけを政府声明に加えることの重要性を特に強調するのが自己の義務と考える。つまり、最後の勝利まで外部の敵との戦いを継続することに全力を傾けよう。この戦いが、我々にとっては、自己の最初の勝利を得た内戦を継続することに他ならないのだ、と。」(6)

いまこの決議を吟味するなら、「政府声明」とは、過ぐる3月6日に出された、戦争の継続を宣言する臨時政府のアピールを指す。又、「最初の勝利を得た内戦」とはツァーリ体制を倒した二月革命のことを、「外部の敵との戦い」とはドイツ・オーストリーとの戦争のことを、それぞれ指していることが判る。この決議から我々は、革命のこの段階ではペトログラードの教員大衆の大部分は「祖国防衛主義」の思想に捕われていた、と見做さざるを得ない。

一方この頃、同じペトログラードでは全ロシア教育会理事会が、来るべき復活祭（4月9日）にペトログラードで全ロシア教員組合結成全ロシア教員大会を開くことに決め、その準備を始めていた。(17)

3月20日のペトログラード教員組合総会は、全ロシア教員大会代議員と同教組評議会の選挙を行った。選ばれた代議員も評議員も、共に明確な臨時政府支持者たちであった。(18)

3月29日の総会は教育相マヌイロフを迎えた。彼が教育相として教師たちの前に姿を見せるのは初めてのことなら、臨時政府の教育改革の基本方針に相当するものを開陳するのも初めてであった。(9)マヌイロフは約1500名の参列者を前にして、新しい学校は、民主主義の原理、地方分権の原理、自由の原理に基づいたものでなければならぬ旨の演説を行った。(10)こうした所信の表明も、それまでに実績の裏付けがあったなら聴衆を納得させたであろう。ところが臨時政府教育省は、ツァーリ時代からの国民教育における諸々の積弊を除去するというブルジョア政府として最低限の課題を遂行する能力も意思もなかった。(11)このことは、学校内外の現場でも感じ取られる程であったから、(12)上記の所信表明も空虚な言葉に響かざるを得ず、そこでこの集会の臨時政府支持者のあいだからも次のような激しい発言を招来した。

「学校から旧い権力の肖像画は持出されず

たが、しかし教育行政熱心の旧い王朝は学校にそのまま残っている。学校反革命攻撃に気をつけろ。」(13)

しかし、この後1週間のうちに、教育相が実際に根本的改革に着手しうるものではなかった。全ロシア教員大会においてもマヌイロフと参加者の間にこれと同じような場面が演じられることになった。

モスクワの革命第1日目は2月28日だった。この日からモスクワ労働者の一斉ストライキとデモンストレーションが開始され、至るところで集会が行われ、工場、印刷所、商店、などが閉鎖され電車も止まりがちになった。

27日のうちにペトログラードでの革命が伝えられ、ボリシェヴィキーはじめ革命諸党派がペトログラード支援の蜂起を呼びかけていた。そして28日の総決起となった。

翌3月1日には労働者・兵士たちの革命部隊が市内要所を占領、モスクワのソヴィエト権

力機関を手中にし、二月革命は勝利した。

この闘いの中から人民の機関「モスクワ労働者代表ソヴェト」が生まれた。しかしモスクワ・ソヴェトは3月2日、モスクワのブルジョアジーが結成した機関、「モスクワ社会団体委員会（Комитет московских общественных организаций）」を、新しい地方権力機関として承認した。こうして、メンシェヴィキーとエスエルが多数派を占めるソヴェトが協調してブルジョア委員会に代表を送るという形で、モスクワの二重権力が成立した。(14)

モスクワ市民の、なかんずく教員大衆の二月革命後の意識は如何なるものであったか。われわれはソヴェト教育学者ブロンスキー（1884－1941）の回想を紹介できる。かれはこの頃モスクワに在り、「臨時政府に急いで圧力を加えないこと……。われわれは権限をもった憲法制定議会をまだまだ待っていられる。」(15)と、教育雑誌に執筆していたのである。それして何年か後には次のように記している。

……戦時であることと、将来の憲法制定議会にしか権限はないのだということを理由として、「待つ」ことが叫ばれていた。この呼びかけはどこでも聞けた。始めの頃、こうした呼びかけがどれ程有効だったのかと言えば、これを期待する結果としてく戦争による〕新たな犠牲へのアピール以外なに一つ革命からは得られなかった人々さえ同じように、「平和になるまで待たなければならない」、「憲法制定議会まで待たなければならない」と繰り返しさえすれば自分は非常に賢いと考えていた位であった。(16)

このように彼らの間では当時、戦争遂行の甘受、臨時政府への期待、これらが圧倒的に優勢な気分であった。

では他方、教員層のナロードニキ的で意識的な部分は、二月革命をどう受けとめ、自己の課題を意識したのか。そうした活動家たちの組織、全ロシア教育会モスクワ州委員会は

革命後ただちに「全ロシア教員組合モスクワ州ビューロー」と自己の名を改めると共に、その事実上の機関誌『人民教師』誌に次のようなスローガンを載せた。

諸君！全ロシア教員組合に結集せよ！農民を組織せよ！

自由の確保をめざす単一の強力な人民運動を創出しよう！

民主政治の隠れた敵をあばき出せ！挑発者に気をつけろ！

農民と労働者に力の緊張を許えよ！軍隊へパンと弾丸を送るよう訴えよ！(117)

これらのスローガンをちりばめた同誌8号では、“モスクワ州ビューローの教員へのアピール”に全一頁が割かれており、そこで、全ロシア教育会活動の末期にモスクワ派が主張した教員組合の組織化の手順が繰り返されている。(118) しかしここでは第9号に掲載されたより簡潔な“アピール”を引いておこう。

全ロシア教員組合。

モスクワ州組織より。

諸君！

旧秩序は倒れた。組織されたプロレタリアート という強力な社会勢力の圧力の下に、並びに人民軍の強力な支持の下に、最高権力は、国を専横と蔑辱の中に押込め苦しめてきた専制ツァーリとその一味徒党のけがわらしい手から、もぎとられた。

<略>

1905年に進歩的教員によって創立され、その後は旧体制の残忍な召使どもによって解散させられた全ロシア教員組合は、法廷と当局から迫害されてはいるが、消滅はしなかった。そして我たこの組合のモスクワ組合員は、その他の教員団体のメムバーと共に、解放運動の勝利の喜びをわかち合うものである。そして自由なロシアの自由な市民である諸君に挨拶を送る。

祖国が際会している偉大な時代は、大きく且つ神聖な義務を同時代人に提起している。革命によって勝ちとられた自由を確保する単一の方向に運動を導くことと、国に国際的独立を保証することである。

以前のスパイ、挑発者、その他民主政治の隠れた敵どもは、新しい体制の支持者であると頼りに詐称しているが、運動を中傷しようとするその醜い試みは、既に商店と宅地の破壊を、そして内乱を呼びかけている。祖国の敵どものこうした恥ずべき活動には自由の闘士たちの、たとえ彼がどこの人民政党に属していようとも、その行動の統一を対置しなければならない。

小学教員は急いで自己の全勢力を動員しなければならない。強固な全ロシア組合に結集し、切れ目ない態勢をとり、農村では農民への支援に、市街では労働者階級への支援に、即刻、積極的に取組まねばならない。

急げ、諸君！時は待ってくれない。地域グループを組織して州支部に加入せよ。来る4月4－5日、モスクワに集まるつぎの州代議員大会への代議員を選出せよ。

照会は大会組織委員会――モスクワ、トヴェーリ哨所、ツァールスキー、4、『人民教師』誌編部――まで。

モスクワ州支部議長　ヴァーフテロフ
大会組織事務局々長　スミルノーフ
事務局書記　ソコローフ (119)

一読して明らかなように、これは、農民とプロレタリアートのたたかいの支持、戦争続行支持、「愛国主義」の表明、反革命の危険の喚起、新政権支持への行動の統一、革命による獲得物の確保、更に、小学教員と農民との組織化への行動提起である。すなわち、これは二月革命後のエスエルの方針の具体化であった。その実践のために、同じ第9号において、次のような10種類のパンフレットの発

行予告が行われた。

1. 憲法制定議会・ウスチーノフ
2. 民主主義共和国・ムリノフ
3. 普通選挙法・ズヴャーギンツェフ
4. ロシアに専制は如何にして出来そして倒れたか・ボチカリョーフ
5. 農民同盟・ベルナシェフスキー
6. 信教の自由・ペトリーシチェフ
7. 女性に平等がなぜ必要か・カイダーノワ
8. 地方自治
9. ロシアの諸民族の民族的復興
10. 市民権の保証

8－10は著者未定である。いかに急いだものかが知れよう。しかし第10号誌上の広告では近日発売の文字は消えている。変化のあったものは、

4. 直接・秘密・憲法制定議会選挙・ズヴャーギンツェフ
8. 郷ゼムストヴォ・ドゥルゲェネフスキー

9. 民族自治と国家的統一・ラヂージェンスキー

10. 市民権の保証・ヴィシェスラーフツェフである。(20)発行する品数を限っているとすれば、4、8、9の内容の変更は、情勢に照してみるなら各々が彼らの運動の必要により適しいものになったと考えられる。特に8を「郷ゼムストヴォ」としたのは、この3月には従来の県・郡ゼムストヴォに加えて郷のゼムストヴォが新たに設置されつつあったのであるから、(21)教員の地方自治参加や農民の組織化に重点を置く彼らとしては必須の措置だった。これらは直ちに出版・普及され、それなりの考えた活動の武器となって行く。

さて、モスクワ州ビューローの、各地の教員組合への援助と並ぶ3月中の重要な課題は、モスクワ州代議員大会を「成功」させることであった。

この大会の任務の第一は勿論、全ロシア教員組合モスクワ州支部の確立をかちとること

であり、第二には、革命後1ヵ月間の各地の闘いの総括、そして第三には闘争方針の決定である。(22)だがこの大会の意義は決定的であった。それは、この州大会を成功させることのみがВУСの再建を、単なる全ロシア組合の再建にしてしまうのではない「1905年の全ロシア組合の全面復権」となしうる、との認識に依るものであった。(23)モスクワ・ビューローはВПОの活動以来、強力な教員組合をつくる上で、ペトログラード派の軟弱な姿勢を障害として強烈に意識しているのであった。

それ故彼らは、復活祭のペトログラード大会に対する論評の中で、こう言い切る——「全ロシア組合を創立するべき大会への全ロシア教育会による準備を改善するために、全ロシア教員組合モスクワ州ビューローは、4月4－5日にモスクワで開かれるモスクワ州大会に代議員を派遣するよう……呼びかける。」(230)と。

こうして彼らはモスクワ州内に地域を限定

しないで広く大会準備活動を展開した。

第二項　各地の教員組合結成の動向

ニージニ・ノーヴゴロド市（現ゴーリキー市）では3月の中旬、(1)ニージニ・ノーヴゴロド県小学教員互助会（Общество взаимопомощи народных учителей нижегородской губернии）の臨時集会が開かれ、そこで、全ロシア教員組合のニジェゴロド県支部、ニージニ・ノーヴゴロド県教員組合（Учительский Союз нижегородской губернии）を結成することが決定された。

モスクワに近く、ヴラヂーミル、コストロマー両県と共に中央工業県であるニジェゴロド県は、労働者の勢力の非常に強いところで、(2)一般に、社会諸運動の活潑な地域だった。

3月1日、ニージニ・ノーヴゴロド、ソールモヴォ、カナーヴィノの労働者たちは首都で革命の勝利したことを知った。(3)ストライキ宣言が出され、ストは3月3日まで続き、すべての工場がストップした。ソールモヴォ工

場の労働者たちが革命歌をうたい、赤旗を掲げてニジェゴロドの町なかをねり歩くと、他の工場の労働者たちもそれに加わっていく。(4) こうした情景が教師たちをいたく刺激しない筈はなかった。(5)

互助会の臨時集会にはニジェゴロド市内の教師たち250名が出席したが、ここで彼らは、意気軒昂、若々しく楽しい気分にひたる。(6) 教師たちは、組合綱領を含む7つの決定と、決議「県教員組合の当面の任務」を満場一致で採択した。それぞれ次のとおりである。(7)

—— 1. 政治的自立（самоопределение）のために、並びに既に遂行されつつある人民の政治的社会的創造活動への参加のために、本集会はニージニ・ノーヴゴロド県小学校教員互助会を、教員組合の県組織に改組することが必要であると見なす。

2. 全ロシア組合の結成と県代議員大会までは、一時現行の県教員互助会の県（中央）組織が、地域支部組織もそうするのが望

ましいが、互助会の機能も組合組織の機能も果すものとする。

3. しかしその他に、郡組織に統一される純粋に組合的な地区組織もヌ、設置される。ヌ同じく、県組合の一般政治綱領と規約とに従うという条件の下に、県組合の民族部、政党部、専門職部という特別部が結成され得る。

4. すべての支部、地区グループ、郡組織は県組合に統一される。

5. ニージニ・ノーヴゴロド県組合はモスクワ州組合に加入する。

6. 組合の県組織の組合員は、全ロシア組合の政治綱領、但しその創立大会招集以前は県組合の綱領を承認し、且つ全ロシア創立大会で採択されるであろう全ロシア組合の規約を承認する、あらゆる型の学校の男女現職・退職教員、並びに講習所と成人学級の講師と教師、民衆図書館の司書や人民会館職員など校外教育の働き手、同じく、

国民教育の全活動家、である。

7. 綱領！ (A)政治綱領——普通・男女無差別・平等・秘密・直接選挙による憲法制定議会。民主主義共和国。従って又、国家からの教会の分離（宗教は各人の私事である）を伴う信仰の自由。言論・集会・結社・合同等の自由。一院制立法機関。身分制の廃止。州自治の確立。民族自決。（非身分制の）全人民的村自治と郷自治。

(B)職業綱領——普通・義務・無償教育。義務制初等学校の課程の延長。国立の普通義務教育学校の単線化（従って、普通教育の学校としての教会付属小学校の廃止）。統一学校（普通教育の全段階、初等・中等・高等各教育における）。宗教の教授は私事。国民教育の事業の普通・平等・秘密・直接選挙に基づいてつくられた地方自治機関への、及び、民族的機関への引渡し。従って、小学校の政府視学官を世論選出の国民教育の専門家と取り換えること。学校協

議会を世論選出の県・郡・地区（郷）・村の各合議機関と取り換えること。すべての成人と未成人への無料初等教育の保証。成年住民のその他の全ての教育要求を充たすこと。就学前教育と校外教育の施設を全住民に保証すること。

―― 県教員組合の当面の任務。(1)組合の地区グループと郡グループを至急組織するための県組合の援助。このために、出張指導要員を県組合の下で養成する。

(2)教師たちにその政治的自覚を促す。又同じく、住民の間での教師の情宣・組織活動を促す。このために、県内の教員集会向けの講師要員を設ける。生まれつつあるすべての地区グループに必要な文献を供給するための文献委員会を教員組合の県評議会の下に設ける。

(3)組合規約の検討と国民教育の研究、及び国民教育関連法案の資料の蒐集のための

委員会を教員組合の県評議会の下に設ける。

(4)つぎのことが県組合から郡執行委員会へ直ちに提言される——

(a)国民教育を警察制度にしている国民学校視学官を、各郡の教員の仮代表と、あるいは教員大会で推薦された初等国民教育の専門家と、直ちに取り換えること。

(b)小学校における試験を廃止すること。

(B)郡学校協議会及び郡ゼムストヴォ会議へ小学校教員郡大会から各々4名の代表を選出すること。又、県学校協議会及び国民教育問題での県ゼムストヴォ会議には各郡から各々1名の代表と県教員組合から3名の代表を選出すること。

(Г)県学校協議会から内務省代表、教会代表、及び教育省代表(省内に古いレジームの役人が居る間は)を排斥させること。

(△)教員組合地区組織、国民教育普及協会、農民同盟、労働者代表郡ソヴェトの各代表から成る、又協同組合もあるところではその代表も合めた、国民教育委員会(8)をゼムストヴォ参事会(9)の下に設けること。

(5)選挙——

(a)ニージニ・ノーヴゴロド執行委員会への代表1名。

(β)労働者代表ソヴェト及び農民同盟への代表、各3名。

(B)ペトログラードの全ロシア〔教員〕大会への代議員2名、及びモスクワの州大会への代議員2名。

以上の諸決定は、『人民教師』誌に直ちに掲載されただけあって、全体を通してモスクワ派の影響を感じさせるものである。それなりに整った組織論を示す、決定2－6は先のВПО内部論争の時のモスクワ州委の主張に沿

っており、第一次BYCの経験を踏まえている。「任務」の(5)の(B)は、モスクワ・ビューローのBYC州大会の方針を受けたものと思われる。

「政治綱領」と称する政治上の要求では、そこに"非身分制の村自治と郷自治"という要求が入っていることに注目したい。これは、教師たちの、村・郷の段階で社会的地位は最下層に置かれ、直接の上司や村の長老、坊主、巡査などは言うに及ばず、地主や小商人などからさえも監視され、迫害され、蔑まれていた封建的過去からの解放の、直接の保証の要求でもあった。

「職業綱領」に盛られた要求は全体として、理論上は民主主義政治の下でも実現できるものばかりである。ここでは、母語での教授などの項目が落ち、第一次BYCとその後の運動において定式化された教育民主化の諸要求を網羅していない粗雑さは見られる。しかし「義務制初等学校の課程の延長」、つまり小学校の教育期間の4－6年(恐らく)への延長、

ならびに「就学前教育……の保証」の二項が新たに入っていることは、この十年余の、教育諸条件の変化、或は戦争の影響、(10)そして教育運動のそれなりの継続の反映といえる。

では、以上の要求を実現する力を、彼らはどこに認めたのか。そしてそれに規定されるニジェゴロド県教組の郡執委への提案が、B-yc内で占める意義について考察してみよう。

任務の(4)、(5)の文脈から、ならびに全国情勢から、革命後のニジェゴロド県内の郡レヴェルの権力機関（或は萌芽にはその萌芽）が、基本的には、ブルジョアジー及びブルジョア化した地主を代表するものが郡執行委員会、プロレタリアートのそれは労働者代表郡ソヴェト、臨時政府の機構はゼムストヴォ参事会であることがそれぞれ明らかである。そして教員組合は、ブルジョア民主団体の一つであることを自認し、執行委員会を主要な地方権力機関と見做しているのである。そこで、「綱領」の実現のために県教組の段階では、専

門の委員会を設けて自ら理論と政策を準備しつつ〔任務の(3)〕、県執行委員会への代表を通してそれを反映させる〔同、(5)の(a)〕。他方、郡の段階では、県内共通の提案は予め示しておき〔同、(4)の(a)－(ア)〕、郡内で解決すべきはゼムストヴォ参事会下の、教員組合をはじめ民主諸団体の参加する国民教育委員会に検討させ〔同、(4)の(△)〕、郡執行委員会に実施させる。これがBycの一支部の描く改革実現のシェーマである。それ故、十月初めに成立する予定のByc中央もまた、全国的改革実現のために、基本的には違わないシェーマを打ち出すであろう。

このように政治的要求と組織方針とを前面に押し出し、かつ経済要求を著しく軽視ないし無視した地点から、ニージニ・ノーヴゴロド県教員組合は闘争を開始したのだった。

ヴォローネジ県

二月革命の波はドン中流流域の農業地帯、

ヴォローネシ県にもおし寄せてゆく。

ヴォローネシ市では3月4日、労働者と兵士が市の警察と憲兵隊を武装解除し、(11)その日のうちに政治犯を釈放した。(12)県西のオストロゴーシスク市にても同日、革命的兵士たちは政治犯を解放していった。(13)このようにしてツァーリ権力が打倒され、政治的自由のかち取られたところからも教師たちの叫びが伝えられた。

偉大な事業が遂行された。愛すべき祖国の上にたつ旧い専制国家体制の、幾年月に亘る重苦しい束縛は潰えさった。ルーシは解放された。人民教師もメ、解放された。新しい、自由で幸せな生活の建設が行われている。人民教師はこの事件の傍を無関心に通り過ぎてはいけない。人民教師は、新しい生活の建設に最も積極的に行動的に参加しなければならない。そのために、組織された、固く統一されたりが必要なのであ

る。力を統一しよう！われわれ、オストロゴーシスクならびにその近郊の市立、ゼムストヴォ立、教会立各学校の教師たちは、「小学校教員組合」を結成した。当面する任務は、(1)オストロゴーシスク郡下の全小学校教員の統一、(2)新政府の強化、(3)踊った政治的自由の擁護、(4)地域の社会委員会への参加、(5)民主主義の念願に基づく将来の新国家体制のあり方について住民の間での宣伝、である。

人民教師は住民に強く結びつけられており、また、住民はその子弟の教育者、教師である人民教師には全幅の信頼を寄せている。教員は村で殆んど唯一の文化的な力であり、その利益と社会的地位は村の利益や状態と密着しているのである。そこでわれわれは同僚の諸君にどうかお願いする。地域にゼムストヴォ立、教会立、宿立、等の各学校の教師たちで郷教員組合（Волостные Учительские Союзы）を組織することを。刷新なった

国家体制のような方向に郷委員会の活動を導くために郷委員会に直接に参加することによって、現在の祖国の政治生活に積極的に参加されんことを。

どうか同僚諸君、諸君の代表をわれわれの下に派遣し、われわれの組合に入って頂きたい。というのは、われわれの組合の主たる任務の一つが郡全体の教師たちを郡組合（Уездный Союз）に統一することであり、それが今度は県教員組合に入り、この組合がヌ、全ロシア教員組合に加入するのだから。

事業の成功を祈る。同僚たち。奮り勉きよう！

1917年3月13日

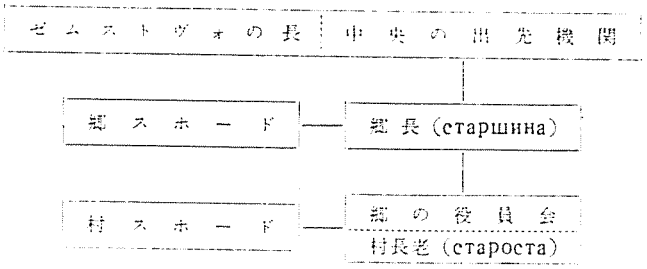
オストロゴーシスク市・近郊小学校教員組合（Союз учителей начальных школ г. Острогожска и его пригородов）(14)

かれらの「当面する任務」に記すところから、その政治的自覚の如何なるものかが伺え

よう。「ツァーリの打倒」、「新政府支持」、「賜った（дарованный）政治的自由の擁護」、――ほとんどの農村教師もヌ、これと違わなかったであろう。だがそうだとしても止むを得なかった。教員大衆は初めて政治生活に参加するか、或は第一次革命後いち段と強められた束縛の十年を暮してきた者たちであった。

このような彼らを政治生活に引き入れるのは郷と村の政治であったが、それは今や、二月革命を経て、身分制自治から階級政治への転換のさなかにあった。

図Ⅲ-1　二月以前の郷行政組織(15)



農村の二月革命は、ゼムスキー・ナチャーリニク（上図、中央の出先機関の長）や、郷長、郷役員、村長老を罷免する闘いを伴っていったが、それらに代る新しい機関が、郷委

員・村委員会であった。

郷委員会は、全農民的な機関であるに止らず、全階層的な機関でもあり、農民と共に商人や地方役人も、小学教員など村のインテリゲンツィアも委員の被選挙権を有していた。(116)

しかるに他方、内務省の情報網で地方の動きをキャッチした臨時政府も、こうした動きを放置するなら郷委員会が新しい郷統治の機能を担い、あわせて人民の反政府的意志の中心になっていくと判断、郷委員会結成の主導権を自己の出先、郡コミサールの下に掌握する策をとるに至ったのである。これが、7月19日の決定で、そこでは、政府主導でつくる新しい「委員会の仕事には、地方の地主や農村内の全インテリ層を巻込むことが勧められる……。」と指示されているのであった。(117)

農村の教員は、こうした郷や村をめぐる激しい闘争の中で、先のアピールに言う「村で始んど唯一の文化的な力」であることを自覚する段階(118)を越え、モスクワ・ピューローなど

との交流で次第に政治的・組織的力量を増し、ルっきとしたBYCの一員となっていった。

沿海州

ロシア中央から遠隔であること、プロレタリアートの少いこと、ボリシェヴィキーがメンシェヴィキーと共通の組織になっていること、こうしたこともシベリアと極東の革命の進行にはさして影響はなかった。(19) 3月1日には首都での革命勝利の知らせが届いた沿海州最大の都市、ウラヂヴァストークでまず蜂起がはじまり、3日に革命が勝利。そしてこの日人民会館で開かれた労働者と勤務員の集会が、ウラヂヴァストークの労働者代表ソヴェト結成のイニシャチヴを握った。(20) ハバーロフスクではやや遅れた。それでも5日にはここでもツァーリ権力のお先が倒され、逮捕されている。(21)

沿海州教員互助会は翌6日、革命後最初の集会を開き、沿海州教員労働組合（Профессиональ-

ный союз учителей Приморья) と名称を変えた。(22)「時代の精神にふさわしかったため」互助会理事会から改選されずに発展的に継承したこの組合の幹事会が、辺境区男女教員大会を招集するイニシャチヴを取った。

辺境区男女教員大会は4月4－8日、ハバーロフスクで行われた。沿海、沿アムール、アムールの辺境三州から教員が参集し、その数は1,104名にのぼった。元来ここには教員大会を開けるような建物がなかったために、サーカス小屋を使用することになったという。かれらは「犬に引かれ、馬に乗り、自ら歩き、そしてスキーを履きして……春のぬかるみにも、鉄道もなく遠い奥地からの道のりにも打ち勝って駅のある町まで出てきた。」と、この闘いの中で自らがイマン＝ハバーロフスク小学校教員組合の組織者の1人であった(23)ゲラシーモワは回想している。(24)

この大会において、その中心的議題である教員労働組合の組織化と学校改革問題とをめ

ぐって、二つの対立する傾向が歴然となることは、さきの、16年末から17年初めにかけての諸事件からして、当然の推移であった。すなわち、農村と市街の小学校教師を先頭にした革命的傾向と、市街の中学校と高等教育機関の教師を先頭にした、革命をブルジョア的な枠の中に押し止めようとする傾向とである。(25)この二つの傾向は教員の敵対的な二つの陣営で表され、社会主義革命への移行期を通じてそれらの間の闘争が続けられ、鋭くなっていった。そしてそれは、この大会の直後、辺境区の至るところで教員の労働組合や専門職団体(26)がつくられる(27)ことで新たな段階に入ったのだった。

4月11日、ハバーロフスクで、沿海州と沿アムール州の教員の組合結成会議が開かれたが、結局それは分裂して終った。市街地の中学校と上級学校の教員はハバーロフスク教師協会（Хабаровское общество учителей ）を結成、一方、ボリシェヴィキーの指導下にあった革命前の

「沿海州教員・元教員共済組合」の中核的部分は、イマン＝ハバーロフスク小学校教員組合（Имано-Хабаровский Союз народных учителей）を結成した。(28)

8カ月後の極東における社会主義革命以降の教員の陣営の対抗関係は、(29)こうして4月半ばにして明確な思想的、組織的萌芽をつくりあげていた。

第3節　全ロシア教員組合の再建

第一項　三大教員大会

1917年の4月4日から6日にかけて、ロシアの三大都市、ペトログラード、モスクワ、キーエフにおいて、教員大会が開かれ、これによって全ロシア教員組合の実質的再建への基盤が固められたことから、われわれはこの三つの大会を「三大教員大会」と呼んでいる。(1)

4月4－6日、(2)モスクワにおいて、Вус モ

スクワ州ビューローの招集した「全ロシア教員組合モスクワ州組織代議員大会」が開かれ、モスクワ州支部が成立した。

われわれは大会議事録に当るものを欠くが、大会予告(3)どおり進められたとすれば(4)3日間の大会は以下の点を論議・決定したであろう。

1. 全ロシア教員組合州支部の結成。

(a) 規約の改正。

(б) 州支部の内部組織——中央事務局、県、郡、地区の各組織、及びそれらの相互関係。

(в) 現在の教師協会、教育会その他の教員団体とВУС州支部の関係。

(г) ВУСモスクワ州事務局へ選出。

(д) 州支部の「部報（Бюллетень）」の発行。

2. 地方からの活動報告。

3. 新ロシアの建設における教員の役割。住民の憲法制定議会への準備における教員。教員と地方自治体。教員と社会団体委員会。教員と諸政党及び諸組合・同盟。

また、この大会が採択した各決議の名称は

――「直ちに実行される必要のあるもの」、「臨時政府に対する態度」、「戦争について」、「憲法制定議会」、「学校管理」、「学校立法」、「教員と地方自治」、「農民へのメッセージ」、等(5)である。

これらに見る限り、政府、戦争、憲法制定議会に対する見解では、沿海州を除くこれまで取り上げてきた教員組合のそれと違わない。

決議「学校管理」は、「各郡の地域的学校管理行政機関……は廃止するに値し、……大会は参加者に、廃止される学校協議会と国民学校視学官制度に代えて、組織教員の代表の入った国民教育臨時公共委員会をつくるよう提起する」と述べており、ニジェゴロドに見た事例と同主旨である。

「学校立法」では、新しい学校制度を創造するため強力な立法活動が必要だが、そのためにBycは「法案提出の準備に直接に参加しなければならないであろう。……州ビューローは中央と一致して、学校立法の問題での組

合の基本的諸項目……の研究に今こそ着手し、次の大会にはその活動の結果を提出する事が必要」と方針を定めている。この方針は、のちに、国民教育国家委員会設置の要求へと発展してゆく。

もう一つの決定方針は「教員と地方自治」である。ここでは、「近々実施される民主的原理による地方自治機関の根本改革ならびに下級ゼムストヴォ単位の導入は、国民教育の発展にとって巨大な意義を有するに相違ない。現時点の優位性は、教員組合によって利用されねばならない」として、教員組合の郷ゼムストヴォ等への急速な進出が呼びかけられ、更に具体的にゼムストヴォや市の選挙に参加すること、それらの下の教育の専門委員会等に必ず入ること、等4本の方針が打出されている。

東はこの大会には教育相マヌイロフも参加し、教育改革プランを述べたのであったが、大会は、基本線では彼に同意しつつも、細目

に至っては不満を抱き、教育省まで大会代表団を派遣している。そこでは、大会決議「直ちに実行される必要……」に沿って、すべての学校を教育省管轄として統一すること、教育省自体の機構を民主化すること、等が主張された。(6)

この大会にはこの間のモスクワ・ビューローの奮闘の結果、モスクワ州のみならずヨーロッパ・ロシアのすべての州と県、及びアジア・ロシアの大半のところから(7)代議員が来ていたため、宿命の、ペトログラードとモスクワの対立が、始んど全国の代表の眼の前で演じられることになり、教員大衆には不快感ばかりを残すことになった。(8)このモスクワ州大会は、第一次BYCを再建する上で、4月7日からの全ロシア大会にも圧力となったのだった。

4月4－6日、ウクライナ民族運動の中心地(9)キーエフにおいて、「第一回全ウクライナ

下級・中等・上級学校教員大会」が開かれた。この大会は、選出された大会議長が劈頭、大会の任務は何よりも国民学校のウクライナ化のための礎をきずく事にあると述べた(10)ことに伺えるように、二月革命後ウクライナの地にほうはいと起ってきた民族運動の一環として理解される必要がある。

二月革命の勝利はウクライナの人民大衆に、ロシア・ツァリーズムによる民族的抑圧からの解放への希望をもたらした。ウクライナの民族的な文化・啓蒙の、学術の、学生の、サークルや諸団体の活動が、そして諸政党の活動が活潑になった。ウクライナ人の集会が開かれたなら、そこでは必ずといって良いくらい、ウクライナ語新聞の発行や、ウクライナ語の学校の創設、等々の要求が出されてきた。

3月4日にはキーエフで、学術団体や教員団体、農業技術・生物・学生その他の組織や団体の代表たちが集まり、ウクライナ中央ラーダ（Рада = совет）を結成した。これが、この

後の「ブルジョア民族運動」の中心となっていく。

臨時政府は、ロシアのカデット、エスエル、メンシェヴィキーと共に、ウクライナの自治要求も拒否していたから、ウクライナの抑圧された民族の運動は小ブルジョア政党に指導されて、革命は志向していなかったが、民主主義的、進歩的性格を帯びていった。小学校の教員から大学教授まで約400名が同席する(11)全ウクライナ教員大会の成立の事情は、そのことに求められる。

大会がマヌイロフにあてて打ったウクライナ語の電報は「ウクライナの教師は、臨時政府の命令が、人民のかち取った自由の確保と発展とかかわり、且つ、地域＝民族的自治の原則に基づいて初めて可能となるウクライナ人民の全要求の充足にかかわっている限りにおいて、すべて支持することを自己の義務と見做すものです。」(12)と述べて、この大会と同じキーエフで開かれている（4日6－8日）

「全ウクライナ民族大会」が決議した要求(13)「民族＝地域的自治」と同一の自治の要求を表明している。

大会にはきわめて多数のメッセージが寄せられた。――ウクライナ中央ラーダ、ウクライナ啓蒙普及協会、ポドーリスク県ゼムストヴォ参事会及びポドーリスク「光明（Просвіт）」、ヴォルィニ教員大会、キーエフ県教員共済組合、ウクライナ社会革命派、ウクライナ学生ラーダ、中央ウクライナ生活協同組合、その他多数の団体・個人からであった。(14)

ウクライナ中央ラーダ議長、グルシェフスキー（Грушевский,М.С.）教授の演説は嵐のような喝采を呼びおこした。かつて1913－14年の全ロシア教員大会に参加した廉で学校を追放された著名なウクライナ人教育家プロコポーヴィチ（Прокопович,В.К.）も壇上で、自分がウクライナの組織された教員として発言したために弾圧されたことを誇るのだった。(15)

大会は最終日、「ウクライナ民族学校の発

展と教員の生活状態の改善のために、今これ『全ウクライナ学校組合（Всеукраінське шкільне товариство）』の支部網を結成する……。」にはじまる「下級学校にかんする決議」(16)を採択した。

4月5日、ペトログラード商業学校の一室に、さまざまの団体から150名以上が出席し、北部諸県とバルト海沿岸県の教員団体代表大会が開かれた。(17)開会はペトログラード教組の代表ロパートネフ（Лопатнев,М.П.）が行い、議長はвпо議長のゾロタリョーフであった。

大会では、ペトログラード、リフリャント、エストリャント各県の種々の教員団体からの活動報告が行われた。ほとんどすべての代表が、地方の教員集会では、共和政体の実現を要求する決議、戦争の勝利的終結まで完遂の支持決議、国民学校視学官制度の廃止要求の決議が行われたと報告している。

翌6日の最終会議において、全ロシア教員組合北部州組織の規約草案が規約委員会から

報告され、討論の後、大会はこれを採択した。

それに依ると、北部州組織に加入しているのは、ペトログラード、オローネツ、アルハンゲリスク、ヴォログダ、ノーヴゴロド、プスコーフ、ヴィーチェプスクの各県及びリフリャント、エストリャント、クルリャント、の沿バルト3県、以上計10県の教員組合と教員諸団体である。州組織に加入している教員組織の全構成員が即ち州組織の構成員である。州組織の機関は、教員団体代議員大会及び州評議会（областной совет）である。

大会は、教員はあらゆる手だてで、臨時政府の「自由の公債」を住民の間に普及するため、努力しなければならないという決議を満場一致で採択した。この「公債」は、戦争遂行の資金をつくるために臨時政府が、3月27日、発行を決定したものである。(18)

この大会では同時に、臨時州評議会選挙が行なわれ、ヴァシーリェフ（Васильев）、ゲールド、ドゥシェーチキン、ヴロタリョーフ、

ロパートネフら、13名が評議員に、アブラーモフ（Абрамов,И.С.）、グレーヴィチの息子ア・ヤ・グレーヴィチ（Гуревич,А.Я.）ら、6名が評議員候補に、それぞれ選ばれた。

第二項　全ロシア教員組合再建大会

4月7日ペトログラード商業学校大講堂において、「全ロシア教員組合創立・全ロシア教員団体代表者大会」が開かれた。シベリヤを含むロシア各地から代表800名以上が参加した。(1)大会は最終日の9日、「全ロシア教育会」を、「全ロシア教員組合」に改組することを決定し、規約を採択し、再建の手続きを完了した。

大会日誌ふうに主な登場人物を列挙しよう。

〔夜の会議――6日〕臨時政府法相ケレンスキー（Керенский,А.Ф.　のちに首相、エスエル）と蔵相テレーシチェンコ（Терещенко,М.И.親カデット）の演説。

〔大会初日――7日〕ゾロタリョーフ（全

ロシア教育会議長、親エスエル）の開会の辞、チャルノルースキー（教育評論家、エヌエス中央委員）の大会議長就任挨拶。副議長――ゾロタリョーフ、イオルダンスキー（Иорданский, Н.Н.）。書記――クルヂャーエフ（Курдяев）、アブラーモフ。モスクワ州事務局のイオルダンスキーと1905年の教員大会の全ロシア・ビューローのドゥシェーチキン、ペトログラード学区総監ヴォーロノフ（Воронов, А.А.）教授、および エスエル幹部フィグネル（Фигнер, В.Н. 1852－1942）の挨拶。ピンケーヴィチ（Пинкевич, А.П.）とゲールドの「憲法制定議会について」の報告、同じく、や・や・グレーヴィチの「学校改革について」の報告。

〔大会第2日――8日〕教育相マヌイロフの演説とそれへのチャルノルースキーとゾロタリョーフの発言。古参エスエルのブレシコ＝ブレシコーフスカヤ（Брешко=Брешковская, Е.К. 1844－1934）の挨拶。

〔大会最終日――9日〕ペトログラード労

兵ソヴェト執行委員ソコローフ（Соколов, Н.Д. メンシェヴィーク）とイギリスの社会主義者センバーグの挨拶。大会決議「教員と憲法制定議会」他と全ロシア教員組合規約の採択。

一見して、エスエルを中心としたナロードニキの優位が明白である。エスエルの著名な女性活動家、ブレシコ＝ブレシコーフスカヤとフィグネルはこの大会で名誉会員となり、同じくエスエルの法相ケレンスキーは名誉組合員となった。ボリシェヴィキーはといえば、亡命先から戻ったばかりのクループスカヤが出席していたものの「取るに足らない少数派」(2)で、大会では見る影もない存在であった。

大会議長となったのは著名な教育活動家ナヤルノルースキーであった。実際、再建大会の議長としてこれほどふさわしい人物はいなかった。彼こそ1905－7年の第一次全ロシア教員組合の4回の非合法大会を通して議長をつとめたその人であった。(20) しかし、有名な彼の議長就任挨拶、「今日までロシアの教員は

控え目に過ぎた。……諸改革は、その下からの可能性に先んじるために、上から行われなければならない」(3)——これはあきらかに、二月革命後、下からの革命の炎が一層燃え上ることを何よりも恐れている者の発言であった。(34)

学校改革案作成機関の設置要求

教育相マヌイロフは、その演説の中で説得力も実現の見通しもない学校改革のプログラムを述べたが、これにはチャルノルースキーも即刻の改革を要求して反論し、会場から万雷の拍手をあびた。しかし、マヌイロフは「我々が新学年〔9月〕を改革への準備のできた学校で迎えることを望んでいるとしても、性急なやり方を要求してはいけない」(4)と、自称「臨時の執行者」の発言をくり返すのみであった。ゾロタリョーフは、マヌイロフの発言に反撥し、教育省は「チェルヌイシェフ橋」のところにあるのではなく、この大会ホール

にあるのだと言って学校改革の実権を全ロシア教員組合に移すよう要求した。

こうした論議を背景に、大会最終日に、教育省の下に学校改革案を作成する機関を設置する決議が採択された。「全ロシア教員代表大会は、国民教育の利益の見地から、教育省の下に次のような構成になる協議会が直ちに結成される事が非常に重要であると認める。——国会執行委員会代表1名、全ロシア教員組合及び全国ゼムストヴォ・都市連合の選出代表各複数名。同じく全ロシア農民同盟、協同組合連合、労・兵代表ソヴェト、及び各種民族団体、の各代表。これに参加する全ロシア教員組合の全権代表（複数）は、諸改革及び期限付きの性格を有する諸方策を最短期間に実現することに自らの活動を集中しなければならない。」(5)

この決議にもとづいて4月末から結成準備活動が始められ、5月半ばから、教育省の下に、「国民教育国家委員会」が活動すること

になった。

なお、全ロシア教員組合の新委員長（＝組合評議会議長）には、エスエルに近いゾロタリョーフが就任した。(50)

再建全ロシア教員組合の性格

本大会の最重要課題の一つ、組織確立の手続きにかんして、大会は、1905－7年に第一次全ロシア教員組合が最終的に獲得した規約（1907年6月18－24日、第十回大会採択）を基本的に踏襲している。これは、エスエルの影響の強かったモスクワ州支部代表らの努力の成果であった。たとえば、規約第1条には、1907年のそれと一字一句違わない教育要求を掲げ、組合の基本的任務として「教員の権利上の、及び文化的、経済的利益のための、労働者階級のあらゆる階層の同様の闘争と調和した闘争」を掲げている。また、教育要求の内容も1907年規約を忠実に襲っている。(6)それ故、この10年間の教育環境の変化を考慮に入

れていないことになる。もちろん、ブルジョア民主主義革命をさらに発展させる見地からの教育要求の発展はみられない。教育環境が反動の強化とブルジョア思想の浸透の強化を受けた中で、1907年の成果を守ったことも一つの進歩とみなければならないかも知れない。

一方、再建組合の後退的性格を象徴的に示す変化は規約にみられる。第一次全ロシア教員組合において1905年から1907年にかけて最大の論争点であった、組合員の思想・信条の自由、政党支持の自由について、1905年の成果（エスエルとボリシェヴィキーの妥協の産物とはいえ）である、政治的綱領の採択や政治的決議について「個々の組合員は、これらすべての問題に関して、自らの政治的信念と政党の指令に従って行動する権利を保持する」を含む核心的条項が削除され、代って「代議員大会は、予め日程に上せてあったすべての問題について、三分の二の多数で、……全組合員と全組合機関とにとり義務的な決定を

採択することができる」(60)とした。かくして小ブルジョア政党の常とする自己の政党活動の弱さを労働組合その他の大衆的団体の活動によって代替する可能性を再建された全ロシア教員組合ももつこととなった。この条項は、組合員の除名が1907年規約よりも容易になったこととあいまって十月革命後にボリシェヴィキー組合員の除名ならびにソヴェト政権への反革命政治ストライキの発動に用いられることとなる。

このような規約上の後退は、再建組合内でのボリシェヴィキーの影響力の決定的減退の結果であった。再建された全ロシア教員組合の性格は、組合の下部構成員としてはプロレタリアートに近い教員層を結集していたく十月革命時で全教師の約30%を結集>とはいえ、実体としては、ペトログラード教組とそれに導かれる北部州支部のようなブルジョア的団体、ウクライナの如きブルジョア民族主義支持団体、モスクワ州支部のような小ブルジョ

アジーを基盤としたものであり、これらから成る連合体、すなわち、職能組合連合体と規定し得るであろう。

なお、第一次ロシア革命のさいには全ロシア教員組合とは別個の独自の組合を結成した（1906年2月9日）中学校の教師たちは、二月革命後は、全ロシア中等学校教員組合召集のモスクワでの中学校教員大会において、全ロシア教員組合（ВУС）が、すべての段階とタイプの学校の教職員を包括する全ロシア的団体となるべきであると決議し、かりに地方においてあれこれのタイプの学校の独自の利害で組織が分れるとしても全ロシア教員組合の枠内で行われるべきであるとして、中学校教師の独自の全ロシア的組合はつくらないこととした。かくして、それぞれが全ロシア教員組合の支部として、たとえば、モスクワには「中学校活動者組合（Союз деятелей средней школы）」が、ペトログラードには「ペトログラード教員組合中学校支部（Отдел средней школы Петроградского

учительского союза ）」がつくられた。(17)

このような、小学校教師と中学校教師とをそれぞれ代表する、ロシアの二大教員団体の合同は、上述の中学校教員大会決定が「統一学校の原理はすべての教員組織の単一の全ロシア教員組合への加入を要求している」と述べたように、専制ロシアを象徴する身分制複線型学校制度の廃止と共和制ロシアにふさわしい統一学校制度の実現を大目標として成立した。

こうして二月革命後のロシアにおける全ロシア教員組合の存在は、いうまでもなく、「統一学校闘争における教員統一戦線」を意味したのであった。(18)

小結

以上みてきたように、1917年二月革命期の全ロシア教員組合の再建は、この革命の前夜の混迷せる教員運動内部において既に明確に

めざされていたものであった。また、その準備母体たる互助会的教員活動に対しては、専制政府内のリベラルな教育大臣と、ブルジョアジーが主導権を握っていた地方自治体とによる支援が存在した。そして、右の全体を側面から促したものは、ブルジョアジーには統治力を与え、教員に対しては生活救済のための組織化を余儀なくさせた、第一次世界大戦であった。

こうして再建された全ロシア教員組合と各地の教員組合は、二月革命によってかち取られた市民的諸自由をロシア教員大衆が行使してゆく恰好の舞台となった。

他方では、互助会運動と教員組合運動とを通して、教師たちの運動は、ニージニ・ノーヴゴロド県教員組合の諸決定にみられたように、ロシアの教育改革の諸原則の内容を豊富化し、さらに、改革のための行政的参加へのプランを実践的で詳細なものへと発展させたのであった。

最後に、こうした過程を経て再建された、1917年の全ロシア教員組合の組織的性格の歴史的意義についてまとめておくことにする。すなわち再生全ロシア教員組合は、実体としては、運動の性格を三様にしてゆく北部州組織、モスクワ州ビューロー、全ウクライナ組合の三大組織を基盤としつつ、さらに中等学校教員の組合をも翼下に入れる、職能組合的連合体となっていた。そしてこの連合体の組織原則は、各地域教員グループと呼ばれる教員組合組織から選出される全権委任代議員による大会を最高議決機関と定めていることをはじめ、執行機関、中央指導機関の位置付け等々を考慮に入れるならば〔附録資料を参照〕、それは、ほとんど、民主的中央集権制によって機能する、現代の階級的労働組合の組織原理に近いものであった。この点については、やはり、ロシアにおける政治的な諸対立の激化によってきたえられ、見出された形態と言うべきなのであろう。

そこで、第二に指摘すべきことは、1907年規約では第23条、1917年規約では第25条の、代議員大会における「義務的決議の採択」の許容範囲についてである。再建された全ロシア教員組合はエスエル派の大きな影響の下に「すべての問題」を決議しうると規定することにより、政党と労働組合へそれぞれの独自の役割を混同、あるいは否定したのだった。このことは結局、第一次ロシア革命期において、教員組合を階級的労働組合たらしめようとする主張と共に、ロシア社会民主労働党ボリシェヴィキーによって、政党組織と無党派大衆団体の相互の独自性に対する自覚がロシアにもたらされていた※ことを考慮に入れるな

※ とくに第4回全ロシア教員大会（1907年6月18－24日）における教員組合の決議のあり方について、参照。В.И.Ленин.Против бойкота. Полн. собр. соч.,5-е изд.,т.16,стр.3-4. 邦訳（「ボイコットに反対する」、第4版『全集』、大月

らば、上の近代的組織原則にかんして史的退行現象が教員大衆の自覚度合いによってもたらされたことを意味したのであった。

書店、第13巻、3ページ）も参考。

附録——

資料：全ロシア教員組合規約

（1917年4月7－9日採択）

第1条　組合が自己の基本的任務とするものは、次のとおりである。

(ア)教育の自由・民主主義・地方分権の原理に基づき、ロシアの国民教育事業の根本的改革をめざした闘争。これらには次のような原則の実現が含まれる。(イ)普通・無償・義務・初等教育の導入。(ウ)真の全員就学を保障する措置。（小学校生徒への教科書・学用品・衣服・食事その他の無償支給）。(エ)あらゆるタイプの学校における住民の母語での教育。(オ)上級タイプの普通教育学校が下級タイプの学校の直接の継続となるような、学校のすべてのタイプの調和。(カ)すべての教育段階での教育の無償化の実施。(キ)宗教教育の私事性の承認。公立学校の課程からの宗教教育の除外。

㋒当該学校段階の教授学習要領の遂行の際の教授の自由の確立。教科書、参考書、生徒読書用図書の検閲の廃止。㋓性・民族・宗教・身分と結びついた、教育における一切の制限と特権の根絶。㋔諸学校の卒業に伴う権利と特典の廃止。㋕すべての教育機関における男女共学。㋖学校教育と校外教育における私的イニシャチヴの自由の確立。あらゆるタイプの教育機関及び学習施設の開設の事後承諾制の確立。㋗普通教育機関の課程の継続としての職業教育、専門教育の編成。㋘国民教育事業の、普通・男女無差別・平等・直接・秘密投票による、地方自治体及び民族機関への移管。㋙国民教育管理機関に対する成年住民の学習要求の充足の義務化。

(ハ)教員の権利上の、及び文化的、経済的利益のための、労働者階級のあらゆる階層のこれと同種の闘争と調和した闘争。

第2条　組合は、自己の任務を実現するために次のことを行う。㋐立法機関、地方自治

体、上級の及び地方の学務行政機関；及びあらゆる種類の社会団体に対して自己の理念を主張する。(ハ)講演、講習会、出版、図書館、展示会、大会等を通して自己の理念を教員と全住民の間に普及する。(ニ)互助会、職業紹介局、サナトリウム、教員の法律的援助等を組織する。(ホ)学校と教員生活の問題にかかわるありとあらゆる情報・調査書・統計資料を蒐集・刊行する。(ヘ)組合規約に示された原則に立って国民教育の諸問題を検討し、今日の学校体制を審議する。(ト)教員の集団行動を組織する。(チ)教師と生徒の権利上の利益を擁護する。

第3条　組合は、次の教員組織によって構成される。(イ)各地のグループ（地区、郡、県）。(ハ)州組織。(ニ)組合特別部。

第4条　グループ、州組織、組合特別部の内部の編成と活動は、組合規約の範囲内でそれらの判断に委ねられる。

第5条　自己の規約、一定の会費、総会、

執行機関、及び、組合規約の承認によって生じるすべての権利と義務をもった組合内代表権、これらをもつ教員組織に加入している個人はすべて、組合員とみなされる。

第6条　新しいグループは、その規約ならびに構成員と活動に関する報告書を提出の後、組合執行機関の決定を経て組合に加入する。

第7条　各地の組織は、毎年、構成員数と資金状況を示しうる報告書を組合執行機関、評議会に提出する。また、そこからの提起があれば、自己の活動に関してさらに実状報告を行う。各地の組織は、組合執行機関誌の義務的購読者である。

第8条　協同組合、民族団体、政党部等の組合内特殊組織は、特別部を構成する。但し、特別部は特定した地域をもたないこともできる。特別部は第6条の手続を経て組合に加入する。

第9条　川組織は、相隣接の諸グループによって構成される。各々の新しい川組織は、

組合評議会によって承認される。

補足――グループは州組織に加入の際、そのことを組合評議会に報告する義務がある。

第10条　州組織は、次のことを受け持つ。組合員に対する物質的及び法律的援助、共済保険組合の設置、評議会の発行する組合の文献の各グループへの配布、図書室の設置、講演会その他啓蒙活動及び文化的相互援助の実施、派遣された委員もしくは、代理者の援助の下に新しいグループを組織、等。

第11条　組合員は、名誉に反する懲罰を受けた場合及び組合の目的にそむく計画的な対行動をとった場合、組合から除名されることがある。除名は、個々の組合員及び個々の組合機関に対して提起されうるもので、当該組合員の所属する組合グループによって行われる。除名問題を提起された組合員に対しては、自己の釈明を行う機会が与えられなければならない。除名問題の決定のためには、秘密投票とグループ構成員総数の三分の二以上の多

数が必要である。

グループによって組合を除名された組合員は、組合名誉法廷あるいは組合代議員大会に対してアピールすることができる。

グループからの構成員の除名は、組合評議会に報告される。

第12条　組合グループは、組合の目的にそむく計画的反対行動をとった場合、組合から除名されることがある。組合構成員からグループを除名する問題は、組合代議員大会によって決定される。但し、秘密投票と大会構成員数の三分の二以上の多数が必要である。

第13条　組合の資金は、次のものによってまかなう。㋐各グループの組合費収入の10%の比率でグループが納める年間納付金。㋑寄付及び組合の事業・建物収入。

第14条　組合の中央指導機関は、次のものである。㋐各地のグループ及び組合特別部から選出された代議員の大会。㋑この大会で選出される、組合評議会 Совет союза 、相互保険組

合中央委員会及びその他執行機関。㈦中央代表会議 центральная конференция（協議会 совещание）。

第15条　大会代議員は、組合グループあるいは特別部の全構成員の直接投票によって選ばれる。代議員の任期はグループによって決められる。

第16条　個々の組合グループあるいは特別部の選出代議員の数は、選挙の時点で組合費を納入しているその所属組合員の数に比例していなければならない。その比率は、代議員大会がこれに関する特別の指示を行わない時は、組合評議会が、各大会について定める。いかなる個人も、各地のグループと組合特別部との両方で同時に投票権をもつことはできない。また、二つのグループあるいは二つの部における場合も同様である。

補足――代議員1名を選出するために必要な構成員数をもたないグループは、選挙のために他のグループと合同することができる。

第17条　その下部構成の諸グループがそれ

それ代議員を送っているような上級の組合機関は、代議員大会においては、評議権のみもつことができる。

第18条　組合代議員大会には定期大会と臨時大会とがある。定期大会は1年に1回開かれる。臨時大会は、定期大会及び評議会の決定に基づいて招集され、また、組合員総数の三分の二以上を包括する組合グループの要求に基づいても招集される。各定期大会の開催地は、評議会によって指名される。

第19条　大会組織委員会の仕務は組合評議会によって遂行される。各大会は評議会議長によって開会される。その後、大会は大会議長1名、同副議長2名、同書記数名を選出する。大会の会期中は、大会組織委員会の構成には、大会議長、同副議長、及び大会が設置している各分科会の議長が加わる。

第20条　大会において議決権を行使できるのは、各地のグループ及び組合特別部から選出された代議員ならびに組合評議会メンバー

である。

第21条　代議員大会は組合の最高立法機関である。

第22条　代議員大会の任務は、次のとおりである。㊀評議会によって提出された決算、予算、報告の審議と承認。㊁財産の獲得、借入、譲渡の問題の解決。㊂評議会と監査委員会の選出。㊃組合各機関に対する各種の方針の承認。㊄第12条に基づくグループの組合除名。

第23条　代議員大会には、すべての問題が評議会を通じ、独立した報告書をもって提起される。

第24条　大会では、決定のために大会構成員総数の三分の二の多数を必要とする規約の改正、組合の解散及び第12条、第25条の問題以外は、単純多数決によって決定が行われる。

第25条　代議員大会は、予め日程に上せてあったすべての問題について、組合の名の下に行動する限り全組合員と全組合機関にとり

義務的な決定を、三分の二の多数で採択することができる。

第26条　組合評議会は、組合員のなかから、代議員大会で選出され、評議員18名と評議員候補6名によって構成される。その任期は2年とし、毎年その半数が改選される。最初は籤引によるが、以後は順送りである。

第27条　組合評議会は、代議員大会の執行機関であり、組合のすべての各地の組織及び特別部の活動を統一する。

第28条　評議会の任務は、次のとおりである。㋐組合のその諸目的の達成と、組合組織全体の行動の調和とに対する配慮。㋑組合の財産の管理。㋒組合役員に対する方針の作成及び彼らの活動の監督。㋓決算、予算、報告の作成及び代議員大会の準備。㋔各地のグループと組合員からの申請の検討。㋕協議会と大会の組織。㋖代議員大会決定の遂行。㋗組合の業務について諸団体・個人と交渉・連絡。㋘ロシアの内外で組合を代表する。㋙組合勤

務員の任用と解雇。㊦新しい組織、グループ及び特別部の組合加入の承認。

補足――評議会はその活動を、代議員大会が定める方針に従って行う。

第29条　評議会は、その構成員のなかから秘密投票によって議長と会計を選出する。同様にして組合書記1名を選出する。評議会は彼らに対する方針を定める。評議会のその他の職務は互選によって構成員のあいだで分担される。

第30条　評議会は、組合のさまざまな機能の遂行のために、専門委員会を設置する権利をもつ。また同様に、組合員のなかからの人物で評議員を補充する権利をもつ。このようにして互選で補充された人物は、評議会においては、発言権のみをもつ。彼らは1人づつ、秘密投票によって選出され、評議会構成員総数の三分の二以上の多数を得なければならない。

第31条　評議会の活動範囲に属するヨリ重

要な事項の解決のために、及び代議員大会が特別に定めた事項のために、評議会、州組織代表及び組合特別部代表によって構成される中央代表会議が定期的に招集される。代表会議の構成には、州組織と組合特別部の代表が2名づつ加わる。代表会議における議決権は、州組織と組合特別部の代表すべてがもつ。

補足――代表会議には、①組合のその他の機関と組織の代表、及び②その他の教員組合の代表に対して、評議会が、参加を求めることができる。

第32条　中央代表会議は、評議会を除いて、組合州組織と特別部のうちの過半数がここに代表を派遣している場合に、合法的に成立したとみなされる。代表会議の議事は、この成員のなかから代表会議で秘密投票によって選ばれた人物を議長として行われる。代表会議においては単純多数決によって決定が行われる。

第33条　中央代表会議は、評議会の決定、

代表会議の決定、及び州組織あるいは組合特別部の計五団体以上からの要求、これらのいずれかに基づき、評議会によって招集される。

第34条　組合員による共済保険組合は、代議員大会によって承認される独自の定款に基づいて活動する。

第35条　組合の下に名誉法廷が設置される。この法廷は、代議員大会によって承認される独自の規程に基づいて活動する。

第36条　組合業務にかんする書類の取扱いは、評議会議長と書記の署名に基づいて行われる。組合の名による契約、債務及び委託は、評議会議長あるいは副議長と2名の評議員によって署名される。

第37条　組合は自己の刊行物をもつ。

第38条　組合は、財産の獲得と移譲、契約と取引の取り決め、評議会が委任した人物を通しての法廷における自己の利益の擁護、これらの権利をもつ。

訳註　出典：≪Народный учитель≫, 1917,№ 13-14,стр.7-9.

なお、この雑誌上では第1、14、22、23、24、26、28の各条にわたり大小10個の誤植が見出されたが、この規約に先立つ1907年採択の規約条文と比較判断することによって解読された。それをその都度表記することは不要と考えた。

第Ⅲ章・註

はじめに

(1) Л.К.Ерман.Интеллигенция в первой русской революции.М.,1966.

(2) 梅根悟監修『世界教育史大系15ロシア・ソビエト教育史Ⅰ』(1976年、講談社)中の第7章「第一次ロシア革命と教育運動」。

(3) Ю.Оснос.Из послеоктябрьской истории интеллигенции."Историк-марксист",1940,№ 8(кн.84),стр.28-45.

(4) Г.В.Витухновский.Борьба за учительство в первые месяцы советской власти.СП,1956,№11,стр.71-82. 拙訳、北海道大学教育学部教育史比較教育研究室『教育史論考』No 6 (1972年6月)所収。

(5) Ф.Ф.Королев.Борьба за учительство в период проведения Великой Октябрьской социалистической революции.В кн.:Его же.Очерки по истории советской школы и педагогики(1917-1920).М.,1958,стр.124-145.

(6) З.Ф.Федотова.Тактика Коммунистической партии на первых Всероссийских съездах учителей(Разгром контрреволюционного Всероссийского Учительского союза в 1918 г."Вестник Ленинградского универ-

ситета",№20,серия истории,языка и литературы,1966,вып.4,стр.34-43. さらに最近の研究では次のものを参照。С.А.Федюкин.Великий Октябрь и интеллигенция: Из истории вовлечения старой интеллигенции в строительство социализма.М.,1972,стр.172-188竹田正直「中央及び地方における教育行政機構の改革と教員組合運動」、梅根悟監修『世界教育史大系16ロシア・ソビエト教育史II』(1977年、講談社)中の第9章「大十月社会主義革命期の教育」。また、本稿執筆後つぎの論文が現われた。Г.В.Витухновский.Становление советской власти и учительство. СП,1978,№ 6, стр.113-120.

(7) Ф.Ф.Королев. Указ.очерки,стр.61-63.

(8) См.: СП,1975,№ 7,стр.101.

第1節・第一項

(1) Педагогический словарь,т.П. М.,1960,стр.20-21; ЖМНП,1894,№ 12, отд.1,стр.48-54.

(2) D.M.Odinetz,Russian primary and secondary schools during the War,in,P.N.Ignatiev,Russian Schools and Universities in the World

War,New Haven,1929,p.100. 本書は、十月革命後アメリカへ亡命した3人の自由主義者たちの執筆による。つまり元教育相のイグナーチェフが序文を、ペトログラード市内の私立高等専門学校元校長のオガネーツが第1次大戦期のロシアの初等・中等学校について、モスクワ帝大元教授（経済学）で第1国会のカデット議員だったノヴゴローツェフ Новгородцев, П.И. が同じく大学と工業高等専門学校について、それぞれ執筆している。

(3) Н.А.Константинов.Очерки по истории средней школы.2-е изд. М., 1956,стр.183,184.

(4) Odinetz,op.cit.,p.104.

(5) НУ,1917,№ 1,стр.15.

(6) オ・スミルノーフ、「我々と彼ら（イグナーチェフ伯の退官に寄す）」、Там же,стр.5.

(7) 全ロシア教育会、「イグナーチェフ伯について」、Там же,стр.11.

第1節・第二項

(1) Н.А.Константинов,Е.Н.Медынский,М.Ф.Шабаева. История педагогики. М.,1955,стр.344.

(2) НУ,1917,№ 5,стр.10. 引用文と訳文の中の〔 〕の部分は筆者による補足。本稿では以後、同様。

(3) 国民学校視学部 Инспекция народных училищ は1869年に設置され、ここに所属する国民学校視学官 Инспектор を通して、初等学校に教育省の諸規則を守らせるために監視した。国民学校管理部 Дирекция народных училищ は1874年に設置され、初等・市立初等・高等小の各学校を管轄下に置き、主に政治・思想上の監視を行った。各県には、学区（数県を含む）総監 Попечитель учебного округа に従う通例1名の県学務部長 директор が置かれ、さらに各郡には後者に従う1～3名の国民学校視学官が置かれた。

(4) 中村義知『ロシア帝国議会史』、1966、風間書房、212頁。

(5) Odinetz,op.cit.,pp.71-72.

(6) スミルノーフ、「我々と彼ら」、НУ,1917, №1,стр.5.

(7) Там же,№2,стр.15-16.

(8) Odinetz,op.cit.,pp.115-6.

(9) НУ,1917,№4,стр.12. チェールジニの事例は、すべてこの記事に基づく。以下4団体の根拠も同様。

(10) Там же,№1,стр.15.

(11) Там же,№2,стр.15-16.

(12) Там же,№1,стр.16.

(13) 参照、荒又重雄『ロシア労働政策史』、1971、恒星社厚生閣、240－242頁。

(14)、(14a) 「昨年度の文化建設」 Там же,стр.4.

(15) А.Н.Геласимова.Народное просвещение и учительство дальневосточного края в первый период советской власти.СП,1949,№1,стр.57-58. 当事者の回想記事。

(16) НУ,1917,№1,стр.5.

(17) Там же,№5,стр.4.

(18) 「教員の統一の二つの路線。第一。モス

クワ路線」 Там же,стр.9.

(19) Там же,стр.4.

(20) 参照、本論文第Ⅰ章第3節第四項

(21)、(21a) 「第二。ペトログラード路線」 Там же,стр.11.

(22) オ・スミルノーフ、「全ロシア〔教員〕組合かそれとも全ロシア〔教育〕会か」 Там же,№6,стр.4.

(23) Советская историческая энциклопедия,т.5,столб.675.

(24) 中村義知、前掲書、297頁。

(25) Константинов.Указ.соч.,стр.188;Odinetz,op.cit.,p.120.

(26) НУ,1917,№9,стр.6.

第2節・第一項

(1) ペトログラード教育会及び同教組に関しては、その機関紙に相当する雑誌『ペトログラードの教師 Петроградский Учитель 』など第一次史料を見ていないため、カラリョーフ等に依拠した。

(2) Ф.Ф.Королев.Февральская революция и народное образование.СП,

1952,№2,стр.58.

(3) Там же.

(4) 彼女（ Людмила Рудолфовна Менжинская,1876-1933 ）は、1890年代にはクループスカヤと同じくスモーレンスクの日曜夜間学校で教鞭を取っていたボリシェヴィキーの教育活動家。彼女の姉ヴェーラ（ Вера,1872-1944 ）は学校教師であり、「二月革命後、ВУС内マルクス主義者フラクションを組織した一人」(S.Fitzpatrick, The Commissariat of Enlightenment,London,1970,p.312n.) とされる。メンジンスカヤ姉妹は大十月革命後の11月30日、ペトログラード教組から除名された。(Ф.Ф.Королев.Указ.очерки,стр.128.) それに抗議して59名の組合員が脱退した。(Fitzpatrick,ibid., p.35) 同教組の総会は11月19日、“ソヴェト政権の決定を実行しないよう”決議を出していた。(Ibid.,p.34)

(5) Ф.Ф.Королев.Указ.статья,там же.

(6) Научный архив АПН,ф.19,ед.хр.14,л.52 цит. по ст.:там же,стр. 58-59.

(7) НУ,1917,№9,стр.6. 彼らは「ВУСの復活」の日をキリスト復活の日になぞらえたのか。

(8) Ф.Ф.Королев,там же,стр.59.

(9) Там же;Ignatiev.Russian Schools and Universities....,p.121.

(10) Там же. マヌイロフがここで引いてきた自由・民主主義・地方分権の三原理は、全ロシア教員組合規約においてもカデット綱領においても教育要求の基本とされているように、第一次ロシア革命期以降、反ツァーリ陣営の用いる教育における象徴スローガンであった。従ってマヌイロフ演説の抽象性に対する教員大衆の失望感は大きかった。

(11) 参照、本論文第Ⅱ章第1節

(12) См."Народное образование",1957,№1,стр.11(А.Беляева.Борьба большевиков за коренное преобразование дела народного просвещения в России.);П.П.Блонский.Избранные Педагогические Произведения.М., 1961,стр.24,и др.

(13) Научный архив АПН,ф.19,ед.хр.14,л.58 цит. по кн.:Ф.Ф.Королев. Указ. соч.,стр.62. なお、「学校反革命攻撃」というのは原文で школьная Вандея の個所。 Вандея

はフランスのVendéeのことで、フランス大革命後、王朝派がこのヴァンデのあるポアトー地方等を中心に反革命武装蜂起したため、この蜂起に名を冠せられた（См.СИЭ,т.2）。

(14) И.И.Минц.История Великого Октября,т.1,М.,1967,стр.646-658,670.

(15) 執筆は3月。雑誌掲載は1917年の末であった。"Как организоваться русскому учительству?" в журн. "Вестник воспитания",1917,№4-5,цит. по кн.:П.П.Блонский.Указ.соч.,стр. 660 примеч.

(16) 〔……〕内は引用者のもの。執筆年などは不明。Блонский.Указ.соч.,там же. これは、この時期の人民大衆の、そして恐らくはブロンスキー自身の、「自由」と戦争の政府にたいする「軽信的＝無自覚的態度」（レーニン）への反省を含んでいると考えられる。

(17) НУ,1917,№8,стр.5,10,11,15.

(18) 各地の組合の結成・再建に供すべく手際よく第一次ВУСの規約（1906年大会採択）も掲載され、さらに1890年代のインテリゲンツィアの啓蒙運動に始り、第一次ВУС形成に至る

"歩み"が載っている。次号第9号には第一次ВУС最終大会(1907)採択の規約が掲載された。

(19) НУ,1917,№9стр.5. 原文で隔字体になっている。強調個所に圏点を付す。

(20) НУ,1917,№9,стр.16;№10,стр.16. 各パンフは32－48頁。

(21) 3月19日付の郷統治に関する臨時政府決定に、「……郷ゼムストヴォの建設という火急の作業の完了せぬうちは、貴殿が郡コミッサールの……」とある。Великая Октябрьская социалистическая революция.Революционное движение в России после свержения самодержавия.Документы и материалы./в след.--ВОСР/.М., 1957,стр.440.

(22) Программа Съезда.НУ,1917,№9,стр.5.

(23)、(23a) Там же,стр.6.

第2節・第二項

(1) 週刊の『人民教師』誌の第9号にその地方通信として掲載されたためである。

(2) Минц.Указ.соч.,стр.772.

(3) Там же,стр.766.ソールモヴォ、カナーヴィノは

共にニージニ・ノーヴゴロドの工業地域。

(4) Там же;Э.Н.Бурджалов.Вторая русская революция.Москва.Фронт. Периферия.М.,1971,стр.168-169.

(5) ニージニ・ノーヴゴロド市における、市会議員から成るブルジョア新権力＝執行委員会、労働者代表ソヴェト、兵士代表ソヴェトの各々の形成と諸闘争及びボリシェヴィキーの闘争については、См.:ВОСР,стр.225-226;Бурджалов,указ.соч.,стр.168-173;Минц,указ.соч.,стр.781-782,822.

(6) НУ,1917,стр.№9,стр.14.

(7) Там же,стр.14-15.

(8) 決議の原文では комиссия по народному образованию の複数である。

(9) 原文で複数。

(10) 5年制ゼムストヴォ立学校は農村住民にとって初等教育の上級段階であったこと、先進的なゼムストヴォと市では小学校を4、5、6年制に延長しつつあったこと等々。К.Бендриков.Школьная система в России перед Февральской революцией."Народное образование",1947,№3,стр.46-47. 第一次大戦

中、婦人が工場に出たこと、戦災児の保護の必要から、モスクワはじめ大都市や一部のゼムストヴォでは幼児の保護・教育のための民間の運動があり、施設作りが行われた。 См.:М.Ф.Шабаева.История педагогики,учебное пособие для дошкольных педагогических училищ.2-е изд.,М.,1955,стр.236.

(11) Минц.Указ.соч.,стр.768.

(12) Там же,стр.770.

(13) Там же,стр.771.

(14) НУ,1917,№11-12,стр.24. 文中下線部分は、原文斜字体の強調個所。

(15) 渓内謙『ソビエト政治史』、1962年、勁草書房、31～32ページ。なお、スホードでは、農家の戸主のみが選挙権を有していた。

(16) Минц.Указ.соч.,стр.858-859.

(17) ВОСР,стр.440;Минц.История Великого Октября,т.2,М.,1968,стр.150.

(18) 一例として、農村では首都や各地で起きている諸事件の詳細も刻々と伝わって来ない事が多かったが、農民の精確な情報への

要求は強く、スモーレンスク県ロスラーヴリ郡ルゴフスカヤ郷では、現在の事件を住民に知らせるための特別な委員会を小学教員6名を入れてつくった位であった。Бурд-
жалов,указ.соч.,стр.392-393.

(19) Бурджалов,там же.стр.335.

(20) Там же,стр.334;Минц.Указ.соч.,стр.775-776.

(21) Бурджалов,там же стр.335.

(22) А.Н.Геласимова.Указ.статья,стр.57. この項における極東辺境の小学教員を中心とした教員組合運動の記述は、この回想記事に依拠した。

(23) Народное образование в РСФСР,М.,1970стр.208.

(24) Геласимова.Указ.статья,там же.

(25) 革命的な部分——タイシン(М.И.Тайшин)、シチェペートノフ(С.Щепетнов. 十月革命後、初代の極東辺境教育人民委員)、ナウモーフ(И.Т.Наумов. のちイマン＝ハバーロフスク小学教員組合幹事会副議長)、フレゴントフ(А.К.Флегонтов. のち赤色隊左翼指揮官)、フェードレツ(П.Ф.Федолец)、メドヴェージェフ(Г.Медве-

дев) 。 Там же,стр.57-59.

(26) Профессиональный союз と Профессиональное общество

(27) Геласимова.Указ.статья,стр.58.

(28) Там же.

(29) すなわち、教員組合はソヴェト政権と協力する途に、教師協会は反革命の途に。

(См.ту же,стр.58-65.)

第3節・第一項

(1) Russian Schools....,p.121.

(2) НУ,1917,№11-12,стр.1. 3月中には4月4日～5日の二日間を予定していた。

(3) НУ,1917,№9,стр.5.

(4) 同誌のモスクワ大会参加教師たちの印象から。

(5) НУ,1917,№11-12,стр.17-18.

(6) Russian Schools....,pp.121-122;НУ,там же.

(7) Там же,стр.17.

(8) Там же,стр.24. 4月9日モスクワ県の北西隣のトヴェーリ県ノヴォトルジョーク郡の教

員総会で報告された、モスクワ州大会参加教師たちの印象から。

(9) Бурджалов.Указ.соч.,стр.249. 本項の民族運動にかんする記述の根拠は、同書、 стр.248-250.

(10) НУ,1917,№11-12,стр.19.

(11) Там же.

(12) Там же.

(13) Великая Октябрьская социалистическая революция. Революционное движение в России в апреле 1917 г. Документы и материалы. 1958. М., стр. 696.

(14) НУ,там же.

(15) Там же,стр.20.

(16) Там же.

(17) НУ,1917,№11-12,стр.21-22. 本項の記述はすべてこの記事に基づく。

(18) ВОСР,стр.443.

第3節・第二項

(1) НУ,1917,№11-12,стр.3-6,8.

(2) Н.К.Крупская.Педагогические сочинения,т.1.М.,1957,стр.409 и492-493 примеч.

(20) П.Пидкасистый,С.Степанов.Видный деятель народного образования.

"Народное образование",1966,№2,стр.101.

(3) НУ,1917,№11-12,стр.3.

(3a) 4月7日のこの発言を引いてクループスカヤは4月9日付『プラブダ』紙上の論文「全ロシア教員大会によせて」の中で、チャルノルースキーを「もっとも権威あるカデットの教育学者の一人」と決めつけた(См.:Пед.Соч.,т.1,стр.402. 邦訳、竹田正直・石井郁子・長江好道訳『教師集団と集団主義』(1969年、明治図書)所収、8頁)。

しかしチャルノルースキー(Владимир Иванович Чарнолуский,1865-1941)は後年、自分たち社会主義者は1917年当時情勢判断を誤っていたため計り知れない迷惑を掛けたと述べて、ルナチャールスキーに対する謝罪の手紙を公表したが、その際みずからの肩書を「人民社会主義者党〔エヌエス〕元中央委員」と記した。См.:Письмо в редакцию."Народное просвещение",1927,№10,стр.236.

以上より、クループスカヤの論文を歴史

的証言とするなら、ナロードニキ最右派たるエヌエスの1917年当時の言動はブルジョア代表のカデットと区別さ小難かったということである。

(4) НУ,1917, №11-12,стр.8.

(5) НУ,1917,№13-14,стр.4-5.

(5a) Педагогическая библиография,кн.1.Под ред.В.Ф.Лебедева.Л.,1925, стр.328. ゾロタリョーフ(恐らく Сергей Алексеевич Золотарев. 生没年は不詳)はモスクワ大学卒業後沿バルト地方にて、1906年にはペテルブルグにて中学教師となる。のち官立ヴヴェデンスカヤ古典中学の正教員。ペテルブルグ学区参事会付属教員講習所の指導員を経て後、各中学の教師。この間、文筆活動、組織活動を通じ文学史家・教育学者として一定の評価を得る。第2回ウシーンスキー記念全ロシア教員共済団体代表者大会(ペテルブルグ。1913. 12.30 — 1914. 1.5)では議長をつとめる(このため同年3月官憲に逮捕され、中学を解雇になる)。また

第1回全ロシア中学校ロシア語教員大会（モスクワ。1916.12.4－1917.1.4）では理論陣営『社会派』の代表格として活躍し、この大会における文学教育論争の質を左右する。この時の彼の報告「科学及び教授対象としての文学史」は社会派の綱領的論文とされ、1917年十月革命の後も永年影響力をもち続けた。彼は1900年以降、多数の論文・著書を公けにしているが、その中でも『ロシアの教員団体略史』（1915年）、『ロシア語・ロシア文学教授法』（1921年）、『西洋及ロシア教育史概論』（1922年）等の書名は彼の生涯の研究領域を良く示すものだろう。 См.:"Народный учитель",1914,№12,стр.14; С.А.Золотарев.Общедоступные очерки по истории русской литературы.М.,1924, стр.226; А.Вьялицын.Из истории жизни народного учителя в царской России."Начальная школа",1957,№6,стр.13; Я.А.Роткович.История преподавания литературы в советской школе.Изд.2-е.М.,1976,стр.14-18.

全ロシア教員組合委員長ゾロタリョーフの政治的立場については従来規定されてお

らず、私の判断で「親エスエル」とした。故カラリョーフにも依拠できなかった。私はルナチャールスキーが1922年の論文「十月革命前夜のイデオロギー」において、「エスエルは教員組合の統率者ゾロタリョーフを〔ペトログラード市会の学校部門専門補佐の〕候補とすることでカデットと連合した。」、「……エスエルに指導されている教員組合……」と記すところには依拠した。 А.В.Луначарский.Идеология накануне Октября. В кн.: Его же, Воспоминания и впечатления.М.,1968,стр.160.邦訳、渡辺雅司訳。菊地昌典編『現代革命の思想 1 ロシア革命』(1971年、筑摩書房)、277頁。

(6)、(6a) НУ,1917,№13-14,стр.7-8.

(7) НУ,1917,№15-20,стр.4; Ф.Ф.Королев.Очерки по истории советской школы и педагогики/1917-1920/. М.,1958,стр.127.

(8) Ю.А.Тиличеев.Единый фронт учительства в борьбе за единую школу и сепаратизм в среде учительских организаций. "Новая школа", 1918,№5-6,стр.311.

第Ⅳ章　国民教育国家委員会の結成過程：臨時政府下の教育改革推進機関の設置をめざす全ロシア教員組合の闘争

はじめに

本章の論述対象である国民教育国家委員会にかんしては、これまでも幾度か論じられてきた。

そうした論者たちとは、つまり、ベーンドリコフ（1927年）、ジェルヴァコーフ（1936年）、メダーンスキー（1947年）※であり、カラリョーフ（1952年、1958年）及びリハチョーフ（1975年）である。当然ながら、本稿は、直接目を通しえなかったメダーンスキーを除

※　Е.Н.Медынский. История педагогики. М.,Учпедгиз,1947.

き、これら先人の成果を、事実発掘の点でも、事実解釈の点でも、吸収すべく努力する中から生れた。

ところでこの国家委員会にかんする従来の研究の歩みの中では、この委員会の階級的性格づけをめぐって二つの流れがあった。それは、臨時政府教育省（ブルジョアジー）と、ソヴェト多数派・全ロシア教員組合など国民教育国家委員会設置の推進勢力（小ブルジョアジー）との間の〝対立〟の解釈をめぐって生れた二派であった。

その一つは、この委員会を小ブルジョア的機関であるとする解釈で、時代的にはメチーンスキーまでの主張がこれであった。今ひとつは、1952年のカラリョーフ論文以後の立場であり、この委員会を「ブルジョアジーの、小ブルジョア民主主義派とのブロック」と規定するもの（カラリョーフ）、あるいは更に、教育省下のこの委員会の結成は「臨時政府の機構のブルジョア的革新の典型例」であり、

農務省や食糧省の下の委員会と同様に、「その議長＝臨時政府の大臣の意のままになる忠実な道具」となったという、きびしい理解（リハチョーフ）であった。

これらのうち前者、メデーンスキーまで行われてきた理解の特徴は、筆者なりに要約するに、結局、〝対立〟の過大評価にあり、小ブルジョア民主主義派の動揺性と対ブルジョア接近の事実の見過ごしにあったのである。

今回の検討は、以上を念頭に置きつつ、従来吟味されていない全ロシア教員組合の活動、とくに1917年8月の全国大会を取り上げることによって、教育省と教員組合・国家委員会側の間の「対立」の経緯をより詳しく追跡することに重点を置いている。

資料面では、第一次史料である『国民教育国家委員会会報』と『全ロシア教員組合通報』を欠きながらも、『人民教師』誌その他の定期刊行物や当事者の記録類に依拠することによってそれを補うべく努めた。（メデーン

スキーをのぞき、ここで挙げた先行の論者たちの書名・論文名は、章末の本文註の中で示される。）

第1節　協議機関設置に対する教育省の積極的対応

前章においてみてきたように、自らを組織し且つ教育改革を渇望する教師たちの行動の一つの結実点は、教育省の下の協議会（совещательная коллегия）設置の要求であった。

カデットの教育相ペ・ヌイロフは上の要求に対し当初、大学改革におけると同じパターンの対応策を想定していた。すなわち、大臣じしんで社会諸団体の代表を「招致（приглашение）」して協議会を結成し、ここに検討・作成させた改革案を、次に省が立法化してゆくという方法であった。(1)まず、これらの展開を追っていこう。

教育省は4月22日、そのための第1回目の準備会議を省内で開いた。この会議（次官ゲラーシモフの議長）には、著名な校外教育活動家パーニナ（Панина, С. В.）伯爵夫人（カデット）、科学アカデミー会員のオリデンブールグ（Ольденбург, С. Ф.）教授（カデット）らと、チャルノルースキー、ゲールド、シーシキン（Шишкин, М. Д.）といった労兵ソヴェト、全ロシア教員組合、協同組合連合などの活動家が招かれた。(2)

しかしここでは、大臣自身が諸代表を招き任命することによって教育省下に協議機関をつくるという方針は否定された。(3)

そのためゲラーシモフは4月25日、社会団体の代表者の会議を招集した。ВУС委員長のゾロタリョーフの言葉によれば、この「代表者会議において、ВУС評議会が4月22日に作成した国民教育事業改革委員会の構成案がほとんど修正なしに採用された。」(4)という。

こうして協議体「国民教育改革委員会（Ко-

миссия по реформе народного образования ）」の教育省下への設置が決まり、その代表構成でも省と社会団体は合意した。各団体では代表委員をそれぞれ選出して行った。

しかし教育省は学校改革のイニシャチヴを確保すべく、もう一つの手段を用意していた。すなわち、省は6月15日に学校改革大会（Съезд по реформе школы ）の招集を計画したのだった（これも、第Ⅱ章に見た高等教育改革の推進と同様の方法と思われる。）。

5月9日のвус評議会（執行機関）※はその大会対策をめぐり、「вусのイニシャチヴで招集された〔国民教育改革〕委員会に対立さ

※ 4月大会選出の18名のвус評議員は次のとおり。 С.А.Золотарев, В.А.Герд, Я.Я.Гуревич, М.П.Лопатнев, И.Л.Цветков, Н.Н.Иорданский, Н.П.Румянцева, Я.И.Душечкин, В.А.Зеленко, Г.М.Соломин, В.П.Вахтеров, Н.Ф.Новожилов, А.К.Янсон, Н.В.Чехов, М.Д.Шишкин, А.П.Пинкевич, В.С.Докукин, Е.А.Автамонова.

（НУ, 1917, №15-20, стр.4-6; №21-22, стр.11）

せるようにして教育省が〔大会を〕招集するのは何故か」と論議を開始した。

グレーヴィチは、「教育省が大会と委員会を対立させようとしている、とは証拠が不十分」だとし、「委員会の活動を、もし大会に提出されるのなら、その大会の方向づけの役割を果すものとなるようにすべきだ」と述べた。これに対し協同組合活動家のシーシキンは、「委員会の活動の開始まで省が〔学校〕革新の作業を差し控えるよう、教育省に呼びかけよう」、と社会団体サイドの強硬意見を展開した。これはゲールドとゾロタリョーフによって直ちに否定された。一方ピンケーヴィチは、ВУС評議会が「教育省招集の大会を否定する態度を決めて、その決定を教員の中に広める」方向を提起した。これは、言わばブルジョアジーの土俵に乗ることを否定するВУС内では最も左の見解に属しよう。だがこれは黙殺された。

結局、議長ゾロタリョーフはグレーヴィチ

の見解を取り入れて、我々の「焦眉の仕務は改革委員会の活動の準備を進めること、その活動を、省の大会が必ず考慮に入れざるを得ない位に、意義の大きいものとして行くことである」、と評議会をしめくくった。(5)

この日のBYC評議会は、改革委員会への派遣委員8名を選出した。(6)その中にはヴァーフテロフ（1853－1924）、エヌ・チェーホフ（1865－1947）といったナロードニキ系の長老教育学者や、これよりやや リベラルに傾斜している教育評論家、ゲールドとグレーヴィチ（1869－1942）らが含まれていた。いずれもこの頃の教育分野の名士であった。

以上のごとく、この5月初めまでの教育改革をめざすイニシャチヴ争いにおいては、教育省側の攻勢と、教員組合側の守勢とが看取されるのである。

第2節　社会団体による国家委員会設置の要求

発足した「国民教育改革委員会」の第一回目の会議は5月17日、教育省の建物で開かれた。だが、ここで早くも、教育政策のイニシャチヴをめぐる確執は、これまでと攻守ところを変えることになった。

まず、大臣マヌイロフがこの改革委員会への歓迎挨拶と共にその任務の概略を述べた。しかし、大臣に対する委員会代表チャルノルースキーの返答は、

――委員会は、その仕事の安定性と生産性が保証されるという条件の下ならば、実り多い活動を展開してゆける。「その条件は、教育省ノ下の全国家的な国民教育委員会（общегосударственный комитет）の、臨時政府による法的確認（утверждение）である。」(7)

という、改革委員会を否定し、一段と拡大した要求を提示する声明であった。

これに対してマヌイロフは、自分は回答出

来ない、「臨時政府に報告しなければならない」の旨を委員会に告げ、自らの代理として次官ゲラーシモフを残して退席した。けだしゲラーシモフもヌ、省がこの要求に応じることは殆んど不可能である。なぜなら、改革委員会という「一会合が、協議ではなく決定という、新たな機能を帯びる。これは日程外の問題である。」と理解していたのである。(18)

この日は結局省側の回答は得られなかった。

全ロシア教員組合はただちにこの日、評議会を開き、新しい事態を論議した。出席の評議員の中にはグレーヴィチ、ゲールド、ゼレーンコ、チェーホフなど上述の改革委員として選出されている者の顔もあったが、議長ゾロタリョーフは、冒頭、教育省の改革委員会において、同委員会の国家委員会としての法制的承認の問題が提起されていることを報告した。(19)

ところで確認しておきたいことは、国家委員会の設置＝法制的承認という要求は、全ロ

シア教員組合によって提起されたものではないということである。教育相を前にして委員会の席でその要求を表明したのはВУС代表ならぬペトログラード・ソヴェト代表のチャルノルースキー（ВУС組合員）であり、この日のВУС評議会に対して国家委員会の権能に関する提案を行ったのは、協同組合全ロシア大会評議会（Совет всероссийских кооперативных съездов）代表の国民教育改革委員のシーシキン（ВУС評議員）である。ВУСは国民教育の国家委員会設置の共同提案を、言わば、呼び掛けられたのである。この点については後段でも触れる。

ВУС評議会内の論議にもどろう。国家委員会設置に対する慎重意見としては、『人民教師』誌上では唯一の、グレーヴィナの意見があった。それは、「4月7～9日の〔全ロシア教員〕大会は協議委員会を想定していた。この事に基づくなら、協同組合活動家たちの草案によれば明らかに大臣の権力を制限する筈の、そんな機関に委員会を変えるような事

をめざすべきではあるまい。」と述べており、権力機構に深入りせずに教育省との協議会を設けるにとどまることを主張した。しかし評議会の大勢は国家委員会の設置に与し、種々の意見――「省に対するぎりぎりの線の詰め（крайные шага）が必要」である（イオルダンスキー）、「この機関〔＝委員会〕の権限について、省と妥協の可能性がある」（ゲールド）、「教員組合の行動において単なる宣言性があってはならない」（ゾロタリョーフ）の表明をみた後、評議会は、議長提案の決議「改革委員会の法制的承認を最後通牒として要求する」他を採択した。

次いで評議会は、協同組合活動家グループの名でシーシキンが提起した、国民教育国家委員会の権能に関する三つの命題、すなわち(1)委員会は国民教育領域における全国家的プラン、指導原則及び全般的措置を検討し、(2)教育大臣はこれらの枠内において委員会との合意に基づいて行動すること並びに(3)委員会

の会議において議長を務めること、これらを採択した。(10)

こうして全ロシア教員組合は、教育省下の協議会設置の要求の段階から、教育大臣の行為を拘束する機関＝国民教育国家委員会の設置要求の段階へとすすんだのである。換言すればそれは、臨時政府の教育政策の責任を分有する意志の表明であった。BYC評議会をふくむこの頃の社会団体活動家たちの念頭には恐らく5月初めの「社会主義者大臣」、「同志の大臣」たちの臨時政府入閣＝第一次連立内閣の成立があっただろう。ともあれ、国家委員会設置の行方を追跡しよう。

明けて5月18日大臣のマヌイロフは、改革委員会を欠席したが、次官ゲラーシモフ宛の書簡において「私は、彼らの計画している全国家的国民教育委員会という着想に対する私の態度を、そのような機関の設置法案が作成されてみて後に初めて明確にしうると考えている。」と述べることにより、改革委員会に

対して国家委員会設置法案の作成の機会を与えた。(11)

改革委員会は同日、チャルノルースキー、スヴェンチーツキー（Свентицкий, В. И.）、グレーヴィチ、シーシキン、チェーホフ、テル・アヴェチキヤン（Тер-Аветикян, С.）という、社会団体代表から成る起草委員会を選出し、(12)この委員会が翌19日までに「国民教育国家委員会設置に関する臨時政府決定」の草案を編成した。改革委員会はこの設置決定案を同日採択し、教育相に提出して彼の態度を伺ったのである。(13)

国家委員会の権能（функция）に関する上の草案の内容は、われわれは今確認することが出来ないが、先にВУС評議会が採択した命題と同旨であることが推測しうる。

国家委員会の代表委員の構成は草案に依れば次の通りである。（丸囲数字は便宜上）

① 全ロシア労働者・兵士代表ソヴェト（結成以前はペトログラー

ド・ソヴェトから……8名
②全ロシア農民代表ソヴェト……15名
③協同組合全ロシア大会評議会……8名
④全ロシア教員組合……15名
⑤国会執行委員会……1名
⑥全ロシアゼムストヴォ連合……4名
⑦全ロシア都市連合……4名
⑧大学教授連合……4名
⑨全ロシア学生組織……1名
⑩全ロシア労働組合組織……4名
⑪民族団体……10名
⑫教育省次官……全員

このように11団体の代表合計74名と次官とから成る大規模な構成であったが、今これをこの5月の政治情勢に照して検討するならば、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑫の設定は明らかにブルジョア層への割り当てであったが、この委員会は全体としては、民主主義派を自称する諸団体の代表且つ臨時政府との協調を辞さない諸党派の人物によって多数派を占めるべく構

想されていたことが判るのである。

この国民教育国家委員会が、『人民教師』誌によれば(14)

全ロシア教員組合代表 …… 15名
全ロシア農民ソヴェト代表 …… 15名
労・兵ソヴェト代表 …… 8名
全ロシア協同組合大会代表 …… 6名
ゼムストヴォ連合代表 …… 4名
都市連合代表 …… 4名
大学教授組合代表 …… 4名
国会執行委員会代表 …… 1名

という構成で、直ちに結成されて活動を開始し、5月21～24日の審議をもって第一期総会（первая сессия）と称したのだった。

しかしながらマヌイロフは、改革委員会から提出をうけた国家委員会設置法案の内容に同意できず、自らの別案を作成した。つまり、委員構成の面では、学生代表を削除し、委員会の権能の面では、高等教育に関する問題をすべて除外して「独自手続」に付すというの

がその主たる修正点であった。(15)この後者の修正点は特に、われわれがかつて検討してきたカデット教育相の大学改革政策のすすめ方に照してみるなら、ブルジョアジーのセクト性の現われと言えるだろう。

臨時政府は、6月2日、教育相の提出した国民教育国家委員会の結成に関する法案を審議した後、この問題を政府の下の法制審議会の予備審査に付すことに決定した。この法制審議会は(16)送付されてきた設置法案に本質的修正を加えたのである。つまり、この国民教育委員会を〝全国家的委員会〟から〝臨時委員会〟へと改名したうえ、〝教育大臣下に〟から〝教育省内に〟設置することに変更し、さらに、当時は貴族及びブルジョアジーからの種々の圧力のかかる団体として知られていた全ロシア父母委員会連合の代表を国民教育委員会構成員として追加したのであった。(17)

ВУС評議員及び国民教育国家委員を務めたゼレーンコは後に、この間の事情に言及して、

「〔改革〕委員会は然るべき法案を作成し、大臣に手渡した。しかし、……、臨時政府内で1本の法案が3本（改革委員会、教育相、臨時政府法制審議会の各法案）になったことを知った時、委員会の委員たちのそれは驚嘆したことである。」と記している。(18) 以上のような経過の中にわれわれが、ブルジョアジーの警戒性、セクト性、保守化を見出し、これに対してBYC指導者・改革委員会委員たち小ブルジョア・インテリゲンツィアの軽信性、一種の無邪気なさまを見出すとしても、それは不当ではあるまい。

国家委員会設置法案は、未だ臨時政府による承認を得ていなかった。ブルジョアジーはこの一線を守っていなかった。

国民教育国家委員会はその後、構成委員をふやしつつ、活動を継続していた。残された法制上の認知の問題が臨時政府と国家委員会・社会団体側の間の対決点であった。そのため国家委員会のナヴィル・ルースキーは、

第1回全ロシア労兵ソヴェト大会※（6月3日～24日）にペトログラード・ソヴェト代表として出席した。彼はその発言（23日）の中で、国民教育国家委員会が「民主勢力の代表のごく親密な参加の下に教育省に仕事を」させるという要求に基づいて結成されたこと、その際農民ソヴェト、労兵ソヴェト、協同組合活動家の3者の代表によって国家委員会の活動プランと代表構成を決定したことを報告すると共に、その法的承認と諸活動に対する教育省の妨害を非難し、全国のソヴェト代表によ

※　この大会には1,090人の代議員が出席した。党籍を明らかにした代議員777名のうちエスエルは285人（36.7％）、メンシェヴィキーは248人（31.9％）、ボリシェヴィキーは105人（13.5％）だった。大会は8日、連立政府を「完全に信任」すること、「社会主義者大臣」は「民主勢力」の全国代表機関に責任を負うことを決議した。(19)

る国家委員会の承認と支持をうったえたのである。(20)

この発言を受けた全ロシア・ソヴェト大会は「国民教育に関する決議」を採択（恐らく23～24日採択）してそれにこたえた。

決議はまず第一に、

「その構成からいって革命的民主主義勢力の意志の表現者である国民教育国家委員会を法律制定手続をとって早急に承認することが不可欠」

であることを確認し、連立政府内の「社会主義者大臣に対し大会は、国民教育国家委員会設置令を直ちに臨時政府に提出するよう要求」した。

その際ソヴェト大会は、大学改革に関する事項も又国家委員会の活動範囲に属することの指摘も行った。決議はさらに、

「教育省の政策は人民大衆の要求に及び革命的変革によって生れた政治状況にまったく応じていない」

と宣言し、続けて

「国民教育の事業においては……今日に至るも国民学校視学官・学務部長及び省中央の事実上の管理者という、旧秩序の下僕どもが残っている」

ことを指摘して、教育省の中央と地方の人事更迭を要求した。(21)

6月28日に開かれた国民教育国家委員会第三期総会では、第一日目に、ソヴェト大会による上記の支持決議に力を得た委員側がマヌイロフに詰め寄り、教育相が国家委員会設置に事実上の同意を表明して後、その態度を硬化させ、設置令案の政府通過に対しても、委員会作成の諸法案の政府提出についても消極的であることを追及した。しかしマヌイロフは、彼が法制審議会における予備審議に故意に欠席し、設置令案の政府承認を間接的に阻む役割を果していることを隠さないばかりか、国家委員会は教育大臣の立場から言えば一協議機関〔諮問機関〕に過ぎ

ず、委員会の決定は自身により義務ではないと公言し、さらに彼は、教育省を国家委員会の執行機関の如く利用することは認められない、と拒絶姿勢を明らかにしたのだった。(22)

こうして委員会とマヌイロフの交渉は決裂した。

われわれはカデットが、二月革命後資本家層はもちろん右は地主層からも支持を得て、急速に勢力を伸長し、ロシア・ブルジョアジーの総代表としての地位を占めてきたことを知っている。(23)そのカデットは今や国内情況における苦況（各地における農民運動の伸展、地方自治体選挙闘争におけるエスエル等の躍進と自党の不振、労働者・兵士の諸運動における革命派――ボリシェヴィキー、エスエル左派等――の進出など）の中で、危機を現実のものとして感じつつあった。指導者ミリュコーフは、自由ロシアの将来は、協同や連立よりむしろソヴェトや諸委員会の封じこめに懸っていると考えていた。(24)

教育相マヌイロフもヌ、ミリュコーフにごく近いグループのカデット中央委員として、そうした政治判断を共にしていた。地方のカデットの中にも危機感から、マヌイロフはソヴェト側改革派の手から学校管理を守り通すべきだという要求がこの6－7月には現われた。(25)

全ロシア教員組合評議会は6月30日、非評議員のナャルノルースキーの一組合員として出席の下に、国家委員会内において生じている事態、つまり委員会の法的未承認状態と、作成した諸法案の放置される状態について論議した。評議員イオルダンスキーの記すところに依れば、国家委員会事務局長ナャルノルースキーは「委員会と教育省の間に原則上の不一致は存在しない。両者は何よりも戦術とテンポとにおいて決裂した」ことを「正確に述べ」ていたとされるが、(26)ナャルノルースキーのこの発言は、それなりに真実を突いた指摘であった。臨時政府・教育省とソヴェト・

国家委員会の両者は、事実、教育制度のブルジョア民主主義的改革という原則的課題では一致していた。いまや教育省（ブルジョアジー）の側が、「戦術」によってその課題から身を引いたのであった。

この日の評議会は結局、「委員会の負った大きな責任を考慮に入れる」という論理から、従来どおり、委員会の「活動の生産性を保証する条件」すなわち大臣を拘束する機関としての法制的承認の要求を継続することを確認すると共に、「中央機関の人的構成における変更」を要求し、こうした変更の実現しない間ВУС代表の国家委員会派遣を中止することを決定した。(27)

国家委員会委員たちは7月1日の会議において、教育省のサボタージュに抗議を表明すると共に、7月20日まで委員会の活動を中断することを決議した。(28)

国民教育国家委員会は、これ以後、諸事件の相次ぐ——7月2日の第一次連立政府の崩

壊（従って、マヌイロフの教育相辞任をふくむ）――7月3－4日のペトログラードの大デモンストレーションとこれに対する、政府の武力弾圧とソヴェト多数派の非難（7月事件）――7月24日の第二次連立政府の成立（教育相オリデンブールグ就任）――一時期を経ることにより、その活動条件に変動を見出すのであるが、われわれは次節において6月初めの全ロシア教員組合の大会をとりあげ、学校教員層の教育改革要求の変化を検討しておこう。

第3節　第2回全ロシア教員大会（8月）

8月8日、ペトログラードにおいて全ロシア教員組合第2回代議員大会が開かれた。9月の新学年度開始は3週間後であった。(29)

参加代議員は530名、大会来賓は85名で、代議員530名は、BYC加盟全組織606のうち56％に相当する339団体から派遣されたもの

だった。この時点のBYC全組合員数を確認することは出来ないが、大会参加の339組織のうち現勢調査に応じた248組織で合計56,650名の組合員を擁すると発表されており、(30)またBYCの1917年秋の組合員数を75,000とするソ連邦の歴史家の指摘があることから、(31)全ロシア教員組合にはこの頃、ロシア全学校教師の約3分の1が結集したと見てよい。(32)

参加代議員のなかには遠くシベリアやトゥルケスタンから上京した者も居た。この大会における議論はやはり、この時点の全国の学校教師の状況認識や改革要求を反映するものであった。

この大会の政治的傾向に関してはクループスカヤが、後に、

「二月革命数ヵ月後のペトログラードの全ロシア教員大会は、……この大会は愛国主義的気分のあおり立てを中心として進められた。社会民主主義者はボリシェヴィキー・メンシェヴィキー合わせてもこの大き

な大会に出席していたのは20名だった。」(33)

「ここでは……カデットとエスエル右派の影響力が支配的だった。」(34)

と記している。ここに言う「愛国主義……」の表現は、われわれも検討したことがある通り、この大会が、4月大会同様、臨時政府支持の立場を基本としていることを示している。革命の徹底をめざす社会民主主義者なかんずくボリシェヴィキーの少数の教員活動家たちも二月革命後、沿海州やペトログラードの事例にも見られるように、教員の間の組織活動を開始しているが、※まだやはり教員の大量の

※ 4月の教員大会後、4月28日付『プラウダ』紙は「教員諸君！ペトログラード教員の社会民主主義グループに加入せよ。グループの活動に参加せよ。……次回の教員大会には、われわれは固く団結した隊伍をなして出場しなければならない。」と呼びかけた（H.K. 署名記事）。(35)

動員を獲得するには程遠い状況にあった。しかもこの8月の教員大会以後においても、革命の準備と遂行のためにいわば学校や教師どころではなくなって行く、というのが彼らの実情であった。※

この国の革命派が学校教師層の大勢を獲得するためには、さらに一時代が必要とされるであろう。

※ ペトログラード市内で活動していたボリシェヴィキ女教師エリ・メンジンスカヤはこの頃を次のように回想している。(36)

「十月革命の前、最後の数週間、多くない党員の教育家の活動は、主に党組織内部ですすめられた。これは理解できることである。それは、あまりに責任の重い時期であり、あまりに大きな努力と緊張を要求していた。自分の全時間を学校に捧げることなど不可能だったし、考えられないことだった。」

上のクループスカヤ発言のもう一つの側面「カデットとエスエル右派の影響力が支配的だった……」は、まず第一に、この8月大会が当時いかに保守的な集会として受けとめられたかを知らしむるものである。しかしまた彼女の指摘は、ВУСの4月以降のさらなる右傾化にかんする証言でもあった。じっさい、教員層のエリート的団体と目されるモスクワの「中等学校活動者組合」がВУСに加入したことによってВУСの諸方針はエリート的、ブルジョア的な方向で揺さぶられていた。他方では、二月革命後各地において雨後の筍の如く誕生した多数の教員団体は4月以後も引き続き、学校教師の唯一の全国的大衆団体であるВУСに加入しつつあったが、このことによって教員組合の要求水準の引き下げ並びに改革への指向の希薄化、いわば現実主義化がもたらされていたのである。(しかもなお、二月革命後夥しい数の農村教師がエスエル党に加入したとの歴史家の言及がある。(137)とすれば、

上述のような流動状況は、ロシア学校教師層わけても農村教師層の反体制的期待の主たる担い手となってきたエスエルなどナロードニキ諸派の独自の教育政策及び教員（運動）に対する指導性の喪失乃至欠除によるものと言う他ない。）

この8月の全ロシア教員大会はすなわち、こうした2月以降の、とりわけ4月のВУС再建大会以降の全国の学校教師の諸活動を集約し且つ8月時点の諸要求と方針を打ち出す大会となるはずであった。事実、大会はそれらを網羅するかなりの本数の決議を採択した。(38)

しかしこの大会における最大の論点は、当時のいわゆる学校上部機関の問題、すなわち地方自治体下の学校管理＝教育行政機関の改革に関するВУСの態度をめぐるものであった。その検討のためにもわれわれは大会議事に入る前に、地方の教育行政機構にかかわるこのかんの状況を以下、少しく整理しておこう。

二月革命後は、各地域において地主・貴族

教会など右翼勢力が視学官や郡学校協議会を通して教育事業を支配することは一段と困難になっていた。教員組合はじめ民主勢力は中央におけると同様、地域においても視学官制度・学校協議会の廃止あるいは構成員の民主化を要求してきた。そしてこうした圧力の下に臨時政府は5月8日、「市・郡及び県学校協議会の廃止」の命令を発することを余儀なくされたのだった。この命令は、「初等学校の管理は、……学校協議会に代って、県・郡ゼムストヴォにおいては所轄の部門に、市学校協議会の設置されていた市においては市会に、各々委ねられる」ことを規定していたから(139)この5月以降は各地で、自治体の下の種々の形態の教育行政機構にかんする模索が急速に繰広げられたのだった。

その中でわれわれの比較的くわしく知りえた事例には次のものがあった。

ペルミ県チェールディニ郡教員大会は5月18日、郡内の学校事業管理のための学校委員会

（Школьная комиссия）を選出し、ゼムストヴォ会議の承認を求めた。その構成は、大会選出の教員5名、地域自治体代表5名、ゼムストヴォ参事会議長（自動的に学校委員会議長）、教員大会選出の指導主任（руководитель）1名、というものだった。(40)その他のところでは、学校ソヴェト（ハバーロフスク市）、教員ソヴェト（キシニョーフ郡）、文化＝教育委員会（культурно=просветительная комиссия）（ペトログラード市ヴィボルグ区）、及び国民教育委員会（комитет по народному образованию）（オームスク市・郡その他）の名称の機関がつくられているが、この後者の名前が一般的だった。(41)

ニージニ・ノーヴゴロド県の場合は、かつてわれわれも検討したように、力量のある県教員組合がその周到な教育改革政策を実現する取組の中で、旧来の機構の学校協議会の構成変更についても「当面の任務」として追求していたが、協議会の廃止の後同県では、県ゼムストヴォ参事会の下に以下のような構成

の国民教育委員会が機能していた（地元紙『ニジェゴロツキー・リストーク』7月12日付）。すなわち、

「県ゼムストヴォ参事会代表（1名）
各郡の国民教育委員会（各1名宛）
労働者・兵士・農民代表諸ソヴェト（各1名宛）
信用組合（Союз мелкого кредита）（1名）
市「国民教育」委員会（1名）
国民教育普及協会（1名）
県ゼムストヴォ参事会国民教育責任者（1名）
同、補佐（3名）
校医（1名）
ニージニ・ノーヴゴロド市人民大学技術指導者団代表（複数名）
県ゼムストヴォ立図書館館長
県ゼムストヴォ議員（2名）
以上28名、並びに同数の（столько же）全ロシア教員組合県組織の選出の教師」

というものであった。(42)

こうして県・市・郡のレベルの自治体の下

に設置された、国民教育管理の諸委員会は、端的に言えば、ブルジョアジーないしブルジョア的地主を派遣する可能性の強いゼムストヴォ・市機関と、労働者・農民が構成するソヴェトや教員組合などの社会団体・民主団体との協調の機関を意味する場合が多かった。その際、こうした地域では、チェーレヂニでもニージニ・ノーヴゴロドでも、オームスクやハバーロフスクでもそうだったように、大半のところで教員組合は、これらの機関の中で教員代表が半数を占める構成を要求していた。こうした中で、オームスクやカザーンの教員大会のような、〝半数以上のポスト〟を要求する例もうまれていた。(43)

学校管理機関に限って以上のような略述を許しながらも、全国の状態はもちろん一様ではなかった。たとえばゼムストヴォ制の未施行地域である沿海州では、旧来の主任視学官に代えて新設の教員代表を加えた「辺境区学校協議会」による学校管理が行われていた。(44)

また、4万校に上る教区立学校は、6月20日付の教育省物管の政府決定がその後教会勢力の阻止行動の前に未執行のため、事実上ロシア正教会の支配下に残されていた。この教区立学校の男女の教師たちは次第に立ち上って全ロシア教員組合に加入し、何よりも「教育省物管」の実現を要求しているところであった。(145)

かくして全ロシア教員組合大会への代議員たちは、一連のレポート、つまり「学校管理機関と教員の関係」をはじめ、統一学校と学校の自治の原則の実現、職員会議の組織、等々の問題が「授業の開始〔9月〕までに万が一解明されなければ、学校事業の崩壊を惹き起しかねない」(『全ロシア教員組合通報』)の現状を伝えるレポートを持参したのだった。(146)

かれらは大会開始前の8月3日、国民教育国家委員会の活動の紹介を受け、法案審議を傍聴した。かれらの関心を引いたものは勿論、学校管理機関にかかわる法案であったが、い

まーつは、この国家委員会へのBYC代表数の15名は「委員総数（90名以上）の6分の1以下［を占める］に過ぎない」ことであった。これに対する不満は教員大会の公式会議においても表明されるところとなり、大会は、BYC代表を委員会総構成の3分の1、つまり30名に増員する要求を決議した。(47)教員層の全ロシア教員組合と国民教育国家委員会に対する期待はやはり大きかった。

大会が採択した「地方自治体下の国民教育委員会に関する［決議］」は、BYC指導部のゾロタリョーフ、ゲールドらの提案どおり、全文、以下のようなものとなった。(48)

(1)教師が全員でこの過渡期の学校建設に対する巨大な責任を負っていることを考慮して、大会は、国民教育の事業を地域において管理する委員会における決定権を与えられた、組織教員の代表の参加が全く不可欠であることを承認する。

(2)大会は教員のこの権利を保証する特別の

条項を法制として導入することに賛成する。なぜなら、そのような方法によってのみ十分な安定性が学校事業に対して保障されうるからである。

(3)その際、大会は明らかに、国民教育の事業の真の主人公は普通・平等・直接・秘密投票に基づいて選出した自らの地方自治機関に代表されるところの住民であると理解し、又それ故に、地方自治機関の下の国民教育委員会における教員代表数に規準を設ける必要があるとは考えない。

BYCのこの決議は、国民教育国家委員会において今しも進行中の教育行政の地方分権化法案――「諸県の国民教育管理機関臨時設置令」案の審議に対する効果を意図したものであった。なかんずく項目(2)の表現には、その望むところの一部分が反映している。

だが、われわれの今注目すべきは、この決議が端的に、教員の教育行政参加における自

らの領分より他に言及しないことであり、〝教育事業に携りうるのは教師たちのみである〟とでも言うべき論調に終始していることである。ВУСは項目(3)において、つまるところ、学校事業への住民の直接参加の原理を拒否したのであり、又、労働者・農民のソヴェトをはじめとする一連の社会団体・民主団体の代表の教育委員会参加という、この4月来のВУСの方針とその後の各地の経験に対しては黙殺することによって自らの消極姿勢を確認したのであった。ここにおいて既に、教育制度民主化におけるВУСの思想的・実践的後退は分明のこととなったのである。

さらにВУСは、項目(2)、(3)を通じて、教育委員会内の教員代表数に対し、上記の法令において「規準を設ける（нормировать　）」ことを不要であると宣言することによって、専ら、この間各地の国民教育委員会の形成に際して今や不文律となってきた感のある、教員組織代表と住民代表のパリティー構成の経験を法

制化に至らしめないことを企図したのであった。より率直に言えば、教員組合代表が教育委員会＝学校管理機関の構成員の〝半数以上〟を占める可能性の留保をめざしたのであった。(49)これらは明らかに、全ロシア教員組合の学校の民衆統制の忌避の意志表明を意味した。

学校改革におけるВУСのこのような転換は、次の学校自治に関する見解においても顕著な形をとって現われた。すなわち、「初等学校における自治の原則の導入に関する［決議］」は、

> すべての段階の学校の連続性のみならず、その組織の同質性の点においても学校の完全な統一性（полное единство）を実現するために、統一学校の一つの段階としての初等学校の内部運営（внутреннее управление）は、……自治の原則に基づかなければならない。(50)

という基本論理を冒頭に掲げ、以下に、「実現することが望ましい」とされる要求命題を列挙した。

諸命題の要点は、第一に、「3名以上の教員定員を有する初等学校に職員会議（педагогический совет）を設置」し、その所管には「教授＝訓育部分及び行政＝経営部分」、「教員、学校長及びその他職員の選出と改選」等を属せしめる、第二に、職員会議の構成には教員の他に校医、地方自治体代表、生徒父母の代表が入るが、その際にもこれら「住民の代表の総数は教員数の3分の1を越えてはならない」、第三に、「〔教師〕集団（коллегия）によって教師の職に選出された者は、……一定期間内に、もし地方自治機関によって受理されない場合においても、承認されたものとみなされる」、第四に、「教師職を志願する者の名簿（この名簿に基づいて……教師が選出される……）は、地域の専門教員団体によって作成される」、であった。(51)

一般に、学校における一定の自治（従って初等学校のそれも）は近代民主主義の下では、従って又二月革命後のロシアにおいても、教

授の自由の保障を中核として高らかに宣言、導入さるべき理念であった。上の決議に言う、職員会議の設置とそれへの教授＝訓育部分の委任、学校長選出権の付与等はロシアの学校の民主化を是とする人々の支持・承認したところであろう。

しかし今、8月のВУС大会がこの決議を通じ、住民代表の決定権を直接的形態（職員会議参加）においても間接的形態（自治体＝学校設置者による任命）においても回避することによって成立する、職員会議の教員人事権の全面掌握をば学校の自治と呼ぶ時、もはやここに、人民の支持による学校の民主的改革のために闘う姿勢を見出すことは至難であった。だが、この期は、こうした「学校自治」理念が多くの学校教師層の行動を支える理論となっていったし、又、国民教育国家委員会が作成するいわゆる〝統一学校臨時設置令〟にも摂取されたのであった。

ところでわれわれは、この国に存在したも

うーつの作品、すなわち1917年4～5月にボリシェヴィキ党綱領教育条項の改訂を担当したクループスカヤが同条項を敷衍しつつ執筆した「地方自治体学校綱領」（5月18日付『プラウダ』紙発表）の一部をなす、地方教育行政改革に関する提案を無視することは出来ない。

その提案の骨子は、先に引用したBYCの諸決議に対照すべく要約すれば、第一に、地方自治体下に学校監督機関として学校委員会を設置し、これを教員組合選出代表と住民代表によってパリティーで構成する、第二に、学校委員会に加わる住民代表は自治体の任命による者でなく、住民の直接選挙に基づく代表であること、第三に、教師職志願者の名簿は学校委員会が作成する、第四に、地方自治体の責任において住民による教師（＝公務員）の選挙を実施する（従って任命権者は当該自治体となる）、第五に、学校は、その内部組織、教授の部門にかんして自治権を有する、

と理解しうるものであった。(152)それは文字どおり、人民に対する圧倒的信頼感に支えられて構想された、学校を中央国家権力の手から取りもどし地方の住民の手に移すことを主眼とした提案であり、先にわれわれが垣間見た、教育事業管理をめぐる各地の流動的状況に対しても鋭く切結ぶものであった。

今やわれわれは、以上の比較検討によって浮び上った、BYC 8月大会の決議と上のクループスカヤ提案との相違点を遂一復唱することではなくて、2つの決議においてBYCが形ばかりの住民参加の余地を残しつつも、頑なに教師のみの手による自らの地位の保全を追求する途に転じたこと——民主的学校改革との離隔——の意味をこそ確定しなければならない。

このような「転進」は、もちろん、ロシア教師層の社会意識のあり様、全ロシア教員組合のこの3～4月来の諸方針と各自の体験した諸実践、等々の帰結でもあった。

ВУСの諸活動方針については、組合規約の他に、主流派の団体たるエスエル系のモスクワ州ビューロー、及びニージニ・ノーヴゴロド県等の詳しい具体例が既に知られている。それは、革命情勢の下にあり、当然のごとく、学校の外における社会諸活動への参加をきわめて重視したものであった。だがその際の、学校教師たちの抱く民衆観、活動観或は自己認識の中にも、われわれの見逃せない幾つかが存した。

市街地の学校教師の自己意識を示す例は、モスクワのВУС活動家の女教師ポポーワ（Попова,Н.И.1877－1960）がこの3月に執筆した論文の次の一節に求められよう。

「教師は、自らの物的諸権利ばかりを主張している労働者の組合の立場を取り得ない。教員組合は、高い目標――国民教育の創造――を自らに課さなければならない。これこそ教員組合の第一の、基本の課題であり、そして専らこの課題の名においての

み、教師は自分の物的状態・法的地位の改善のためにも闘ってきたのである。」(53)

モスクワの市立小学校教師という彼女の所属は、当時の小学教師としては比較的高い、恵まれた部類だったことが考慮されなければならないとしても、教員組合活動家の多くは、おしなべて、上のような労働者を蔑む知識人性の機械的強調、一種の自己高邁視を共有したのであった。

このような限界をもつ「教師＝インテリゲンチャ論」が、彼らの民衆との交わりの中においても克服されることなく、むしろ、市街地にあっては、つとに知られた中学校教師たちの示す露骨なエリート主義や、住民や自治体・国家権力の容喙を一切認めない「学校自治論」を刺激剤として、増幅されるほうにすすんだのであった。(54)

農村部においては、地元教師はもちろん、組織・宣伝のためにこの夏休み市街地から遠

征してきた教師も含めて、かれらがこの年、農民運動に巻込まれていることに留意しなければならない。ここでは、教育、文化、行政、土地、食糧等の委員会・機関に携わった、臨時政府支持ないしエスエル系のВУС の組合員は、とりわけ農民の土地要求に関する態度を試金石として問われ、しばしば農民の支持を失い、自らの地位を危うくしていった。春以来リャザーン県、ペーンザ県、カザーン県などの農民運動に関して伝えられる幾つかの事例は、農民に対してエスエルと臨時政府を支持し土地・地代等の問題の〝下からの解決〟を思い止まるよう説得する側の教師が地位を失う事実をふくむものであった。(55)

また、農民の中には、第1回全ロシア農民大会（於ペトログラード。5月4～28日）に持ち込まれた模範要望書に示されたように、住民による公務員（должностные лица）の選挙制を求める気運が存在した。(56)農民が抱き始めたこの要求は、徹底した民主共和制の下に於る

公務員や学校教師の選挙制の条項を追加した。ボリシェヴィキ党の1917年4月の新綱領にまで連なる可能性をはらむものであった。こうした状況はВУС組合員教師にとり大きな脅威として映らざるを得なかったのである。

ところで二月革命後のロシアの地方自治機関（市会、県・郡の各ゼムストヴォ会議）においては、史上初めて普通選挙法に基づく選挙が行われたが、1917年前半の地方選挙で多

表Ⅳ－1　モスクワ市会選挙（6月25日）の結果(57)

エスエル	374,885票	58.0%
エヌエス	8,132票	1.3%
カデット	108,781票	16.8%
リベラル派連合	1,440票	0.2%
エヂンストヴォ*	1,506票	0.2%
メンシェヴィキー	76,407票	11.8%
ボリシェヴィキー	75,409票	11.7%
計	646,560票	100.0%

＊プレハーノフの率いるメンシェヴィキ右派グループ

数派を獲得したのはエスエル党であった。たとえばモスクワ市会選挙（6月25日投票）では、エスエルは58％の高得票率を示した（表Ⅳ－1）。また、ニージニ・ノーヴゴロド市会選挙（7月15日投票）では、アメリカの歴史家ローゼンバーグによればカデットが議席数で全体の4分の1以下、ボリシェヴィキーを含む社会民主主義ブロックが同じく3分の1であるのに対しエスエル派は約半数の議席を獲得した。(58)このような多数派をかちとったエスエルは各地で、県・郡コミサール、警察署長、ゼムストヴォ参事会議長など、地方機関が選出する公職に就いた。すなわち、労働者・兵士・農民のソヴェトに対立する、基本的に有産者の機構である臨時政府の地方機関の要職を占めたのであった。こうして、臨時政府の末端である地方自治機関をエスエルが自己の砦とみなす状況が生まれていた。(59)

事実上エスエルの手中にあったモスクワ市会では、その学校行政部門の責任者として教

育学者シャーツキー（Шацкий, С.Т. 1878－1934）と共に入ったのは、ВУСのエスエル系活動家の先述のポポーワであった。(60)地方自治体下の学校管理機構において、このようにエスエルが責任者となる、或は多数派を占めるという状況は、恐らくニージニ・ノーヴゴロドにおいても見られたであろう。ВУСの方針と地方選挙の結果からいって、これと同様の事態は全国的に少なからず生じていたであろう。

しかし、ここでも、ロシア革命の進行によってВУСは、長いしとねにつくことをゆるされなかった。ВУСの8月大会時には、革命情勢全般が新しい段階をむかえていた。

ВУСをとりまく情勢の新たな段階とは、こうであった。ロシアの人民は、「帝国主義戦争が……長引いていること、及び経済的崩壊と飢えを強め激化させているブルジョアジーを押える点での政府とソヴェトの無為に対して、当然且つ正義のこととして憤激」して、7月3－4日の自然発生的な大デモンストレ

ーションに入った。これに対して政府は武力弾圧で応じ、その際エスエルとメンシェヴィキーが政府・ブルジョアジーの側についてボリシェヴィキーへ向けた中傷に加わった（「7月事件」）。(61)そしてこれ以降、人民は、将軍・地主・資本家による反革命を体験することによって、急速に左傾化しはじめたのである。そのことは、労働者・兵士のソヴェトにおけるボリシェヴィキー派の増大、農民運動の激化・蜂起化、及び、メンシェヴィキーとエスエルの陣営におけるブルジョアジーとの

表Ⅳ－2　モスクワにおける1917年の3回の選挙にみる主要政党の得票率(62)

	市会選挙（6月25日）	区会選挙（9月24日）	憲法制定議会選挙（11月24日）
エスエル	58.0%	14.4%	8.2%
メンシェヴィキー	11.8%	4.1%	2.8%
ボリシェヴィキー	11.7%	50.9%	47.9%
カデット	16.8%	26.6%	34.5%

協調をめぐる動揺と革命派の成長・分裂となって現われた。

人民の左傾化は、さらにまた地方自治体選挙においても、ボリシェヴィキーの進出とエスエルなど中間派の後退として明確になりつつあった〔表Ⅳ－２〕。この点はとりわけ、エスエルが自己の砦と見なしている領域における出来事であったから、全ロシア教員組合の諸組織もまたこれを、いわば存亡に関わる新事態として受けとめざるをえなかった。

こうしてВУСは、二月革命当初の方針に沿ってロシア革命に参加する中で、人民に対して浅からぬ恐怖感を抱くに至り、国民教育における徹底変革の態度を変更したのであった。

８月大会の採択した、国民教育委員会に関する決議及び学校自治に関する決議は、結局、地方教育事業管理機関と学校の職員会議という二つの砦を教員組合の掌中に収める方向、つまり民衆学校を当の民衆から遠ざけることを辞さないとするВУСの態度の表明であった。

他方、BYCの創立以来の目標である「統一学校」の実現（学校制度におけるブルジョア民主主義化と呼びうるであろうう）に関して、大会が表明した見解は、

「4年制初等学校の課程を終えた者のうち進学希望者全員を無試験で入学させるに充分な数の高等小学校と、中学校の対応する併設学級とを開設すること。」又び「高等小学校の課程の修了者を外国語履習から免除し、無試験で入学させるに充分な数の新しい上級3学年のギムナジアを開設すること」(63)

を核心とした、政府に対する〝要望〟であった。大会は統一学校実現に関する独立した方針決議を打ち出さなかったのである。今この要望の内容を、われわれが第II章で分析したところの臨時政府の中等学校「改革」と突き合せるならば、BYC大会の要望のもつ独自性は、政府が欠落させた、小学校からの進学保障を要求した点にのみ存したと言っても過言

ではなかった。かくしてBYCは、統一学校の実現において、戦線を臨時政府にほとんど譲渡したのであった。

ところで大会はもう一つの予定された課題を解決しなければならなかった。BYCじしんの組織問題、つまり、規約改正と役員選挙である。8月大会の検討の最後に、これを取り上げよう。

規約改正については、先の4月大会の時点より既定の方針に属した。BYC評議会は大会直後より、4月に採択した規約を臨時規約として扱い、なかんずく、組合の基本要求と闘争方針をふくむ第一条の、一般に綱領と呼ばれる諸項目を大会討議に付すことを日程に入れていた。(64) 8月大会では、組合規約・綱領小委員会と大会総会とを通して議論されたが、今その内容は知りえない。改正は第一条の内容の三個所に及んだ。

一点目は、組合の基本的任務への項目追加である。それは、「国民教育事業における教

育科学的原則（научно-педагогические принципы）の実現をめざす闘争」というものであった。この追加については、恐らく中学校活動者組合の規約に明記される「科学的教育学 научная педагогика ……の原理に基づいた学校の組織化」をзус規約にも取り入れよ、とする中学教師側の提案があったものと思われる。(65)

二点目は、зусの闘争の形態に関する改正である。すなわち第一条・基本的任務の(ｲ)項の条文の「教員の権利上の、及び文化的、経済的利益のための」以下は、次のように改められた。

旧）労働者階級のあらゆる階層のこれと同種の闘争と調和した闘争

新）教師の専門の諸特性（особенности учительской профессии）に則った、勤労民主勢力のその他の職業組織のこれと同種の闘争と調和した闘争(66)

既にこの4月の再建の時より、労働者の組

合と一線を画した教員組合像を事実上追求してきたВУСは、こうして規約の上でも〝労働者ばなれ〟を確認したのである。(67)又、ここにみられる教師の専門性の強調は、中学教師層の主張の影響を多分に受けたものだった。

改正の第三点は、組合の綱領的要求の一つである宗教教育にかかわるものである。すなわち、第一条ア)項の㋑、公立学校の課程からの宗教教育の「除外（исключение）」を、「非義務性（необязательность）」と改めるものであった。(68)この改正は、もちろん、1905～7年の革命期に社会民主主義派もエスエル派も一致してВУС綱領の中に定式化したところのブルジョア民主主義的教育要求を棚上げすることを意味した。ところでВУСは学校における宗教教育に関して既に1917年4月の大会決議において、「この問題は人民大衆の伝統的信念に抵触している故に、政治戦術の観点より甚だ複雑である」との露骨きわまりない表現を用いて大衆追随姿勢を示したうえ、「ごく近

いうちに可能」で、且つ「特段の疑問を惹き起さない」程度の改革は「〔除外ではなくて〕ただこの科目の義務的学習からの生徒の免除のみ」であろう、という要求ラインを確認していたのだった。(69)さらに、このようなBYCの要求ラインは、国民教育国家委員会においても多数派を得ており、この5月来、決議或は法案として具体化するべく検討に付されていたのである。こうしてBYCは、宗教教育の非義務性という改正規約によって、カデットの中学校教員組合との思想的共通点をもう一つ具体化したのであった。

以上のように、8月の規約改正は、大会諸決議同様、BYCの民主性・戦闘性の放棄、リベラルの中学教員組合への接近を示すものであった。

次の、この大会における選挙の目的は、組合の執行機関である評議会のメンバーと国民教育国家委員会へのBYC代表とを改選することであった。この結果、ゾロタリョーフ、ゲ

ールド、グレーヴィチ、イォルダンスキーらのВУСの従来の中心的指導者たちは、いずれも高順位で評議員兼国家委員会委員として再選された。その他すでに周知の活動家に関していえば、チェーホフは評議員として再選を果たせず、評議員候補にとどまった。また、ピンケーヴィチとシーシキンはこの選挙にまったく顔を出しておらず、共に評議員を下りた模様である。チャルノルースキーは従来と同様、ВУСの評議員にも、同選出国家委員会委員にもなっていない。チャルノルースキーは、ВУС代表（уполномоченный）のペトログラード労働者・兵士代表ソヴェトのメンバーであった。(170)そして、同ソヴェト代表として国民教育国家委員会の委員となっていた。ともあれВУС指導部は信任されたのであった。

加えて、この選挙に関して注目されるべきは、カデットの進出であった。新たに選出された者のうち、少なくとも次の3名の活動家はカデットであった。すなわち評議員兼ВУС

代表の国家委員会委員に選出された中学教師のティリチェーエフ（Тиличеев,Ю.А.）、および、相並んで国家委員会委員選挙では次点にとどまったがВУСの評議員候補に選出された、モスクワの2人のギムナジア教師、エス・スミルノーフ（Смирнов, С.Г.）とアルフェーロフ（Алферов, А. Д.）である。

このうちアルフェーロフは、かのブロンスキーも又のちに高い評価を与えたところの、中等学校のロシア語教授法に関する一書を著わした程の、それなりに有能な国語教師であると同時に、中等学校活動者組合の指導部の一員であり、さらに、モスクワ市会議員（カデット）でもあった。こうした実力を買われて彼はこの年3月初め、新設の学区総監補佐のポストをすすめられたことがあった。また、もう一人のギムナジア教師、エス・スミルノーフは、ブロンスキーが「ギムナジア世界におけるまるでカデットの聖像のような人」と形容したところの、長老的な国語教師で、こ

の春の中等学校活動者組合の結成集会の議長をつとめた活動家であった。(71)スミルノーフはこのBYC8月大会の後、臨時政府教育省のカデット次官群（第四節を参照）の一員となってゆく。

今や、このような実力を備えた名士のカデット教師がBYCの指導部の一角を占めるのであった。彼らはロシアの学校教師層の間におけるカデットの既成の権威を利して、この間、BYCの思想的、政策的方向づけに対してブルジョア的な揺さぶりをかけてきたのであった。

以上、本節における考察は、BYCが1917年8月の再建第2回大会において、従来より掲げてきたブルジョア民主主義の教育改革実現の幾つかにかんし、明確なる原則的後退を承認・定式化したことを示した。

第4節　教育省と教員組合・国家委員会の新しい関係

長い政府危機の後、7月24日、ケレンスキー（Керенский,А.Ф.）を首相とした第二次連立政府が成立した。この政府は統一した政策プログラムをもたず、ブルジョアジーの政治代表部たるカデット党、ならびに労兵ソヴェトと農民ソヴェトで目下多数派たる協調派の「社会主義」諸党（エス・エル、メンシェヴィキー、

エヌ・エス）の「各派が勝手な立場からケレンスキー信任の一点でのみ結びついて結成された」と評しうる、ごく弱体な政府であった。(172)この連立の各派の共通基盤は、基本的に、帝国主義戦争の継続とソヴェト内左派（ボリシェヴィキー、エス・エル左派など）の強大化の阻止とにあった。

臨時政府・教育省下の国民教育国家委員会の結成如何を追跡するわれわれとしては、ここでは、カデットが上の第二次連立の組閣の過程において、連立参加条件の一つに、全閣僚はその良心に責任を負うべきであり、「いかなる委員会や団体」の干渉にも左右されないことを含めていることに留意しておこう。(173)

新教育相として入閣したのは、科学アカデミー会員、ペトログラード大学教授（東洋学）でカデット党中央委員のオリデンブールグ（1863－1934）であった。彼の就任後最初の演説は、7月26日、開会中の第四期国民教育国家委員会総会にはじめて出席した際に行わ

れた。

その中でオリデンブールグは、「最近の諸事件、わけても7月3－5日のペトログラードの事件は、広範な住民大衆がいまだに置かれている無知蒙昧のさまを明瞭に浮びあがらせた。」「このような悲惨な現象の一掃のために、国民教育事業のごく広範な、精力的な展開が必要である」と述べて、革命運動に合流しつつある民衆に対する文明的手段による鎮静化をめざす、ブルジョアジーの立場からの教育政策理解を率直に言い切った。(24)

オリデンブールグ下の教育省は、前任大臣マヌイロフの下から唯一残留した次官プレオブラジェーンスキー（Преображенский,П.И. 千月7日着任。7月2日～24日の大臣空白期間には教育省長官つに加えて、3名のカデット中央委員を次官として登用することによって、体制強化された。3名とはすなわち、ヴェルナーツキー（Вернадский,В. И. ）教授（8月1日任命）、この5～6月には第一次連立政府の厚生次官

を務めた、著名な校外教育活動家のパーニナ伯爵夫人（同14日任命）、及び現役のキーエフ学区総監のヴァシレーンコ（Василенко,Н. П.）教授（同19日任命）である。(175)このうちパーニナ伯爵夫人は、教育省内の校外教育の専門の部局を組織することを任務としていた。彼女は、この後、9月26～29日には校外教育に関する特別協議会を招集する。(176)

以上のように、ブルジョアジーの教育政策の分野における主導権をソヴェト側に譲るまいとする姿勢は不動であった。しかしオリデンブールグは国民教育国家委員会に対しては、前任のマヌイロフとは異なる対応を示した。

先の7月26日の演説においてオリデンブールグは、「昨今の活動を通して委員会が提起した諸問題に関し、省と委員会の間に見解の相違は原則として存しない」ことを指摘したのであった。(177)

国家委員会委員たち、なかんずくВУС代表委員たちは、面前で行われたこの演説を新大

臣の施政方針として真に受けた。ピンケーヴィチは、ただちに『ノーヴァヤ・ジーズニ（新生活）』7月28日付第86号紙上で、これによってオリデンブールグと国家委員会の関係は好転するだろう、との期待を表明した。(178) また、イオルダンスキーは『人民教師』誌上に、教育相は「委員会の準備した法案を、差当り最も急が少るものだけでも、〔新学年度以前に政府が〕承認することは……焦眉の急……であると認めた」と書いた。(179)

このように今や、BYC、国家委員会の側には、かつてマヌイロフ教育相退陣の直前までは、このブルジョア大臣との対立の種となっていた国家委員会の法制化要求などの強硬主張は、見出せなかった。

国民教育国家委員会はオリデンブールグの上の発言をもって好機到来となし、この第四期（7月20～30日）には、法案のみならず教育省回章や決定等の案の作成にも取り組んでゆく。こうして、その中で、新たに開設さ

る高等小学校への公務員の任命の問題にかんする学区総監回章の案、1917／18学年度の入学許可条件にかんする教育省決定の案、高等小学校並びに中等教育機関の職員会議の権限にかんする臨時規則、政府立並びに私立教育機関の管理に携わる学区の行政機構の変更にかんする臨時規則、教育省立二級制農村学校のゼムストヴォ移管にかんする教育省回章の案、高等小学校の地方自治機関への移管にかんする規程の案、等を作成した。(80) これらは、9月の新学年度より施行されることを意図した諸案であった。

いっぽう全ロシア教員組合は8月大会後、国家委員会作成の上記の案の法令化への後押しを一つの狙いとして、教育大臣交渉を試みた。そして大臣オリデンブールグはそれに対して一定の「成果」を上げせしめたのである。

Вус評議会は8月末、「国民教育国家委員会の構成員となっているВус評議員が教育大臣と直接に交渉（сношения）した結果、省が近

日中に臨時政府に対して一連の法案の提出を行う予定であることが明らかになった。これらの法案によって、……学校の地方分権化、統一学校の原則の実現、……に端緒が置かれることになるだろう。」という呼びかけに始まる『組合に加入している全教員組織に訴える』を発表し、その成果として教育省側の法案の概要を知らせると共に、これに伴う教員の新年度以前の準備行動を提起した。

ВУСの『訴え』は、続けて、

「これらの提出予定法案が大半においてその基礎としているのは、国民教育国家委員会が全ロシア教員組合の代表団の積極参加の下に、並びに本年4月に開かれた全ロシア教員代表者大会がこの代表団に与えた指示に従って、作成したところの案なのである。だが実際、教育省の提出予定法案は、〔国家〕委員会の提案とは異なっている。望むべき決断性を幾つかの点でそこから骨抜きにしており、幾つかの個所でそれと本

質的に食い違っているのである。」
と述べて、評価を下す。しかし教育省に対する非難めいた言葉は今や『訴え』のどこにも見出されなかった。この評価の結びは、「だがそれにもかかわらず（всё же）、国民教育改革の日程に上った諸法令〔教育省の提出予定の〕は、きわめて大部分、教員自身の創造物であり、教員の理性と感情に近いものであると認めることが出来る」であった。(81)

それでは、われわれは、その教育省の案のうち、注目すべき一つを具体的に検討しよう。事例は、教育行政の地方分権化の重要な一環をなす「学区」の改革である。

4月の全ロシア教員大会の決議は、学区の改革にかんして

「学区の下に、教育省の下の委員会とほぼ同様の構成をもつ、協議委員会の設置。学区の存続は学校管理における地方分権制度の実現以前は有りうべきことと思われる。」(82)

と規定し、協議体を設置した漸時的廃止の方向をめざしていた。

国民教育国家委員会は、まさしく上の方向を引きつぎ、7月末第四期総会において作成した、先述の「学区の行政機構の変更にかんする臨時規則」案の中でそれを以下のように具体化した。すなわち、

「……学区総監並びに第2項の手続きで選出される4名を構成員とする、学区評議会（учебный окружной совет）が設置される。

2. 学区評議会員は、学区協議会（окружное совещание）において選出される。この協議会は、1917／18学年度の開始以前に、学区の事務機関の所在市において、学区総監によって召集される。

3. 学区協議会には、学区を構成している各県より8名宛が招致される。その内訳は、県ゼムストヴォ参事会の任命による者4名、全ロシア教員組合代表2名、農民代表県ソヴェトより1名、兵士・労働者代表県ソヴ

エトより1名、である。」(83)
というものである。したがってこの国家委員会提案は、先に検討したところの、5～7月の各県・市の段階の教育委員会の構成経験をベースとした案であった。県ゼムストヴォ参事会の裁量の拡大されている点は、この間の地方自治体選挙におけるエスエルの優位を考慮したものであろう。

ところが8月末、ВУС評議会が新教育相より引き出した学区改革にかんする法案の概要は、ВУСの『訴え』によれば、次のとおりであった。つまり、「学区総監を長とした臨時学区委員会（временный учебно-окружной комитет）の設置によって、漸時的廃止期間中、学区行政機構を改革する。」この臨時学区委員会は①総監、②教育大臣により任命される者2～3名、③特別・学区協議会（особое окружное совещание）により選出される者3～4名で構成され、さらに、特別・学区協議会（これはВУСじしんも呼ぶとおり、学区選挙人集会 избирательное окружное сове-

щание を意味するうについては、学区総監がごく近日中に、県ゼムストヴォ、県庁所在市、県教員組織、県父母組織より選出される1県当り10～11名の代表を、各県から召集する、というものであった。(84)

可能性から現実性に近づいた学区改革案は、こうして、諸ソヴェトの代表が入るような革命性、民主性は「骨抜き」にされ、しかも総じて政府・中央主導型になり、地方分権化の意義をごく弱めたのであった。

以上のようにВУС代表・国家委員会メンバーの教育相交渉による、国家委員会作成プランの実現追求の結果が示すところは、ВУС・国家委員会側の教育制度民主化の後退の受け入れと政府・教育省（ブルジョアジー）への歩み寄りであった。

このような法案であったが、これもついに、法となることは出来なかった。

コルニーロフ将軍の率いる反革命軍に対す

る態度を巡って、事実上これを支持しているカデットと、エスエル・メンシェヴィキーとの間の対立の激化する中で、第二次連立政府は崩壊したのである。

オリデンブールグは、カデットの方針に沿って、8月27日、教育相を辞任していた。

第5節　国民教育国家委員会の構成と活動

1917年5月に結成され、その後活動を続けている国民教育国家委員会の組織構造、人的構成、その活動目的などはいかなるものであったか。以下にそれを概括する。

委員会の代表構成に関しては、「事後承諾で」（イオルダンスキー）結成されたこの委員会じしんと教育相ペヌイロフとの間に一応成立した合意の結果、当初の改革委員会側の設置案に対して、一定の変化が生じていた。1917年9月初めのイオルダンスキーの記録に基づいてそれを記せば次のとおりであった。(85)

つまり、全ロシア労・兵ソヴェトの代表数が7名増の15名に、全ロシア学生組織代表1名は不参加に、民族団体代表は6名増の16名になった。そして以下の5団体の代表が新た

に参加することとなった。（丸囲数字は便宜のため）

⑬全ロシア国民教育ゼムストヴォ活動家連合（Всероссийский Союз Земских Работников по народному образованию）――5名、⑭全ロシア国民教育都市活動家連合（Всероссийский Союз Городских Работников по народному образованию）――3名、⑮全ロシア父母団体連合（Всероссийский Союз Родительских Организаций）――2名、⑯全ロシア鉄道員組合（Всероссийский железно-дорожный Союз）――1名、⑰カザーク軍連合（Союз казачьих войск）――1名。

以上の変動の経緯に関しては、ВУС選出の国家委員として事情を知悉するイォルダンスキーは何ら語らず、ただ、「委員会構成員は大臣〔マヌイロフ〕によって承認された（одобрен）」と記すのみである。だが以上のことは次のような意味を有するものであった。

すなわち、一つには、政府・マヌイロフの側は、上記の諸団体のうち、先に第二節で見たように当時保守系の組織である⑮及び、こ

の年8月のコルニーロフ反乱に加わる周知の反革命軍事組織の一つである⑰の国家委員会参加と学生代表の参加取り下げを要求し、他方、ВУС、労・兵ソヴェトの側は、同ソヴェト代表の増員や当時エスエル派が指導部を握る⑯の鉄道員組合などの参加を要求した。(86)換言すれば、委員会の出自構成が臨時政府・ソヴェト間の対立点の一つとして存続したことであった。

二つには、ВУС、労・兵ソヴェト側は「事後承諾」でこの国民教育国家委員会を発足させ、しかもソヴェト支持の諸代表を増員しながらも、新しい委員構成（即ち委員会設置令の案の書き換を意味する）について教育大臣の同意を求める〝弱い〟立場を取り続けたことであった。

ところで、ソ連邦の教育史家ベーンドリコフによれば、上述の諸団体と共に「上級学校改革委員会」も又、この国家委員会に代表を送っている。(87)これは以下のことを意味した。

すなわち、上級学校＝高等教育機関の改革に関しては既に見たように、教育相マヌイロフを含むカデット系大学教授層のイニシャチヴで上記「改革委員会」＝諮問機関の設置と改革の法制化がこの3月より進められていた。そしてこれに関する事項を国民教育国家委員会の管轄に含めよとの、5～6月のソヴェト・社会団体側の対政府要求は、事実上、敗北に終っていた。つまり大学改革は、ほとんどブルジョアジーのみの手に握られていたということであった。

なお、ВУСは代表数を15名から30名に増員するよう要求する8月大会の決議を国家委員会に持ち込んだが、これは、同委員会により承認されなかった。

構成をめぐる以上のような変動の結果、委員会は量的には、当初の〝総数11団体代表74名プラス次官クラス〟から〝15団体の98名プラス次官クラス〟への増加を示した。しかし実際には委員会の諸会議に出席したのは、以上の構成代表

のうち50～60％にすぎなかった。(88)また、「全ロシア労働組合組織は4名の代表を出すはずだったが、実際に派遣されてきたのは1名――ルナチャールスキー〔Луначарский, А.В. 1875－1933〕だけであった。しかもボリシェヴィキ党の影響力の強まった頃、つまり国家委員会の存在のおわり頃になってからであった。」と、ベーンドリコフは書いている。(89)このような不安定もまた、激動のロシアの一時期をよく示すものであった。

委員の選出母体の多様性は、この委員会の仕事にメリットを生むものと期待されていた。「しかし、これは生まれなかった。」委員の「ほとんど75％が教育家及び国民教育活動家だった。教師は著名な大学教授から小学教師に至るまで居た。」農民代表ソヴェトは、ほとんど全員小学教師を代表として派遣した。また、全ロシア都市連合と全ロシアゼムストヴォ連合も同様の方法をとり、教師、教育学者をもって自らの代表とした。都市連合は先

述のギムナジア教師、アルフェーロフとエス・スミルノーフその他を、一方、ゼムストヴォ連合は教育学者セロポルコー（Сероπолко,С. О.）その他を、各々派遣したのであった。(90)

国民教育国家委員会の機構とその人的配置は次のとおりであった。(91)

- 国家委員会議長――教育大臣（臧権）。
- 同副議長（委員会内で互選）――チャルノルースキー（ペトログラード労兵ソヴェト代表）。イォルダンスキー（全ロシア教員組合）。ピンケーヴィチ（ペトログラード労兵ソヴェト）。8月以降ピンケーヴィチに代ってヤ・グレーヴィチ（全ロシア教員組合代表）。
- 同書記――ヴェ・ゼレーンコ（全ロシア教員組合代表、8月以降ペトログラード・ソヴェト代表として）。
- 同事務局長――チャルノルースキー。
- 同事務局次長――シーシキン（全ロシア協同組合大会代表）。後にヤ・グレーヴィチ。

国家委員会の指導的部分はこのように全ロシア教員組合の指導者たちで占められていたのである。たしかに、ВУС代表とペトログラード・ソヴェト代表とを使い分けるごとき、選出手続における民主性の弱さ、非合理性は、委員会全体のはらむ独自の問題であった。(92)しかし、この弱点をふくめて、上の国家委員会指導部の人的配置は、委員会全体の思想・政治傾向の一つの反映であった。

国家委員会は、さらに、各問題別の委員会（Комиссия）をつくった。その名称と議長名は以下のとおりである。(93)

1．総括問題委員会――チャルノルースキー
2．就学前教育委員会
――ア・ゼレーンコ（Зеленко,А.У.）
3．初等教育委員会――イオルダンスキー
4．高等小学校・中等学校委員会
――ゲールド
5．教員セミナリヤ・師範学校委員会

——ピンケーヴィチ

6．教員の物的状態・法的地位の問題検討委員会　——ヴェ・ゼレーンコ

7．各種官庁立学校の一括管理への統合計画立案委員会——クリュージェフ（Клюжев,И.С.）

8．全員就学、教育無償化、普遍教育の保障の問題検討委員会　——ヴァーフテロフ

9．民主的学校の全般的建設に伴う高等教育の問題検討委員会　——ヤ・グレーヴィチ

10．正字法改革の実施の問題検討委員会

——エス・スミルノーフ

11．国民教育国家審議会の召集の問題検討委員会　——ゾロタリョーフ後にゲールド

12．校外教育委員会　——シーシキン

13．職業教育委員会　——ヤ・グレーヴィチ

この他、必要に応じて、異常児の教育と保護委員会（議長オルシャーンスキー Оршанский,Л.Г.）や、(94)民族教育委員会、教授ミニマム検討委員会などがつくられた。

これらの各委員会ごとの活動内容は一、二、

を除き、あまりよく判っていない。

就学前教育委員会の指導者アレクサーンドル・ゼレーンコ（1871－1953）は、シャーツキーらと共に「夏季児童労働コローニャ」の設置（1905年）やセツルメント運動に参加（1906～9年）した後、1911年からこの年にかけてモスクワのシャニャーフスキー人民大学において講座をもち、そこでアメリカ・ヨーロッパの新しい学校の概観、子どもの社会的教育（子どもサークル、クラブ）、学令前児童のお話と本、等を講義していた進取の有能な教育学者であった。(95)

諸学校の管理統合委員会のクリューゾェフ（1861－？）は国民学校視学官の出身で、サマーラ市会下の学校委員会・同県ゼムストヴォ監査委員会の各委員を経験し、第三国会に引き続き現に第四国会議員（オクチャブリスト）であった。たしかに、この委員会の予想される課題にふさわしい人物であった。

エス・スミルノーフは国語・国文学が専門

のギムナジア教師で、彼もまた、グレーヴィチの言葉によれば「経験ゆたかで権威ある教育学者」であった。(96) 立場はカデットであった。

国家委員会の各専門委員会の指導理論家たちは、上のような数人を除いて、その多くは、ВУС指導部を兼ねるナロードニキ系の教育学者・社会活動家だったのである。

専門委員会の一つが当てがわれ、ВУС委員長のゾロタリョーフが担当した国民教育国家審議会（Государственное совещание по народному образованию）の召集の問題とは何だったのか。

教育相マヌイロフはこの4－5月、初等・中等学校改革における主導権をとるべく「学校改革大会」の召集を計画していた。ВУС及び社会団体側はそれに対抗するために、5月17日の国民教育国家委員会の設置要求の提出以後、その「大会」に代わる機関の召集を企画した。それがこの国民教育国家審議会であった。審議会は、6月末に国家委員会の法的承認をめぐってマヌイロフとソヴェト・ВУС

側が決裂して後は、その承認のためのソヴェト側の支持結集機構としての意味を帯びた。7月1日付『イズヴェスチャ』紙掲載の全ロシア・ソヴェト大会決議は、国民教育国家審議会（於ペトログラード。8月10～20日召集）のために全国の労働者・兵士・農民の諸ソヴェトに代表を派遣するよう呼びかけたのだった。(97)

しかしこの審議会は結局、開かれなかった。直接の理由は定かでない。恐らく、この代表派遣の呼びかけの後、当初予期しない国家の進路に関わる諸事件の継起する中で、各地の諸ソヴェトにとり、教育問題のみのために首都へ代表派遣することの相対的意義が低下したためであろう。もとより、7月24日の第二次連立政府の成立以後は、第四節に見たように、国民教育国家委員会の法制化の課題は後景にやられていたのであった。

さて、国民教育国家委員会の活動は各総会をもって区切られた。総会は、次の表のよう

表Ⅳ－3.国民教育国家委員会の総会開催日(98)

Ⅰ	5月21－24日
Ⅱ	6月4－10日
Ⅲ	6月28－7月1日
Ⅳ	7月20－30日
Ⅴ	8月3日。臨時
Ⅵ	8月21－26日
Ⅶ	11月19日。臨時

な日程で開催された。各総会の間の時期には専門委員会が活動していた。諸会議の定足数は十分の一であった。総じて、地方選出の委員の出席率は低いものだった。

国家委員会の議長である教育大臣、とりわけマヌイロフはこの委員会の会議に対して珍客であり、従ってかれの代理すなわち次官が議長をつとめる場合が多かった。教育省側は委員会側の代表の不在の時に法案を作成することを狙った。また、双方の同席する会議で、省の役人達から委員会の活動家に対して官僚

主義であるとの非難が投げつけられ今度は、似たような非難が省のほうに向けられる。そんな場面も生れた。(99)

このような対立の結果が、6月末の、第三期総会におけるマヌイロフと国家委員会の決裂であった（第二節参照）。

そもそもこの国民教育国家委員会の自ら定めた任務は、委員会の活動の一般指針たる『国民教育改革問題の検討に際し国民教育国家委員会によって採用されるべき指導命題 Руководящие положения,принятые Государственном комитетом по народному образованию при разработке вопросов о реформе народного образования』の冒頭にいう、「憲法制定議会もしくは立法機関によって確立される近の臨時の国民教育関連諸法の立案」であった。(100)そしてこれは、さらに、イオルダンスキーによれば、以下の分野にわかれた。第一には「夏休み後半に施行される、地方の教育行政部門を組織する臨時規則の作成」という「もっとも急がれる仕事」であり、第二には「憲法制定議会に

おいて国民教育基本法が出来上る迄、すべての段階の学校の現場を秩序だてる臨時設置令の立案」であり、これらに伴う、「憲法制定議会のための立法活動資料の準備」であった。(101)

上の指導命題においても、委員のイオルダンスキーにおいても、言わずもがなの理想の政治体制とされているのは、専制以後のブルジョア共和制であった。この点では臨時政府は矛盾を見出さなかったから、国民教育国家委員会に対して活動費として75万ルーブリを支出し、他方、諸会議には事務職員を派遣した。(102)

国民教育国家委員会はこうした任務と条件の下に活動したのである。

第三期総会つまり6月末までに、国家委員会は次のような決定を行い、このうち法案については臨時政府提出と承認を求めて、教育相マヌイロフに引渡した。すなわち——

①国民学校視学官・学務主事の職制の廃止

に関する臨時規則

②学区の廃止に関する臨時規則

③県、郡及び市における学校管理並びに国民教育事業管理機関に関する臨時規則――この法案は、まず、「現在教育省の所轄に置かれる初等学校、高等小学校、中等学校及びその他の学校の管理、並びに地方における国民教育事業の管理は、県並びに郡ゼムストヴォ及び市自治体に移される」と述べ、そのため「ゼムストヴォ制施行の県においては、郡並びに県ゼムストヴォ及び市臨時国民教育委員会を設置する」と規定した。

④新正字法の施行

⑤住民の憲法制定議会への準備教育のための国庫支出の必要に関する決議

⑥学校に教科書と用紙を供給する事業における危機の防止措置に関する指示

⑦住宅費・暖房費別の1200ルーブリの小学校教員の最低賃金の確立に関する立法の提案

⑧上級の諸学年で構成される男子・女子ギ

ムナジア、中等諸学校、及び高等小学校、師範学校、教員セミナリヤにおける職員会議の構成員追加と選挙原理の導入に関する臨時規則
等である。(103)ここでは、まさしく、先に「もっとも急がれる仕事」に属するとされた、幾つかの臨時規則の作成が行われたのである。

しかしその結果は、新正字法の施行を除いてどれ一つとして政府に容れられなかった。その他の作品は、教育大臣は国家委員会の執行機関にはならぬと主張するカデット、マヌイロフによって政府に提出されず、教育大臣官房の文書庫に送られたのであった。

また、この後の、マヌイロフと異なる、オリデンブールグの好意的対応の下に作成された、国家委員会の7～8月の諸案も法として日の目を見なかった。これは第四節で述べたところである。

かくしてロシアの学校、なかんずく小学校は9月の新学年度を「旧来の学校法規の有効

のままに、或はヨリ正しくは失効の下で、旧権力代表の健在のままに、また或る所ではその物理的不在の下で、地域における学校と学校運営の活潑・明朗な組織のうちに、或は又どこかでは奪取による組織や自己流の組織のうちに」迎えた、とイォルダンスキーは書いている。(104)

このように、ВУС及び国民教育国家委員会の活動は、紙上の宣言に終ったといっても過言ではなかった。

そもそも、めざされた第一歩である国家委員会の法制的確立さえ未だ果していなかった。この9月に、臨時政府下で3人目の教育相サラースキン(Салазкин,С.С. 8月19日、教育省長官就任。9月8日、大臣昇格。エスエル)が再度国民教育国家委員会の法制化の問題を臨時政府の審議にかけるべく試みたが、これも不首尾に終った。(105)

以上が、国民教育国家委員会をめぐる歴史的帰結であった。

全ロシア教員組合の指導部の中間派社会主義者あるいは小ブルジョア活動家は、二月革命後のロシアのブルジョア民主主義的教育改革の実施に際し、労働者・農民との統一した戦いではなくして、ブルジョアジーの政府との連合を選び、そしてこの路線をさらに進んだ。ВУС 4月大会の決議にいう「教育省下の協議会の設置」の提案を上回る「国家委員会設置」の要求を、5月、教員組合の上から持ち込んだのが、すなわちそれであった。

結局は「事後承諾」で発足し、教育省とのきわめて曖昧な協調関係の下に活動を続けたこの国民教育国家委員会は、その組織手続きにおける弱点にもかかわらず、ВУСの8月大会時に見たように、一定の教員大衆の期待を引き留めた。しかし、教育改革推進機関として強力な存在となることは出来なかった。この点は、「国家委員会の作業そのものが、地方の活動家との生きた、確固とした結びつき

を持たないまま、幾分孤立した状況のうちに進められた」(106)と教育雑誌に書かれた事情と表裏一体であった。そしてこれらには、革命情勢の深化と、連立政府をめぐる協調派社会主義諸党の劣勢が併行していた。

カデットが座を占める政府教育省は、以上の事態を見抜いて、国民教育国家委員会に対する〝強い〟態度を取り続け、この協議機関を、教師や人民大衆を慰撫するための統治機構の一環として位置付けたのであった。

第Ⅳ章・註

(1) Н.Н.Иорданский.Государственный Комитет по народному образованию.НУ,1917,№21-22/сентябрь/,стр.6; К.Е.Бендриков.Вопросы народного образования при Временном правительстве."Народное просвещение",1927,№3,стр.110.

(2) Ф.Ф.Королев.Очерки по истории советской школы и педагогики /1917-1920гг./.М.,1958,стр.64. パーニナとオリデンブールグの党派について、W.G.Rosenberg.Liberals in the Russian Revolution: The Constitutional Democratic Party, 1917-1921.Prinston,1974,p.132n. なお、カラリョーフが同書においてオリデンブールグの名・父称をc.o.と記し、シーシキンのそれをн.д.と記しているのは、他の資料に照らしてみても、明らかに誤り。

(3) Иорданский,там же; Бендриков,там же.

(4) 4月27日のВУС評議会報告。НУ,1917,№ 15-20 /летний/,стр.4.

(5) НУ,№15-20,стр.5. 引用文中の〔 〕内は引用者による補足。以下同様。

(6) 人名についてのみ、НУ,там же.

(7) Бендриков.Указ.статья,там же,стр.110; Королев.Указ.очерки, стр.64.

(8) "Бюллетень Государственного Комитета по народному образованию",№ 1,стр.4 цит.по кн.: В.А.Зеленко.Практика внешкольного образования в России.3-ье изд.М.-Пг.,1923,стр.127.

(9) НУ,№15-20,стр.5.

(10) Там же.

(11) Зеленко.Указ.соч.,стр.127.

(12) Бендриков.Указ.статья,там же,№ 5,стр.110; Королев. Указ.очерки,стр.64.

(13) НУ,№15-20,стр.5; Бендриков,там же.

(14) НУ,№15-20,стр.13.

(15) Морданский.Указ.статья,стр.6; Зеленко.Указ.соч.,стр.127.

(16) 法制審議会 юридическое совещание は、高岡健次郎論文(「ロシア臨時政府に関する一考察(下)」、『スラヴ研究』No.17(1973)、159-160頁)に依れば、カデットの法学者を

擁しており、ほぼ臨時政府の法律対策部門に相当した。

(17) Королев. Указ.очерки,стр.65. なお、ベーンドリコフ論文には「マヌイロフ案では〔国家委員会に〕加わることになっていた全ロシア神の法教師連合（5名分のポストを要求したっや全ロシア父母委員会連合」との記述が見られるが、筆者は、資料的根拠を明記したカラリョーフ論文のほうをとった。См.Бендриков.Указ.статья,там же,№ 5,стр.112.

(18) Зеленко.Указ.соч.,стр.127.

(19) ソ連科学アカデミー歴史研究所編、蒂金豊訳『ロシア大十月革命史』、1967年、恒文社、99頁。長尾久『ロシア十月革命の研究』、1973年、社会思想社、212－213頁。

(20) Газ."Известия"от 27 июня 1917г.,стр.4.

(21) "Известия"от 1 июля 1917г.,стр.5.

(22) М.Т.Лихачёв.Буржуазная реформация управления народным образованием в России в предоктябрьский период/март-октябрь 1917г./. "Советская педагогика",1975,№7,стр.105-106.

(23) Л.М.Спирин.Классы и партии в гражданской войне в России.1917-1920гг. М.,1968,стр.40-44; Rosenberg,op.cit.,p.121.

(24) Rosenberg,op.cit.,pp.148-9.

(25) Ibid.,p.199.

(26) Иорданский.Указ.статья,стр.6.

(27) НУ,1917,№ 21-22,стр.11.

(28) Бендриков.Указ.статья,там же,№ 3,стр.110,112.

(29) この大会は当初、8月1～10日の開催予定だった。しかし、本論文の後段にも触れる事情により、ВУС評議会は、一旦は、9月末への開催延期を決定し、このことが7月22日付新聞によっても報道された。だが7月31日までに上京してしまった多数の地方代表の懇請により、第2回ВУС大会の8月8～12日の正規開催が決定された。

(30) НУ,1917,№ 23-24,стр.14. なお、比較のために、第一次革命期の教員の組合運動の最盛期には、小学校教師と教育活動家を中心とした全ロシア教員組合が12,250名の、全ロシア中等学校教員組合が700名の組合員を各々擁していたことを引いておこう。 Л.К.Ерман.

Интеллигенция в первой русской революции.М.,1966,стр.353; P.L.Al-

ston.Education and the State in Tsarist Russia.Stanford,1969,p.193.

(31) Ю.Оснос.Из послеоктябрьской истории интеллигенции. "Историк-марксист",1940,№ 8,стр.30.

(32) ここでは、ソ連邦において一般的概説書が挙げた、1914－15年のすべてのタイプの普通教育学校（小学校・中学校）の教師数、231,007名を念頭に置いている。（См. Е.Н.Медынский.Народное образование в СССР. М.,1952,стр.23.）われわれは、遺憾ながら、現在のところ、中等教育に関する統計を初等教育に関する程にも詳らかにしない。

(33) Н.К.Крупская/1925/.Первый Всесоюзный учительский съезд. Педагогические сочинения,т.2.М.,1958,стр.205.

(34) Крупская/1937/. В.И.Ленин и вопросы народного образования. Там же,стр.689.

(35) Крупская.Пед.соч.,т.1.М.,1957,стр.409-410.

(36) Л.Р.Менжинская.Первые шаги Наркомпроса."На путях к новой школе",1927,№10,стр.28.

(37) Оснос.Указ.статья,стр.29.

(38) См.НУ,1917,№ 29-30/ноябрь/,стр.10-13; № 31-32/ноябрь/,стр.14-

17. 『人民教師』誌は、ВУСの公式機関誌『全ロシア教員組合通報』より26本に上る決議を転載している。

(39) Распоряжение Временного правительства."Об упразднении городских, уездных и губернских училищных советов."НУ,1917,№15-20,стр.22. この命令は『人民教師』誌収録の資料に依れば5月3日付であるが、単純な誤植をまま許す同誌の性格を考慮して、リハチョーフ論文の5月8日説に従った。См. Лихачев.Указ. статья,СП,1975,№ 7,стр.103.

(40) НУ,1917,№15-20,стр.19-20. われわれがかつてその活動内容を紹介した「チェールヂニ教員互助会」は、この日の郡大会において「チェールヂニ教員組合」に改組された。

(41) НУ,1917,№ 27-28/ноябрь/,стр.12-14. "Учительство о школьном управлении". この資料は、ブルジョアジーの団体、全ロシア都市連合の発行の『教育学報』Педагогические Известия 』誌より転載された記事で、5月から7月末にかけての全国の地方紙の記事の豊富な引用を特色とする。『

人民教師』誌はこの転載資料に対し、「学校管理の機構の問題に対する教員の……諸見解を描き出す最初の試み」とのコメントを付している。ここには統治に必要な情報の把握に際しての教員組合に対するブルジョアジーの優越が現われていると言えまいか。

なお、ハバーロフスク市の「学校ソヴェト」には、本論文第Ⅲ章によってその成立事情が知られている「ハバーロフスク教師協会」が代表を送っている。

ペトログラード市ヴィボルグ区の事例についてはクループスカヤの論文「ヴィボルグ区参事会文化・教育部」(1917年10月発表)に依る。Крупская.Пед.соч.,т.1,стр.433 и след.

(42) НУ,1917,№ 27-28,стр.13.

(43) НУ,там же,стр.12-13. カザーン市では、どのレベルの決議であるのか不明であるが、「教師たちは、学校委員会には教員が全構成の50%以上入っていなければならない、『そ

うでなければ〔如何なる決定を行なおうともわれわれはそれを〕委員会決定と見なすことは出来ない』（7月29日付『カームスカヤ・ヴェーチェルナヤ・レーチ（カマ川畔の夕べの話題）』紙）と声明した。」といわれる。極めて強い調子である。

(44) П.И.Кабанов.Страницы из жизни педагога-историка. "История СССР",1969,№ 6,стр.144. この回想記事の筆者（当時ゼーヤ市の私立女子プロギムナジヤの歴史教師）は、4月4～8日の辺境区男女教員大会（於ハバーロフスク）において、この学校協議会を構成する5人の教員代表の1人に選出された。「五人組」と呼ばれた彼らは臨時政府のコミサール（人物はエスエル）の下で1917年5月から9月まで活動したという。この筆者は更に「古い学校制度と学校内部生活に加えられた変化はわずかだった。わが『五人組』は、まあ、ひと口に言って、主任視学官の下にあった頃よりももっと大量の命令の書き散らしをやって

いた。教科プランと教授要目は旧来のままだった。神の法と教会スラヴ語は、その授業が生徒にとり義務でないことが宣言されたにもかかわらず、従来どおりに教えられていた。教師の物的状態はますますひどくなっていった。」と回想記事にしるしている。

(45) 例えば4月16日、主教管区事務所内で開かれたモスクワ県教区立学校教員大会（ここにはВУСモスクワ・ビューローのイオルダンスキーも列席）は、組合結成とВУС加入を満場一致で採択した。この大会は議論の末、神の法教師（＝司祭）に対して決議権と投票権を与えた。この事から判断すれば司祭も又ВУС組合員となった可能性がある。この大会は、教区立学校の教育省移管と教員給与・学校維持費の国庫支出（従来は教会・修道院などの支出）、定員外教師の定員化、教区立学校監督司祭制度の廃止、主教管区学校協議会の構成改革（教員代表

の各郡1名宛、モスクワ市3名の加入、市自治会代表、市コミサール、労働者ソヴェト、農民同盟の各代表の招致つなどを決議した。 НУ,1917,№15-20,стр.20-21.

(46) НУ,1917,№23-24,стр.13. この大会資料は『全ロシア教員組合通報』からの抜萃転載。

(47) Там же.

(48) Там же,стр.13-14; №29-30,стр.10. 決議文の(1)、(2)項における下線部分は『人民教師』誌によるイタリック体の個所。(3)項のそれは引用者による。

(49) 地方の学校管理機構の新しい民主的な構成における教員代表と住民代表の比率如何は、この期の教育改革問題の一つのポイントであることは既に明らかになったが、これに関する要求は、先に本文の中で検討したところの5月以降の各地の教育委員会改革の試みに先立つものであった。例えば4月10～13日のベッサラビヤ小学校教員全県大会は、決議の中で「ベッサビヤにおける

国民教育事業はすべて、等しい数の教員と住民代表で構成される特別の学校委員会に統管されなければならない」という原則を打ち出していた（Т.А.Крачун.Очерки по истории развития школы и педагогической мысли в Молдавии.Кишинев,1969, стр.189, 191. ）。

(50) НУ,1917,№ 23-24,стр.15; № 29-30,стр.11.

(51) Там же.

(52) Н.К.Крупская.Школьная муниципальная программа. Пед.соч.,Т.1, стр.414-415. 邦訳：矢川徳光訳編『社会主義と教育学』（1972年、明治図書）所収。21－22頁。クループスカヤの提案のうち学校委員会の構成に関する彼女の言及は、「そこ〔学校委員会〕に入らなければならないのは、一方では、教員組合によって選出される教育家＝専門家たちであり、他方では、住民の中から選挙されたそれと同数の者（соответствующее число）である。」という個所である。因みに矢川氏は上のロシア文を「適当数のもの」と訳している。これは、語義の

一定の幅のため、誤訳とされるには当らないが、こうした委員会をめぐる1917年の問題状況、並びにクループスカヤの文脈から、その個所は「同数」と解されるべきである。

(53) Н.Попова.Задачи и организация Всероссийского Учительского Союза.НУ,1917,№10/март/,стр.4-5. 訳文中〝労働者の組合〟の個所の原文はсоюз рабочих。また、ポポーワの人となりについては、この論文の他に、当時はモスクワの私立女子ギムナジアの私講師であるブロンスキーの回想録(1930年代の執筆)に依った。П.П.Блонский.Мои воспоминания. М.,1971,стр.141-142.

(54) 具体例としてモスクワの中学教師たちの「学校自治」理解をヴィヴィッドに示す一場面をブロンスキーの回想録より引いておこう。「組合の或る集会を思い出す。友だ。私は演壇の上。職員会議に父母を参加させる必要があることを述べると、ピューピューという口笛や、シッシッという嘲笑が聞こえてくる。日頃はきわめて従順な人々、

女教師、生徒監（女子ギムナジアの）たちが怒りでひきつった顔をして、ピュービュー、シッシッというのである。私のほうは、異常なほど興奮した一人の男の教師が演壇にかけ上ったため、たまらずそこを下りた。嵐のような拍手の中でこの教師はわめき出した。私は、もし〝市電の女車掌か誰かりが職員会議で自分たち、教育者と並んで座るようなことになるのなら、私に対する侮辱だと思うだろう、と。」Блонский. Указ. соч., стр.137.

(55) 参照, Великая Октябрьская социалистическая Революция.Документы и материалы.Революционное движение в России в мае-июне 1917г. Июньская демонстрация.М.,1959,стр.413-414.Док.№ 359; Великая.... Документы и...Революционное движение в России в июле 1917г.Июльский кризис.М..1959,стр.472-473.Док.№418. 長尾久、前掲書、241-2、274-5頁。トロツキー（Л.Д.Троцкий）『ロシア革命史』（1930年）、角川文庫（改訳版、1972年）第1巻、524-6、528頁。

(56) Ленин.ПСС,т.34,стр.109. 邦訳全集第25巻、300頁。

(57) Rosenberg,op.cit.,p.165.

(58) Ibid.,pp.186-7.

(59) К.В.Гусев. Партия эсеров: от мелкобуржуазного революционариз-
ма к контрреволюции./Исторический очерк/.М.,1975,стр.124,128.

(60) Блонский.Указ.соч.,стр.141-142.

(61) Ленин.ПСС,т.34,стр.145. 邦訳全集第25巻、342頁。

(62) Rosenberg,op.cit.,p.274 ; Гусев.Указ.соч.,стр.127-128.

(63) НУ,1917,№ 23-24,стр.16.

(64) НУ,№ 15-20,стр.3,4.

(65) Ю.А.Тиличеев.Единый фронт Учительства в борьбе за единую шко-
лу и сепаратизм в среде учительских организаций. Журн."Новая шко-
ла",М.,1918,№ 5-6/февраль/, стр.311. 8月大会における規約改正に関して、文献的には現在のところ、この論文に依る他ない。この論文の筆者は、もっぱら中等学校活動者組合の側に立って、ВУСの接近を歓迎し、他方、「住民の非文化性」及び「中等教育の必要性への自覚のなさ」に対して非難を向けるなど、この頃のカデットの立場をとっている。

また、この雑誌『ノーヴァヤ・シュコーラ』について、ブロンスキーは、「事実上この組合〔中等学校活動者組合〕の思想の受け売り誌だった」と記している。Блонский.Указ. соч.,стр.143.

(66) Тиличеев.Указ.статья,стр.311.

(67) しかし、このвусが学校教師たちの労働組合となる可能性を依然として保持したことも又、確認されなければならない。8月大会が採択した決議の一つ、「教員の物的状態に関する」決議において、控え目な表現ながら、労働者階級の経験に学んだことをうかがわせる、以下のような方針が掲げられたのであった。

「3)大会は県・郡・市の組合機関に対し、教員の基準的労働条件 нормальные условия учительского труда (労働日の長さ、支払基準、労働の衛生条件、等)の検討のための特別委員会 особая комиссия を設置することを提起する。

4)地域最低生活費 местный прожиточный минимум を確

立するため、大会は市・郡・県の組合機関に対し、パリティー原則に基づいて組合代表と地方自治体代表〔＝雇用者側に相当〕とから成る特別協議会 особое совещание を結成するため努力することを勧告する。」

НУ,1917,№ 29-30,стр.12.

(68) Тиличеев.Указ.статья,стр.311.

(69) НУ,№ 13-14,стр.6.

(70) НУ,№ 23-24,стр.14-15; № 29-30,стр.9.

(71) "Новая школа",1918,№ 5-6,стр.263,267,310-313; Блонский.Указ. соч.,стр.134-136,143.

(72) 長尾久、前掲書、297頁。

(73) 同上、298頁。高岡健次郎、前掲論文（中）、『スラヴ研究』No.14（1970年）、51頁。

(74) Указ."Бюллетень Государственного Комитета...",№1,стр.14 цит.

(75) "Журнал Министерства народного просвещения",1917,№6,отд.1,стр. 37; №10,отд.1,стр.51,52; Rosenberg,op.cit.,p.132n.; Fitzpatrick,op. cit.,p.331n. なお、ВУСの評議員候補エス・スミルノーフの教育次官在任（第三節末を参照）期間は1917年8月末から十月革命時の

臨時政府倒壊までの間のことであった。根拠は、教育省人事に関する臨時政府命令を3月より8月下旬の分までカバーする上掲資料(『教育省雑誌』)においてはスミルノーフの発令について見出せないが、他方、グレーヴィチが1918年初めの論文の中でスミルノーフを「最近まで次官という教育大臣の下の要職に在った……教育家」と形容していることである。 Я.Я.Гуревич.Проект Государственного комитета по народному образованию о единой школе и его критик--по поводу статьи С.Г.Смирнова--."Новая школа",1918,№5-6, стр.263. なお、1940年にソ連邦の歴史家は、姓のみを挙げて、スミルノーフ、ヴァシレーンコ、フレーロフ Флеров の3名のВУС「幹部」は教育次官の地位に就いたと述べている。 Оснос.Указ.статья,стр.30.

(76) Зеленко.Указ.соч.,стр.128-133.

(77) R.P.Browder and A.F.Kerensky(ed.).The Russian Provisional Govermnt.1917.Documents.Vol.II,1961,Stanford,Doc.No.685,p.787.

モスクワ発行カデット紙『ルースキ

エ・ヴェードモスチ』1917年8月2日付第175号、3頁。

(78) Ibid.

(79) Иорданский.Указ.статья,стр.7. 文中の〔〕内と……の個所は引用者。

(80) НУ,1917,№25-26,стр.11,14-16; №27-28,стр.5-6; Ф.Ф.Королев.Февральская революция и народное образование. СП,1952,№ 2,стр.65.

(81) НУ,1917,№23-24,стр.5. なお、この記事中には「交渉」の日時や相手の大臣名は明記されないが、記事内容全体からこのように判断される。

(82) Там же,№13-14,стр.5.

(83) Там же,№25-26,стр.14.

(84) Там же,№23-24,стр.6.

(85) Иорданский.Указ.статья,стр.6.

(86) 1917年4月6～22日にペトログラードで「鉄道員組合創立・全ロシア鉄道勤務員・労働者協議会」が開かれている。その参加代表全体の4分の3は管理部門、事務部門の勤務員（一般事務、会計係、電報手など

って、４分の１が労働者 рабочие であった。代表者は概して無党派の者が選出されて来ていたが、この協議会全体の主導的立場を占めたのは、第一次革命期の鉄道員組合のエスエルの指導者であった。こうして全ロシア鉄道員組合の指導部は基本的にエスエルが握るのである。 См.: И.М.Пушкарёва.Железнодорожники России в буржуазно-демократических революциях.М.,1975,стр.70-71,344-349. この再建過程は、ВУСのそれとの若干の類似点を有するであろう。

なお、⑬と⑭の新手の二つの連合については現在詳らかにしないが、共に、国民教育活動家という、人民の側に立とうとする者の当時の幾分党派性を帯びた呼称からすれば、教育行政分野の自治体職員から成るエスエル、メンシェヴィキー支持の団体であると思われる。

(87) Бендриков.Указ.статья,№ 5,стр.112.

(88) Иорданский.Указ.статья,стр.6.

(89) Бендриков.Указ.статья,№5,стр.112. 国民教育国家委員

会に対するこの当時のボリシェヴィキーの態度については現在のところ不明である。ルナチャールスキー自身はのちに回想記事の中で、彼は「レニングラード〔ペトログラード〕の労働組合から派遣された」委員だったと記している。 А.В.Луначарский.Как мы заняли министерство народного просвещения. "Народное просвещение",1927, № 10,стр.124.

(90) Иорданский.Указ.статья,стр.6.

(91) Бендриков.Указ.статья,№5,стр.111. なお Лихачев.Указ.статья, стр.105. は、委員会の構成として、総会 пленум、執行委員会、執行委員会事務局 бюро の存在を言い、一連の委員会の名をあげている。リハチョーフとベーンドリコフの間の相違は、依拠した資料の違いか或はベーンドリコフによる彼なりの簡略化によるものであろう。本稿では、役職名と共に活動家名を列挙したベーンドリコフに依拠する。

(92) この点については、国家委員会の結成の意図に対する否定的態度をも含んだ、次の

ようなドキュメントがある。「全ロシア高等小学校教員大会〔7月25～31日。モスクワに於る〕は声明する。委員会の当初の結成の大義 принципы と構成員の補充方法は、大会〔この教員大会〕にとって余り明瞭ではなく、委員会の誕生の瞬間にも、又その後の活動期間中にも、公共性 общественность の原則が充分に全うされていないのではないかという臆測の存在をゆるすものである、と。」 ЦГАОР,ф.476,оп.1,ед.хр.26,л.5 цит. по кн.: Королев.Указ. очерки,стр.70.

(93) Бендриков.Указ.статья,№ 5,стр.111-112.

(94) Х.С.Замский.История олигофренопедагогики.М.,1974,стр.276. 邦訳：茂木俊彦他『精神薄弱教育史』（1975年。ミネルヴァ書房）、373頁。

(95) Педагогическая энциклопедия,т.2,столб.110.

(96) Гуревич.Указ.статья,стр.268.

(97) НУ,1917,№15-20,стр.13; Газ."Известия" от 1 июля 1917г.,стр.5; Н.А.Желваков/сост./.Хрестоматия по истории педагогики,т.4,ч.2.М., 1936,стр.515 примеч. この審議会の召集を優先さ

せてвус評議会は7月半ば、8月1日開会予定のвус大会の9月末への延期を決定したのであった（本章の註(29)参照）。

(98) НУ,№15-20,стр.13; Бендриков.Указ.статья,№5,стр.112.

このうち8月3日の臨時総会は、上京してきた教師を含む、вус8月大会の参加者が多数傍聴した（第三節を参照）。或は国家委員会の活動を公開するために、この日、総会を開いたのかも知れない。

なお、カラリョーフは6月4～10日の会議をもって第一期としているが、ここでは、『人民教師』誌上に見られる当時の数え方に従った。また、カラリョーフは「10月初め」にも総会が開かれたことを示している。

См.: Королев.Указ.очерки,стр.67,68.

(99) Лихачев.Указ.статья,стр.105-106; НУ,1917,№15-20,стр.13.

(100) НУ,там же; №23-24,стр.3; Бендриков.Указ.статья,№5,стр.113.

(101) Иорданский.Указ.статья,стр.7.

(102) См.: Бендриков.Указ.статья,№5,стр.112; Желваков.Указ.хрестоматия,стр.515.

(103) НУ,1917,№15-20,стр.13; №21-22,стр.7-9; №27-28,стр.3-5; Королев.Указ.очерки,стр.67.

(104) Иорданский.Указ.статья,стр.7.

(105) Королев.Указ.очерки,стр.65.

(106) О.Смирнов.Истекший год в жизни народной школы. НУ,1918,№1, стр.5.

結　語

国家的規模の教育制度改革とりわけ初等教育改革に対し、見るべき成果をあげないまま1917年の秋を迎えた全ロシア教員組合の内部には矛盾が募っていた。

「プスコーフ県教員報知 Вестник псковского учитель-ства」の10月15日付第4号誌上には、ВУСの8月大会を批判して、「沢山の（実に多過ぎる！）議論が行われた。しかし本当の現実を知る者なら誰れしも幾ばくかの失望と不満の念を抱かずにはいられない」と述べる記事が掲載された。※また、ボリシェヴィキ教師をはじめとする組合員たちは、プロレタリアートと農民の権力こそが人民の教育と生活の向上の条件を保障するものと決断して、臨時政府

※　А.Беляева. Борьба большевиков за коренное преобразование дела народного образования в России."Народное обр.",1957,№11,стр.12.

の打倒の闘いに加わっていた。

明らかに全ロシア教員組合の内部においても、ВУС ——国民教育国家委員会——連立臨時政府と連なるラインによる教育改革の実現という方針は、既に採らいでいたのである。

しかし他方、国民教育国家委員会内部では、法案作成の作業が続いていた。この中で10月半ばから末にかけて、相次いで完成し、発表された法案が、「諸県の国民教育管理機関臨時設置令 Временное положение о заведывании делом народного образования в губерниях」案と、「統一・普通教育・公立学校臨時設置令 Временное положение о единой общеобразовательной общественной школе 」案であった。※この2本の法案は、ВУС 8月大会で表明された、一定の後退を含んだブルジョア民主主義の思想に基づきながらも、それなりに体系的な制度改革案であった。

※ В журн."Новая школа",1918,№9-10,стр.520-525; "Народный учитель",1918,№ 1,стр.7-15,и др.

これは、国民教育国家委員会に結集した活動家たちの思想と理論の到達点を示していた。国家委員会のこれらの文書は、十月革命による新しい労農権力の樹立の後、この新権力に反対する陣営の内で一定の支持を保ちつづけてゆくのであった。